

平成20年知立市議会 9月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成20年9月26日（金） 午前10時00分

2. 招集場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

永井 真人	池田 滋彦	林 郁夫	高木 正博
風間 勝治	中島 牧子	田中 信好	

4. 欠席委員

な し

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	本多 正幸	副 市 長	田中 勇
建設部長	足立 光司	土木課長	稲垣 衛
建築課長	鈴木 邦典	都市整備部長	杉浦 五一
都市整備部次長	渡邊 浩文	都市計画課長	塩谷 興信
区画整理課長	林 勝則	都市開発課長	神谷 幹樹
上下水道部長	名倉 輝夫	水道業務課長	岩瀬 晴彦
水道工務課長	清水 清久	下水道課長	平岩 敏男

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第65号	知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第67号	知立市有料駐車場の指定管理者の指定について	〃
議案第69号	平成20年度知立市一般会計補正予算（第2号）	〃
議案第71号	平成20年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	〃
認定第1号	平成19年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第3号	平成19年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第6号	平成19年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第8号	平成19年度知立市水道事業会計決算認定について	〃
陳情第12号	国営土地改良事業制度の存続を求める陳情書	採 択

午前10時00分開会

○池田委員長

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は9件、すなわち議案第65号、議案第67号、議案第69号、議案第71号、認定第1号、認定第3号、認定第6号、認定第8号、陳情第12号です。

これらの案件を逐次議題とします。

議案第65号 知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○永井委員

おはようございます。

それでは、議案第65号について、少し質疑をさせていただきます。

本会議の中でもやりとりはありましたので、この市営住宅の入居申込書の中に暴力団じゃないという誓約文を盛り込んだことによって市営住宅を利用される方が安心感を持って入居できるということが非常に理解させていただきました。

その中で少しお聞きしたいんですが、議案の条例中にある追加された部分ですね、(5)の方の入居する際に暴力団とわかれば入居はできないよと、これは理解できます。その次の(6)の方なんですけれども、暴力団員であることが判明したときという一文であります。

これは管理規則によって収入報告が年1回あって、その職業欄を見て、もし、それによっては警察に確認するということですが、当然、職業欄にそれなりの組織の名前を書けばすぐわかるんですが、偽った場合、あるいは、ここに括弧書きである同居者が暴力団員であるという、暴力団員の方が同居された場合、この辺がちょっと判断というか、判明しにくいと思うんですが、これはどういうふうでわかるのでしょうか、教えてください。

○建築課長

同居というんですか、暴力団として判明したと

きというんですか、今現在、それが判明ということとは同居ということで理解していただいて結構だろうと思うんですが、今現在、入居している方はそういう関係の方はみえないというふうに信じておりますが、この場合、暴力団が判明という場合ですけど、通常でいわれる恫喝だとか、そういう言動というんですか、そういうものがあって苦情等があったときに、一応うちの方で職員で対処させていただきますと、それで、それらしき人と思われる方であれば公安の方へ問い合わせしていきたいというふうな格好で考えております。

以上です。

○永井委員

ありがとうございました。

その恫喝行為とかがあったらと、それぐらいしか確かにわからないとは理解しますが、判明したときなんですけど、例えば同居人が暴力団員であるとわかったときに、これは条例の効力はどこまで市役所が持っているのでしょうか。

○建築課長

条例効力といいますか、暴力団と判明したときですけど、それについては職員の方から退去の方のお願いというんですか、そういうような格好の進めさせていただく格好になります。

以上です。

○永井委員

職員の方が退去命令を出して素直に退去していただければ何の問題も、問題ないという言い方も変ですけど、問題が既にあると退去命令を出すわけですので、それはそれでいいのかなと思いますけれども、居座られたというか、そういうときの対処はどうされるんですか。やはり、警察の介入が必要だと思いますがいかがでしょうか。

○建築課長

警察の方にお頼みといいますか、うちの方であくまで進めさせていただいて、何ていうんですか、うちの方に暴力というんですか、そういうような行為があったときはお願いするかもしれないですが、あくまでうちの方の事務手続として進めさせてもらおうと考えております。

以上です。

○永井委員

多分、そういう方は居座ると思われますよね、素直に聞くようでしたら最初からこういう宣誓文を入居のときに書くわけですから、同居人の方がといますか、もともと住んでいる方が見るわけですから、その辺、市役所の方、そんなに暴力団に対して強く言っていただけますか。どの時点で介入されるのか、暴力事件が起きな警察が入らんよというのはちょっと不安だと思うんですが、その辺いかがお考えでしょう。

○建築課長

暴力事件ということもありますけど、うちの方が再三お願いし、最終的にはどうにも出ていかれないということであれば弁護士さんをお願いして裁判という格好になってくると思います。

以上です。

○永井委員

弁護士さんをお願いして退去をしてもらうということですが、じゃあ、やはり居残るということがもう暴力恫喝行為になるというふうには判断できませんかね。早いうちの警察介入だと思うんですけれども、いかがでしょう。

○建築課長

あくまで、その退去のお願いといたしますか、その時期がいつになるかということもありますけれども、暴力団ということが判明した段階でお願いしていく、その都度、その期間というんですか、それがどのぐらいでやるかということとはちょっとまだ検討は申しわけないですけどしていませんもので、そこら辺は再度検討させていただいて、今言われるように、居住者、付近の住民の方の安全、安心というのは主な考え方でございますので、そういうことでなるべく早く出ていただくような格好の手続きはとっていきたくて思っております。

○永井委員

強制退去とか、そういうことはできるんですか。転出届を出さしてしまうというか、その辺の手続上のことをちょっと教えてください。

○建築課長

うちの方が現在行っておりませんが、名古屋とか大きいところでやっておるのが家賃の滞納ですね、長い間、具体には1年、2年と滞納する方がみえるかどうかちょっとわからないですけど、そういう方と同じような手続の進め方でいくしかないかなと思っております。

以上です。

○永井委員

やはり、市役所の職員の方が暴力団員の方と折衝をして暴力団員の方が素直に言うことを聞くというのは非常に疑問を感じますので、やはり対処方法としてできるだけ早いうちの警察の介入ということ、ここは強くお願いさせてもらいまして、私のこの場での質問は閉じさせていただきます。

○中島委員

市営住宅の入居申込書というのが、様式の第1号としてここに載せられておりまして、ここに問題になっている暴力団でないということを誓約し、また県警本部に問い合わせいただいても結構という、そういう同意をするという、印鑑を押して入居の申し込みをするという、こういうことですね。

県の方の申し込みの事例もとってみまして、言葉は違いますが、そのようなことが書いてあると。これは、市町村で同様の措置をとっているのか、どのような指導があったのか、まずその点を確認したいと思います。

○建築課長

この申込書に書いてある文言につきましては、指導ということではございませんので、各市ある程度ばらばらの状態でございます。

以上です。

○中島委員

言葉はどうでもいいんです。趣旨がこういう形でやられているのかと、県だって言葉は違うといったでしょう、そういうことです。

○建築課長

趣旨としましては、この申込書にうちの方が記載していない市町もございます。

ただ、記載はしていなくても調査というんです

か、警察の方の問い合わせ等はすべての市町村で行うというふうな格好で聞いております。

○中島委員

こういう誓約書はないけれども、問い合わせを行うということを決めているということですか。

○建築課長

そのように聞いております。

○中島委員

誓約書がなくてもそれができるんだという、こういう権限を市が持っている、市町村が持っているということですか。

○建築課長

条例の方をうたっておって、それに基づいて各市町はやられるというふうに思いますが、うちの方としては文言を明確にした方がいいかなという格好で申込書に記載させていただきました。

以上です。

○中島委員

暴力団のこの法律をちょっと見てみましたが、詳しいことが書いてあるわけじゃなくて、いわゆる一般的な組に入っておることだよということなんですね。それだけのことであって、公営住宅そのものが全体、国、県レベルすべての条例の中にこの法律が条例に反映して実施していると、この点はすべての市町村が行ったという見解でいいんですか。

○建築課長

ちょっとうちの方としては申し込みといいますか、条例に上程するのはちょっとうちの方、おかれておる関係でございますが、碧海5市につきましては、碧南市にしては平成20年6月、刈谷市平成20年3月、安城市平成19年12月、高浜市はうちと同じように今、上程していると思います。ほかの全国の市町についても、多少月日の違いがありますが、これはすべての市町で上程させていただいておると思います。

以上です。

○中島委員

それは、この暴力団による不当な行為の防止等に関する法律というものができたのは大分前です

よね。平成3年のころでしたか、平成13年でしたか、平成3年でしたか。その確認をしてくださいね。

それと、公営住宅でこれを盛り込むという、この流れというものは何を根拠としてまずすべての市町村が条例化するというふうになったのか、その点も根拠を説明してください。

○建築課長

この条例を制定させてもらう趣旨としましては、平成19年4月20日、東京の町田市の都営住宅におきまして、暴力団員による立てこもりの発砲等の事件が発生したことを受けまして、公営住宅における暴力団員における不法行為等が調査したところ、ほぼ全国的に多数発生しているということをもちまして、公安関係と国土交通省と協議させていただいて、こういうことで、いわばいけないということで、そういうものは直接添付出してそういうような格好でしなさいということの通達が平成19年6月1日付で出ております。

それについて、うちの方今回上程させていただいたんですが、そこら辺について日程のおくれがあったことはうちの方の事務手続で申しわけなかったと思います。

以上です。

○中島委員

あってはならない、本当に住民にとっては困るという、そういう事件ですから、これをどうしようかという、その姿勢は大事なことだというふうには。

改めて、平成19年、昨年6月1日の通達はどこから出たものか、もう一度お答えください。

○建築課長

6月1日については国土交通省で出ております。

以上です。

○中島委員

その経過はわかりました。

入ってからですと、今、永井委員も言われたようなさまざまな問題があって、例えば滞納のあれと同じだよという言い方もされて、家賃滞納も全く応じない場合には弁護士を通じ裁判を起し強

制退去命令というような形をとる、それと同じだよという扱いのことは説明されたわけなんですけれども、できれば、そうならないようにということの趣旨で今回は条例が出ていると。

ただ、思うのは、入居申込書でこれは全員に対してこれを行うんだということですよ。もう入居がほぼ決まってくると、抽選して最後の段階でそれをやらせてもらいますよということではなくて、申請書を出すときに全員これをやると、一網打尽にというのはどうかということが問題だと思うんですね。

現在、ちょっと入居申請をストップするというような事態も昨今ありましたね。あまりにもいっぱいになりすぎたのでストップしちゃったというようなことがありましたけれども、今、申し込みをされていて、待っていらっしゃる方は現在何人ぐらいおみえになるんですか。

その方たちへの対応はどういうふうにするんですか。

○建築課長

現在、待機者としましては33名の方が待機になっております。

その中のうち、23名の方が独身の高齢者の方という格好で聞いております。

申請につきましては、今、八橋住宅が空いておるところがありますが、そこにつきましては、八橋としては独身世帯では入居は難しゅうございますので、10名の方に空いてある八橋の市営住宅に入居されるかどうかを確認させていただいたところ、八橋住宅にはちょっと入りたくない、中山か本田に入りたいという格好で、今現在、八橋は空いた状態になっています。この条例が制定された後に募集をかけていきたいと思っております。

今言われる33名の方の入居ですが、それについて、以前に申し込みを受けたという格好でなっておりますので、その方まで調べていくかどうかちょっと、一応、正式といいますか申し込みを受けたような格好になっていますので、その辺をちょっと検討させていただきたいと思います。

○中島委員

33名の人をこの条例がかぶっていけば独身の高齢者もみんな暴力団員かどうかを全部調べると、こういうことですよ、もしかぶったら。それはどうしようかな。

でも、これからだって独身のおじいさん、おばあさんのひとり暮らしの人、皆、暴力団かどうか調べるという条例を今からつくるんでしょう。

でも、見た目で怪しいからといって、若くていかつい格好しているからこの人は調べようとか、そういう差別もできないだろうというふうには思いますけれども、少なくとも入居申請で、申請をした段階で全部調べるとするのはどうかというふうに思うんですね。

それで、入居する場合というのは特に誓約書というはないんですか。入居が決定されてから契約書といいますか、入居するための契約書というのはないんですかね。

○建築課長

この入居申込書の段階でそういうような契約関係のことはうたってありますもので、あと入居についてはいろんなそこら辺の手続きちょっと詳しくは申しわけないんですが、賃貸借契約等は行うとは思いますが、そこら辺ちょっと不勉強で申しわけないです。

○中島委員

だから、一応、第1次の入居決定が行われたと、例えばね。そして、第1次の入居決定、当選しましたよと、その後、そうでないかどうかは、本当に資格があるかどうかは調査させてもらいますと、こういう段階を踏むべきじゃないかと思うんですが、申請したら全部県警本部にこの人どうですかという問い合わせをするというのはちょっと人権侵害じゃないかと、この点はやっぱり留意して事を運ばなければならないと思うんですね。いかがですか、そういう二段階方式で行うと。

それで、入居に当たっては条例なり何なりというものを、簡単に入居資格はこうですよというものは提示するわけでしょう。その中に暴力団だめですよと書いてあるわけでしょう。

だから、そのところをやはり申請をするとき

にきちんと説明をして申込書を書いてもらう、その範囲でいいんじゃないですか、申請の段階では。

改めて、入居に対する抽選等が行われて第1次審査が終わって、第2次審査でこういうことをやらせてもらいますがいいですかと、このぐらいの最後の念押しなら私わかると思うんですけどね。そういう方法をとられたらいいかですか。

これは知立市がどういう方法でやってもいいわけでしょう。その辺は少し工夫したらどうかと思うんですよ。どうですか。

○池田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○池田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

申し込み、例えば10名の方決めて、抽選等をやらせていただきまして、入居者と第1位に入居された方について調べさせてというような格好で進めさせてもらいたいと思います。

○中島委員

これからはすべて抽選ですか。今までは順番待って、ここが空いたけどいいかですかと電話で、私はそこはだめですからキャンセル、こういうような感じでやってましたよね。

これからはすべて抽選にするということを前提でお話しされていますか。

○建築課長

市営住宅の申し込みといいですか、条例上につきましては抽選という格好になっておりますので、抽選で進めていきたいというふうな考えであります。

ただ、今まで受けた方、33名の方ですね、その方について抽選どうこうで、あなたたちだめだよというわけにはいきませんもので、その方たちについてはちょっとお伺いはさせていただきますけれど、ただ、お話を聞いておる中におきまして、申し込みされてから年数がたっちゃっているもの

で、子供が学校に入っちゃただとか、保育園に入っちゃただとか、生活様式が変わっておるであいいわという方もみえますもので、そういうかたについて徐々に消していく話になりますが、33名の方、最終的に何名残られるかどうかちょっとわからないんですが、その方たちについては抽選は、中山本田という格好ですが、中山本田につきましてなかなか空きがございませんもので、そこはそんな格好で抽選じゃなく申し込み順でそちらの方については進めていくしかないかなと思っております。

○中島委員

ちょっと改めて確認ですが、抽選というのはどういうスパンでやるんですか。抽選月を決めて、3カ月に1回抽選するとか、6カ月に1回抽選するとか、そのルールを今まで空いていたら入るという方式をずっと私たちも聞いてきましたので、抽選だっていうふうになると、はっきりルールを示してもらわないと困るんですがね。

○建築課長

抽選で行く場合に、入居したですぐ抽選というわけにはいきませんので、広報等を載せるについて2カ月か3カ月前に広報載せないけませんもので、空いた都度、その都度やっていきたいという格好で考えます。

2戸3戸まとめてやるのではなく、1戸でも空けばその都度抽選等をやっていきなまらずいかなと思っております。

○中島委員

そうすると、1戸空いたら抽選と、次空いたらまた募集して、最初漏れた人も次また手を上げて抽選に参加する。また落ちたら次の抽選に参加するというので、永遠に落ちる人がおると。ずっと待っていても、そういう優先権は一つもないという、こういうふうにはこれからなるということですか。

○建築課長

そういうような格好でいかせてもらいたいというふうな格好で考えております。

確かに運が悪ければ3回やって3回とも落ちる

方もみえるでしょうし、そういった確率の問題という格好になりますもので、2回申し込んだであんた今度は優先的に入れるよとか3回申し込んだら入れるよという格好は、それはちょっと今現在は考えておりません。

○中島委員

そうしたら、空きが出たら、2、3カ月後に抽選をするというルールでいいですか。その途中でまた1戸空いたと、それも何かルールがあるような感じがするんですけどね。

月を決めておいて、例えばそれまでに2つ3つ重なってくる可能性もありますよね。広報でお知らせするんだったら、1つ空きましたから抽選しますとって広報して、それを待っている間に2つになっちゃったというようなことにもなりますよね。ですから、もう少しその辺のルールをはっきりさせないと、まずいかなという感じがするんですけども。

それから、次はいつ募集するんですか、今、八橋が空いていると。幾つ空いているんですか。

○建築課長

市営住宅の入居の申し込みにつきまして、月を決めて申し込むという格好、例えば、1月、3月というような格好に、それを申し込み月だとした場合に、申し込まれても空きがいつになるかちょっとわからない場合がございますもので、さっきも申したように、申し込んで当選した方の、また3月転勤だとかそういうような格好もありますもので、空いた都度にやらさせていただきたいなというふうに考えております。

1戸申し込んだ段階でもう1戸空いたという格好であれば、それは、その手続に間に合えば2戸の募集という格好になるし、間に合わなければ1戸だけという格好に、また残りの1戸を募集するような格好になると思います。

それと、今現在、八橋で空いているのは何戸かということですが、今現在5戸空いております。

○中島委員

大至急、これ募集してあげたらどうですか。今、なくて困っている人幾らでもいるんですよ。この

条例ができるのを待ってということで留保しているんですか。

どうして、そんな5戸も空いておって放ってあるんですか。募集というか、今、一般的な受け付けはしているんですか。とめていたという経過がありますけれども、一般的な受け付けはもうしているんですか。

○建築課長

まず、一般的な受け付けにつきましては、今現在もとめております。

それと5戸空いておる、一遍に5戸空いたわけじゃないんですが、昨年の、先ほど申しました10名の方ですね、10名の方に申し込みについて順次、八橋に入られますか入られませんかという問い合わせですね、郵便等でやりとりしておる間に、1人の方一遍出して戻って来るという格好ではないもので、その1人の方について対応する期間が長くつっちゃったわけです。

その長くついた結果、その途中でぼこぼこ退去者というんですか、がみえて、今現在、結果的には5室が空いておるといって格好になっております。

○中島委員

何か手際がよくないなという感じを受けます。これだけ住宅困っている人がいっぱいいるという御時世に、市営住宅が5つも空いているのという、私は驚きですよ。

高笠原議員もいろいろストック計画のことで聞かれたりいろいろしています。そのときにも足りないから足りないからと、新しい市営住宅を早くつくろうという、こういう話を一方ではしているし、現に計画をつくっていただいて、屠畜場の跡地などを高齢者メインにしていこうかというような話もしながら、計画している最中ですよ。

なのに、5戸空いているままでずっと放置されているという、手が打たれていないということが非常に私はびっくりしちやっただんですけどね。何で早く募集などをかけたりストップを解除するとかしなかったんですか。

私、現に相談者連れていきましたよ、入りたい

という人。そうしたら、ストップだからもう受け付けられないと言われてたんですよ、ほんの2カ月ぐらい前ですよ。それで入れない、いまだにその人探してますよ。なくて、困って。追い出されるとい背景に困っている。行ったら、窓口ストップ。空いてたんじゃないですか。だったら、仮受け付けでもしておいて、空いたらすぐ連絡しますというぐらいのことを何でしないんでしょうかね。どうですか。

○建築課長

先ほども答弁させていただきました10名の方のやりとりですね、そのやりとりについて、1名の方について1週間やそこらで返事が来るわけではございませんし、また、どこか申し込んだ時点の転居されておる場合、その転居先まで持って行って最終的な意思確認をやっておる、その間の時間が長くかかったということで、実際に事務が滞っておったということではなく、それなりの事務をやらせていただいた結果、今のようになってしまったという格好でございます。

○中島委員

入居の申し込みをされるときに、暴力団のこともいいですけどね、申し込んだけれどももしほかの家が見つかって、その申し込みはキャンセルだと、キャンセルの連絡くださいぐらいのことを申込書に書いておけばよかったんじゃないんですか。ほかに転居しちゃった人は市営住宅にいない方ですよ。そういう現実問題をもう少し直視した対応がしてもらいたいと思います。

暴力団の、知立市ではまだ今まで一度も暴力団騒ぎはあったわけじゃない。だけど、起こるかもしれない。それは否定しませんが、だけど、現にうちに困っている人たちの対応を一番最初に急がなきゃならないというふうに私は思いまして、それは早く困っている人に対しては早く手を差し伸べる、そういうことをしてもらわなきゃいけないですよ。

この5戸についての募集はもう広報に載ったんですか。

○建築課長

広報の掲載につきましては、日程の都合上、10月16日号に載せていただきます。

それで、11月に抽選を行いたいと思っております。

○中島委員

例えば、生活保護で家が困っててというようなケースもいっぱいありまして奔走するんですけども、そういう方たちの優先入居を、空いているだったら、それこそおととい何とかあったというケースもあるんですけども、空いてないから、市営住宅も公団も空いてないからということで、結局、公費で住宅を見るわけですけども、市営住宅よりも高い住宅に入って、公費を余分に使うことになるんですね。

空いているんだったら、そういうときに生活保護で緊急措置が必要だというような場合には目を開くとか、そういうことはできるんですか。

○池田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○池田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

すみません、お時間いただきまして。うちの方としては、取り扱い等はやっておりませんが、生活弱者、要は母子家庭だとか、そういう低所得者、そういうものの方について優先的な入居枠というんですか、そういうもの等をやっているところもございまして、うちは今現在ございません。

先ほどちょっと出ました、新たにつくる市営住宅ですね、そちらの方にそういうようなものを枠というんですか、そういうものをつくるような枠を入れるのか、そういうものを検討していきたいと思っております。

○中島委員

そういう枠というものをどこまでということはまだ検討しなきゃいけないと思いますけれども、空いた際には抽選ということじゃなく、例えば優

先にするとか、そういう場合は。暴力団の調査はするけれども、その方の生活がどれだけ困っているのかという調査をしっかりと、ここの感覚を忘れてはならないと思うんですね。

生活保護で何とか4万8,000円ぐらいまで家賃を認めるということになりまして、入れる住宅がちょっと枠が広がって、先ほど言った人は4万2,000円のところを探してきました、何とか枠で。3万7,000円ならだめだったんだけど、見つかったというものの、市営住宅だったらうんと軽減もされるということも含めて、3万円ぐらい違ってきちゃうんじゃないですか。生活保護が援助するお金もそのぐらい変わってきちゃうんですね。

ですから、それは決して不公平ということよりも、税金を上手に使うんだという意味で言うならば、そういう方法をとって、枠をとっていくということも必要だというふうにお願いしておきます。

そういう、現在の問題は今ちょっとあぶり出されてきたんですけども、暴力団の問題については、私は一網打尽に最初から全部調べますよと、印鑑を押さなきゃいかん、非常に気分を害されるというふうに思います。暴力団でもない人が、あんた暴力団かどうか県警に問い合わせるからねと、こういうふうにやられるわけでしょう。すごくこれは人権問題だというふうに私は思います。

法律上、こういう形でやると。百歩譲って、本当に入居の最終段階では調べさせてもらいますというぐらいのことでよいんじゃないかと、この様式第1号、これも条例の中で決まってくるんで、この条例提案が通ると、これもう様式まで全部決定されちゃうんですね。決定されちゃう。

私は、この様式そのものが問題があるというふうに思いますけれどもね。問題が起きるから起きるからと言って、全部犯人扱いしちゃうということでしょう、全部犯人扱いですね、これは。

市長、どんなものですかね。様式については問題があるんだとしたら、今後のやっぱり検討課題にさせていただきたいというふうに思いますが。

○本多市長

これは考え方もありますけれども、私は入居される方がこの申込書を御記入いただいて、これを読んだときに、多分、ほとんどの方はここまできっちりやっているんだという安心感を私は持っていただけるというふうに思っておりますので、今回についてはこれで進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中島委員

みんながそう思うだろうというふうに市長がおっしゃっているだけであって、人権とか、今プライバシーとかいろんな感覚を鋭く持っていらっしゃる方は大勢いらっしゃると思いますよ。本会議で市政会の方も指摘されたということですよ。

ですから、私は市長がこういうものを見たって何とも思わないだろうというふうに逆に安心するというふうに思われる感覚はおかしい、ゆがんだ感覚だなというふうに私は思います。

募集をかけるときに条例をしっかりと理解していただく、この点の努力って、今どうやってやっているんですか。所得が大幅に伸びてもとかいう話とか、いろいろありますよね。それから滞納。滞納問題は苦しくなっているということですから一網打尽に退去命令というふうにはなかなかできない。それは配慮していただきたいと思いますが、収入基準とかいうものも相当大幅にはみ出しているというような例も聞いているわけですが、その辺の条例についての理解を入居者にどのように入所する前に求められているのかという点はどうなんですか。

今度の暴力団のこともそうですが、入居する前に条例そのものを私は、この申請書を読めというんじゃなくて、条例そのものを理解してもらって、ここが大事だと思うんですが、その点どういうふうに入所の申請の際にやっているのか。

○建築課長

入居の手続というんですか、そこら辺を入居者に説明を細かくとはちょっと存じ上げてございませんが、その都度、入居者に関しては説明ですね、それに必要な説明をさせていただいておるといふような格好で理解させていただいております。

○中島委員

相談者を連れて行くとか条例まで簡単に書いたものを持ってくるということはないですよ。

ただ、所得制限で当てはまるかなという話はもちろんありますよ。入居するときに、当てはまった当てはまったとって申し込まれる。これがオーバーした場合にはこうなりますよという話までは入居の際にはあまりしていらっしやらないというふうに思うんですよ。

今、この中に記載内容が事実と反する場合にはいけませんよということが書いてあるし、この入居の資格条例をきちんと守ってくださいよというような言い方というのか、暴力団だけ突出して書いてありますけども。

そういう資格について、入居資格についてこれが変わった場合にはというようなこととか、そういうことは一切書いてない。記載が間違っていた場合には、これはだめですよということは書いてあるけれども、記載に偽りがあった場合にはこれは撤回するよということが書いてあるんだけど、条例はもっと奥深いいろんなことが書いてあって、それについて理解をしていただいて、それを認めるという誓約をするならば、暴力団も全部それに入るわけですよ、全部入るんですよ、入居資格の中ですから。

これだけここにばんと文章を書かなくたってほかの資格条件だってあるのに、その資格条件については何ら触れておらない、ここでは。そういう意味ではちょっと片手落ちじゃないですか、と思うんですよ。

全体の条例をしっかりと把握していただいた形に入るんだよということが担保されなければ、こっただけ突出したってだめじゃないんですか。

○建築課長

入居者の方に対して条例を全部渡して条例の説明等はしてはおりませんが、最低限必要な、今言われたような収入基準ですね、それにつきましては毎年入居者の方に、7月だったと思うんですが、収入申告を申請をしていただき、同居者の方が変わった場合には、その都度申請していただくんだ

よという、そのような格好の同居がふえた場合、逆に減った場合、そのようなものを出していただかないと使用料等が変わりますので、そういうようなものはやっていただきたいという、そういう最低限の説明はさせていただいておると思います。

以上です。

○中島委員

もし、じゃあ入居の段階では暴力団員じゃなかったけれども、その後ということも、先ほども少しありましたけれど、現在入っている人は何の調査もない方たちが入っている。調査しろということじゃないですよ。だけど、その後、息子が暴力団に入っちゃったと、同居しているということもあり得るわけですよ。

この宣誓書は家族ということも含めてだけでも、それは後からでもこれは調べるよということを意味する宣誓ですか、これは。

○建築課長

同居で入居者が、今、想定で申しちゃいかんかもしれないですけども、暴力団に入るという格好であれば、二十歳以上であればそれなりの収入があると思うんですが、収入の申告の場合に、申請していただく場合に、御両親の申請はあるでしょうけれど、その方についての申請が虚偽の申請がなくてはならないかなというふうな格好で考えて、また、その申請について虚偽の申請があればそれを、お宅は要は退去というんですか、そういうような格好の手続に入っていきような格好になります。

○中島委員

全体として、私は基本は変わらないわけですけど、考案的には、やっぱり一網打尽にはということをおもうわけですが、先ほどもありました入居者がそうであったという場合の対応ということで効力を持つという保証ではこれはないなという感じがしたんですけども、効力を持つ。

入居を阻止することはできると、入居してから団に入った場合の人を退去していただくという、そういう効力がなければ同じじゃないかなと思うんですよ、効力。

入居してしまった方がそうであったと、また後ほど入ったということがわかったと、調べたらわかったと、そういう場合に退去する効力を持たなければまたこれは何の意味もないということになってしまうんですね。

強制的なというか、どういうことかわからないんですけども、そういう効力という点ではどのようにお考えですか。

○建築課長

その入居後、暴力団に加入された、構成員になられたという場合もありますが、その場合に、判明した段階で法的な申請、さっき言った収入の申告ですね。そういうような申告が虚偽の申告に当たり、それが判明した場合に所定の手続をとって退去を願うという格好の手続になってくると思います。

細かいことはちょっと申しわけないですが、そのような手続になってまいります。

○中島委員

収入はすべてそれがあぶり出す条件になるものだと私は考えませんが、ただ、そうだとわかった際に、退去していただくという具体的な行為が保証できるのかということを知っているんです。

裁判所に訴えると、そこで退去命令も出たと。その次どうなるんですか。

○建築課長

詳しい手続は申しわけないですけど、ちょっとわからないですけど、手続としては職員が行ってお願いして、だめだと。裁判で退去命令が出たと。退去命令が出て出ないということになれば、裁判所の代理執行という格好になるかと思います。

○中島委員

裁判所の代理執行というのは、警察権力も一緒に来るということですか。裁判所というのはどういふことを言っているんですか。

○建築課長

警察官ではなく、裁判所にそういう、ちょっと正式名称は忘れたんですが、執行官ですか、の方、そういうことを行われる方ですね。今回言う市営

住宅じゃなく、建物なんかに入居された場合に、そういう方を出していくことを執行官という、そういう方がみえるわけです。その方が裁判所の命令に基づいて行うということです。

○中島委員

知立団地でもそう多くはないですけど、それをやられているんですね。裁判所で決まっちゃったと。そういう人が来て、弱々しい老夫婦を追い出しちゃうんですね。それでも追い出しちゃうんですね。公団は3カ月滞納したらすぐ裁判だという厳しい措置を今、公団じゃないですね、URですね、いうぐらいで、厳しいんですけど。そういう相手だもんだからいいけど、多分、暴力団となったらなかなか難しい問題は残るなということだと思います。

だから入れたくないという思いもわかります。だけど一網打尽という方法はやっぱり公の措置としては考えなきゃならない、もう少し知恵を働かさなきゃならない、条例化しない市もあるという、自治体もあるという、条例化というか、様式まで、こういう様式までも条例化してない。暴力団は入れませんよという条例はあっても、様式、この入居申請、入居申請の様式まではこうしていないところもあるというふうに言われたでしょう。

私は百歩譲って、条例は載せていいと思うんですよ。だけど、様式については、これは載せない自治体が私は正しいなというふうに思いますよ。それにかわる措置がとれるわけですよ、条例で。ということ堂々めぐりになるんで私は質疑を終わりますけれども、ほかの、そういうやっていないところがどういう方法をとっていくのかということについてもきちんと私は調査しておくべきだというふうに思いますけれども、そこまでの調査はないということでしょうかね。

○建築課長

先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、ここに、申込書にうたっていない市町におきましても、全員、申込者全員やるのか、今言った当選者についてやるのかという格好の違いはありますが、各市町とも公安についての暴力団かどうかの

確認はさせていただくというような話は聞いております。

○中島委員

様式がなくてもできるということだね。

○建築課長

様式にうたってなくても、それは行っていくという格好でございますので、逆にうちとしてそういうことをやりますよということを申し込みの段階で本人に周知させるということで、逆にわかりやすくいいかなと思っておりますが。

以上です。

○池田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第65号について、挙手により採決します。

議案第65号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手多数です。

したがって、議案第65号 知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○池田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号 知立市有料駐車場の指定管理者の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中島委員

本会議でも高橋議員がいろいろ指摘をした経緯がありまして、あまりいろいろなわけですけれども、確認といたしますか、私どもも指定管理者のこの制度そのものの導入については反対した経緯がありましたが、この駐車場の件については賛成したと。民間がやっていく、十分にやっていけるといふ、逆にノウハウは高いといふようなことから、これについての指定管理はいいだろうといふ、それぞれの対応をさせていただきました。

その中には、指定管理者は当然、入札で決めていくんだと、公募で決めていくんだと。これが前提といふふうになっていたといふふうに思うんですね。

それが今回は、そういう形ではないよということを出たと、ここを問題にしたいわけですね。その点では、今までの実績、それから苦労してきたノウハウ、そういうものを生かしてもらおうといふ、それはわからないでもない。それが前面に出ると、永久に1社独占になってくるということともなり得る話でありまして、どこで線を引いて入札をかけていくのかといふ、これは大事なことだといふふうに思うんですね。

その点明らかにして、次、5年たった段階で入札をするということであったのか、その辺もう一度明らかにしていただきたい、今後の考え方をお願いします。

○土木課長

公募によらず単独指定ということで今回したわけですけど、今おっしゃられるように、今までの平成18年、平成19年の実績、そういったものは御承知のとおりだと思います。

それで、まだまだことしもそうなんですけれど、いろんな改善策を考えてみえて、まだそれが道半ばといふか、まだ効果があらわれていないとか、そういったようなことがありますので、条例上は5年以内という形になっておりますので、そういったことを踏まえてもう2年間、今ポイントカードですとか、来年度からは事前精算機とかいろいろなこともやっていきたいなといふ、そういった

ことで、今、平成18年、平成19年、5%ずつぐらい売り上げも伸びておまして利用者もふえているということから、もう2年間様子を見て、次回、5年たったあとの後には再度公募にかけようということで私の方は考えております。

以上です。

○中島委員

5年たった後というか2年たった後ということですね。そして、その後についても5年スパンで入札という基本を持っていらっしゃるということなんですか。

○土木課長

ただいままで3年間やった内容と、今後の2年間で様子を見るという経過からしますと、5年スパンで公募でいった方がベターではないかというふうに私の方は考えております。

以上です。

○中島委員

その方向だけは確認をしておきます。

それで、いろんなアイデアをたくさん出していただいて利用者が伸びたという実績を評価すると、こういうことなんですけれども、有料駐車場の対策協議会というのが前あって、市民の、利用者の意見を出していただく会議等があって、いろんな要望も反映しようということでやってきた経緯がありますけれども、これについてはどのようなふうになっていますか。

○土木課長

駐車場対策協議会につきましては、いろいろ料金の設定ですとか、業務の改善の中身ですとか、いろいろ協議をさせていただいておるわけですけど、この指定管理者の延長につきましてもそういった形で2年間延長して様子を見たいという中身では協議させていただいております。

以上でございます。

○中島委員

平成19年度も対策協議会を開いたという調書があったと思うんですけども、これは1月24日、7名分の報酬が4万7,600円払われていると、これは1回開いたということなんですけれども、こ

れは、市営駐車場に関するところのみをやるところなのか、今、もう一つ新林に月決めの駐車場ですか、あれは個人ですから対象外になるのかな、ちょっとわかりませんが。この協議会はどういう役割なのかちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○土木課長

有料駐車場条例の中でうたわれております、その委員会の設置につきましては、知立市有料駐車場ということになっておりますけど、駅前の駐車場、駐輪場関係のみでございます。

○中島委員

この対策協議会の責任者というのは、市ということでよろしいんですか。

○土木課長

協議会そのものの事務局は責任者ということになると市になるのかもしれませんが、事務局として市の土木課が担当いたします、協議会の中で会長さんを選んで運営させていただいておるとい状況です。

○中島委員

十分に利用者の意見を聞くということがとても大事なんですけども、指定管理者という仕組みをつくった段階で、これは委託したと。そこに運営について市があれこれ言うということについては、逆に言うと請負という立場からいうと問題があるという、今ありますよね。

そういう関係では大丈夫かということ私には少し心配したんですね。発注者がそこで受注者にあれこれと注文をつけるということをどういうふうにするかという、細かい、もちろん大枠で契約の段階でいろいろ言ったりすることもありますけれども、その点では大丈夫かということ私にはちょっと心配して今言っているんですけども、その点はどうですか。

○土木課長

私の方から直接単独でああしろこうしろという内容ではございませんので、いろいろ業務の中身について、毎月1回報告会なんかやっておるんですけど、そういったときでいろいろの意見が指定

管理者の方からありますと、要望と会見とかいろいろ報告を交えて伺いますので、そういった内容について、新たな施策とか、新たな業務変更をしたいという指定管理者の申し出がありますと、重要なものにつきましては駐車場の協議会、そういったものにかけて、幅広く皆さんの意見を聞いた中で市の方が判断してそれを承認していくというような形でございます。

○中島委員

ですから、直接的に請け負っていらっしゃる体制の方にあれこれ注文をつけるような場面があっ
てはいけないので、市の方が責任を持って集約したものを向こうの責任者と話し合うという、こういうルールでやっているという、こういうことですね。

いろんな形でかわり方が難しいというか、今、気をつけなければ偽装請負になりますよというようなことにもなるので、その点だけの確認を私はしたいということで質問させていただきましたが、よろしいでしょうか。

○土木課長

それぞれ指定管理者と私の方で協議、市合意のもとでいろいろやらさせていただいているのと、重要なことに関してはその協議会も踏まえて進めて運営していただくようにしております。

以上です。

○池田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第67号について、挙手により採決します。

議案第67号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第67号 知立市有料駐車場の指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第69号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中島委員

今回、まちづくり交付金9,740万円というものが入りまして、それが幾つかの事業の財源更正に充てられるということで、一般財源を減らして交付金に置きかえると、こういうことが行われております。

一応、それについて関係のところ、説明をいただきたいと思います。

○都市計画課長

まず、9,740万円、これについての変更につきましては、知立駅周辺が当初におきまして7,560万円、それから八橋地区周辺におきましては、当初において5,800万円、これでまちづくり交付金としては当初で締めて1億3,360万円ということであります。

これは、内示によりまして追加がございました。9月補正によりまして4,640万円を知立駅周辺に補正増、それから八橋地区周辺に5,100万円増ということで、9月補正分としては9,740万円ということでございます。

トータルとしましては、総トータルで2億3,100万円ということでございます。

それぞれの事業別につきましては、知立駅周辺ですね、こちらにつきましては、逢妻橋が当初はついておりませんでした、600万円ついております。配分ですね。

それから上重原公園、これが当初にはついておりませんでした、2,400万円、配分を受けております。

それから、知立駅周辺地区でございます。当初が7,560万円がついておりましたが、配分により

まして9,200万円に変更増になっております。

したがいまして、これが知立駅周辺でございまして、すべてのトータルで4,640万円ふえまして、合計が1億2,200万円ということです。

それと、八橋地区でございまして、駒場牛田線、当初において5,240万円配分がありました。これが6,000万円に変更になっております。

次に、来迎寺八橋1号線、これが600万円新規に予算配分を受けております。

それと、八橋15号線、五輪橋でございまして、新規に1,500万円、それと八橋町、八橋1号線、竹橋でございまして、同じく1,500万円配分です。

それから、八橋かきつばた園、これは経済課がやっておりますが、当初が560万円、今回が1,300万円ということでございます。縮めて5,100万円ふえまして、1億900万円という配分になっております。

以上でございます。

○中島委員

一覧表をつくっていただいた方がいいかないと、これは去年の今、これ持っているのは、去年の12月の補正の一覧表で似たところが入っているんですけど、こういう一覧表がないと、今のは頭にすばっと入りませんので出していただきたいというお願いをしておきます。いいですか、それは。

○都市計画課長

出させていただきます。

○中島委員

今、項目、非常に詳しく言っていたんですけれども、この補正予算で言いますと、補正予算書で言いますと、22ページから24ページのところにかけて国庫支出金が入り、一般財源が削られるという、こういう流れがずっと書いてありますよね。

かきつばた園の方は商工費に歳出が出ていますから、740万円。その下、確認ですが、この600万円、国庫支出金が600万円道路維持費で、橋梁維持費が3,600万円、次も同じようにいきまして、203万500円、ここのところについて。

それから、次の道路事業費760万円、公園緑地

2,400万円、それから都市開発費が1,640万円ですか。これが全部そうだというふうで見えていいんですか。

○都市計画課長

都市計画総務費の方の国庫の方、230万5,000円、これの方は連立の関係の人員費ということでまち交の方だと思いますけど、ちょっとこれは自信がありませんけど、街路事業の方、これは駒場牛田線の方の変更でございまして。これはまち交で結構でございます。

それと、2,400万円の方、これは上重原公園の方でございますのでまち交でございます。

あと、都市開発の方の1,640万円、まち交に入っております。

以上でございます。

○中島委員

都市計画総務費の230万5,000円は違うということですね、交付金ではないと。まちづくり交付金ではありませんね。

○都市計画課長

今の230万5,000円の方は連立負担金の方でございますので、まち交ではありません。

○中島委員

そうするとぴったり数字が合うと。この230万5,000円の方を除くと、先ほど言った国庫支出金の三角全部合わせるとなるということです。

それで、この県支出金で、今、230万5,000円、これは明治用水の負担金が県からもすっぽり入って充てられるという、こういうことですが、ごめんなさいね、今、まちづくり交付金の話はそこでおしまいですのでごめんなさい。

明治用水の負担金1億5,699万円負担金として明治用水に支払うんですが、その財源は県から全部入っていると、今回ね。それでいいですね。

これは人員費にも回っていくと、こういう今お話があったんですが、要するに、都市開発費の県支出金が1億5,468万5,000円ということで、明治用水に出すお金よりも230万5,000円足りないというふうになっているわけですね。それは実は人員費の方にはいっていませんと、総務費の方へいって

ると、こういう事実経過でいいですか。

明治用水に負担するのはすっぽり県からの負担金で出すのかと思ったら違うということですか、そうすると。

○都市開発課長

今、御質問の件でございますけれども、今回、明治用水の移設の補正で負担金の方、歳出1億5,699万円増額補正ということであげさせていただいておりますけれども、その財源内訳としましては、県の支出金、都市計画総務費の県の支出金230万5,000円と、それから都市開発費の県支出金1億5,468万5,000円、トータルということでございますが、人件費分、県からの事務費相当分の人件費分を総務費の中で計上しているということでございます。

○中島委員

この明治用水の移設の負担金として県から来ているんですけども、入っているんですけども、それが明治用水にそのままいくということになっていないわけですね、これを見ますと。そうでしょう。

県から来た、すっぽり同額の県から来たお金はすっぽりここにはまると私思っていたんですよ。そのまま通過して明治用水に出すと、そして工事を行ってもらおうと、こういうお金の流れというふうに理解をしていたんですね。

そうしたら、230万5,000円がここに充てるためには不足すると、不足しますよね。ちょっとこれおかしいんじゃないんですか、組み方が。

○池田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○都市開発課長

今、御質問いただいたとおり、今、この形でいきますと県の負担金の額がいわゆる人件費分の単独費分で市の単独費をつぎ込む形になっているということになります。

おっしゃるとおり、本来ですと、1億5,699万

円というのは負担金として明治用水に払う金額でするので、これに対しては私どもがとる、県からとる事務費分は別枠でいただくという形になりますので、御指摘のとおり230万5,000円の事務費分については、これは今、分けて歳入予算を入れさせていただいてますけれども、これはこれで生きてくるわけですけど、下の県支出金の額がふえてこなきゃいけないというような結果になります。

したがって、この形態ですと、一般財源が負担金に対しては230万5,000円、一般財源を使うということになります。

○中島委員

そういうやり方でいいんですか。どこから出て同じだと、お金に名前は書いてないということですけども、県から明治用水の負担金を出す金額がすっぽり入っているにもかかわらず230万円削ったと、一般財源に切りかえたと、県のお金じゃないものにして1億5,000何がしを出すという、こういうやり方は、なぜこういうことをやるんですか。どこかでつじつまが合わない形になっていくんじゃないですか、こういうことをやったら。

総務費の人件費を一般財源から減らすためのこれは苦肉の策と、こういうことですか、名目上減らす。なぜこういうことをしたんですか。名目減りますよね、人件費が、そうすると金額が。だって、県の支出金でこれは賄った何かだからということになっちゃうわけですから、なぜこういうことをやる必要があったんですか。ごまかしのような気がするけど、やり方としては、なぜですか。

○都市開発課長

意図的にこういう形にしたわけではございませんで、本来、県の負担金についても事務費という形で県から私どもがやる事業に対する事務費というのがプラスされてくるわけですけども、それを本来の形でいきますと、この今回補正増しました1億5,699万円プラス事務費分ということで、負担金の計上をしなきゃいけなかった部分ですね、トータル同額の負担金の計上をしてしまったということで、事務費分は新たな歳出増かということ、これは現状の人件費の中で補てんをしていきます

ので、現状の一般財源を組みかえて県支出金にするということで、本来ですと、この下の県支出金のところが1億5,699万円、歳出と同額になっていなきゃいけないというふうになるんですが、そういった、ちょっと私どもの不手際がございまして、今の予算の計上の仕方は一般財源を一部使うという形の予算の組み立てになっております。

○中島委員

明治用水の事業は、発注者も明治用水ですよ。明治用水が発注するというのですが、この明治用水を移設する工事に対して県から来た負担金は事務費も入っていると、知立市に入る事務費がそこに入っていると。230万5,000円、これは事務費として入っていると、こういうことですか。

○都市開発課長

事務費も基本的に、この負担金で歳出予算計上した分の中には入っておりません。事務費というか、これはあくまで明治用水に委託する分のお金でございますので。

これプラス、本来ですと、その事務費、230万5,000円の事務費をいただくということになるわけですが、歳入予算の組み立てをこの事務費分を除いたものを下に計上してしまっておりますので、その分だけ、いわゆる計上額が少なかったということでございます。

○中島委員

よくわからないですよ、事務費分を下に書かなきゃいけないけど書かなかったというか、お金が来たかどうかですよ。事務費として230万5,000円、来たんですか。お金が事務費としてどこに歳入されているのがそれに当たるのか、ちょっと説明をしていただけません。

○都市開発課長

事務費はこれから、この執行にあわせていただくことになるわけですが、この事務費の執行分につきましては、これはあくまでも既存の人件費を充当しますので、一般財源で充当しています人件費を県の負担金の中からいただいたものを財源更正するということになります。

ですから、県からいただくお金というのはこの

230万5,000円と1億5,699万円、足し算をしたものを本来いただくという格好になるわけですが、今回、補正予算の計上の仕方です事務費分を下土地開発費の中からさっ引いた額だけ計上漏れをしております。したがって、その分だけが予算計上は一般財源で補てんをしているような状況になっておりますということです。

○中島委員

ちょっとそれは、だって、負担金は100%明治用水にいくんだよということがいわれているのに、ここでそんなに230万円も差がある計上そのものがつじつまが合わないでしょう。一般財源を入れるものじゃないでしょう、ここは。明治用水への負担金はこの段階で一般財源を230万円入れるというのは、ぺけじゃないですか。

230万円人件費として後ほどこれはもらえるんですか、それを計上漏れしたのか、県との調整ができなくて、後になるということなのか。230万円執行するのが12月の議会だって別にいいじゃないですか。もし、どんぶり勘定でやるのなら。ここで230万円県の負担金をここへ回したってことになっているんですよ。

この明治用水へいくための負担金ですよ。ここは一応、お札に名前が書いてあるんですよ、これ。すっぽり明治用水へいくお金ってということで印刷してあるの、これは1億5,699万円はね。だから、これを人件費にちょっと回してというやり方は間違っているよね。

その辺の趣旨がわからないんですよ、何でこういうやり方をしたのか。

○都市開発課長

意図的にやったということではなく、事務費分を間違っ、いわゆるカットしてしまったということです。都市開発費に本来県の支出金1億5,699万円が計上されなきゃいけないところを、事務費分をカットして2つに分けてやってしまったということで、本来、県からの歳入予定額は負担金の明治に払う1億5,699万円と事務費分の足し算の230万5,000円、このトータルを本来いただくべきものでございます。

事務費として230万5,000円、県費計上しまして、都市開発費の中に1億5,699万円の県支出金の財源を計上しなきゃいけないものを、今の事務費相当分を間違っただけで切り込んでしまったということでございます。

○中島委員

県に申請する段階でこの事務費相当分についての手続を漏らしてしまったと、だからもらえないということ、この段階で。

もし、間に合わなかったとしたならば、それは補正予算の機会はあるんだから、わざわざこのところで更正する必要がやっぱりあったんですか、230万円を。どうしても、今ここの財源更正をこの時点でやらなきゃいけなかったのかどうか。

それから、事務的にいうと、県からくるお金はこれでもう確認をしているということですか、県との関係では。確認をして、230万5,000円の、これの扱いについては県との調整をしているんですか。

○都市開発課長

今の執行については、予算の成立後ですので、今、県からの歳入の確認ということで協議をさせていただいている中身では、明治用水に負担金として増額支払いする1億5,699万円と事務費の203万5,000円、これを県の負担金としていただくということになっております。

本来ですと、それでその総額をもって歳入計上しなきゃいけないものを、事務費分の方だけ都市開発費の方を切り込んでしまったということで、今現在の補正予算の形ですと、即金になっているということでございます。

これは、県とのこれから協定については予算成立後、実質の負担の協定についてはこの1億5,699万円とあわせて事務費分を加算したもので協定を結んで負担金としていただくということでございます。

○中島委員

だから、県からもらうお金はちゃんとゲットするよと、そういうことで、それは認められる計算式の範囲に入っていると。だけど、それが事前に

漏れちゃったと、この計算上でね。この計上する段階で漏れちゃったと。

気がついてあれれということで、1億5,699万円の方から230万円を削って人件費の方へ計算上回したというやり方なんです、今回は。

これは、だから明治用水の負担金としては入る出るとんどの額にしておいて計上しなければまずいんじゃないかと。上の県負担金の230万5,000円はこれの中ではやめておいて、例えば。これに対する事務費は後から計上することもすっきりするやり方かなと。もし、これが出てこなければ何の私疑問も持たずに、あ、入って出るなと思ったんですけど、100%入るものが230万円要するに使っちゃっているんじゃないかと。明治用水に使わないでよそに使っちゃっていると。これは詐欺とはいいませんけれども、目的が決まったお金を要するに流用しちゃいかんんじゃないかというふうに思ったものですから問題にしたんですけどね。

この補正の計上の仕方は問題がやっぱりありますよね。もともと230万5,000円を事前の計算から落としちゃったところから始まったとは思いますが、その段階でこういう補正の組み方でよかったかどうかはまたもう一つ次の問題として疑問に思います。わかりにくい補正になっちゃったものね、これ、その結果。

後ほど、また12月議会の補正で230万5,000円が県の支出金で載ると、こういうことになるわけですね。一般財源で明治用水に払っちゃうものだから、その部分は、県から事務費として来たお金を今度は明治用水の方に向ける負担金として、出す方はもう出しちゃっているから変わらないんだけど、財源更正としては明治用水の負担金として市が立てかえた、一般財源で立てかえたお金をまた計上して補正するというややこしい補正になっちゃったということですよ。12月議会でそれをやるということになるんですか、そうすると。

これはどうかなと思うけど。実態行為としては何ら変わらんと、実態行為としてはね。お金に何も名前書いてないから一般財源で明治用水に満

額払うと。実態行為には一切影響がないんだというところかもしれませんが、予算をわざわざ款項目節と分けてやっている以上、ちょっと組み方がまずいんじゃないですか、部長どうですか。

○都市整備部長

この計上の仕方は、当初から人件費というのは負担金関係には計上がしてありまして、実際に事務費でとれるというのか、要求ができる分を先取りした形で後、差し引いたということにして、実際に230万円というものが本当でいけば明治用水に1億5,699万円というもので出して、それ以外に事務費として人件費を計上すべきものが脱落していたということは、今、この場面でわかるということは本当に申しわけないですが、そういう原因だということになります。

これは最終的には精算が今、負担金10億円という中で進んでいくわけですが、その中で事業費、まだ物件移転のものだとか、詳細設計の委託費だとか、そういう内訳はこの12月、3月という形で変動が出てまいりますので、直近の中では12月に計上させていただくことにするか、3月の最終の内訳変更の中で上程させていただくかは少し考えさせていただきたいと思いますが、今回の計上の仕方は確かに人件費を負担金の中に入れなかったというのは間違いであったというふうに認めさせていただきます。

○中島委員

人件費を含めて要求しなかったことが間違っていたと、それが第一のボタンのかけ間違いで、第二が今回の補正のあり方、わかりにくい補正にしまったということを私は言っているんですよ。

だから、総務費の方、都市計画総務費の方は12月補正で県からの負担金が入りますと言って出してもらう方がよっぽどすっきりしている。明治用水のは明治用水ですぼとやってもらいたかった、これはこれでね。そういう組み方がちょっと間違っているんじゃないですかということを聞いたんですね、部長には。この組み方が、人件費の方を先に載せなきゃいけない理由があったかどうか、理解ができないということからそのように思うん

ですけれども、いま一度。

これから、入って出て入って出てという事業ですから、これは。大変、予算書が見にくくなってしまふということもあるんで、やっぱりわかりやすくきちんとしてもらいたいなという、こういう願いから言っているんですよ。

○都市整備部長

今、質問者おっしゃるとおり、明治用水への1億5,699万円というものが県負担金で歳入として入り、支出も明治用水へ受託するというものが一番すっきりした形なんですけど、今回、先ほどお話ししたように、人件費が実際には事業費に対して2.5%取れるということを含めて、先に取れるものを計上して総額から引いてしまったという、少し計上の仕方がミスであったということ認めざるを得ないわけですが、今回その内訳を全部変更するんでなしに、できれば12月、3月の内訳の中でそういう人件費をわざわざ事務費として取れるものを落とす必要はありませんので、それは今後の予算の計上の中で修正をさせていただきたいというふうに思います。

○中島委員

はっきりさせるためには12月できちんと入った中でやってくださいよ。3月になると、またいろいろあってわつとあって、またぐちゃぐちゃになってちゃんと入ったかどうかわからないような、そんなことになってしまいますので、すっぱりとこの金額は、今度は歳入、歳入と歳出と両方出ますよね。歳入は県の負担金としては230万5,000円、歳出はこの明治用水の負担金の裏財になっているところのお金に入るという形のことできちんと収拾をつけてもらいたいと、直近の議会でやってもらいたいと、こういうふうをお願いをしておきます。

まちづくり交付金の計算をしていたらどうしても合わないものですから、何でこう合わないのかと思ったら、何と県のお金がこっちへ飛んでおると感じのことがわかったんですけどね。

まちづくり交付金のことのちょっと一つ質問ですが、これについては国の方としては道路特定財

源というものがまちづくり交付金に充てられているというふうに認識しているんですが、そのとおりでいいですか。

○都市計画課長

まちづくり交付金の方についても、道路特定財源の地方道路税の方はこちらに入ってくると思います。

○中島委員

突然、まちづくり交付金でもらえてよかったなと、こういう話にはなるんですが、元をたどればそういうことで、今、全体の道路特定財源の使い方を見直しというものが今後されるだろうというふうに思いますので、こういう形のお金が途中でまた来ました。道路特定財源入ったからまた来ましたと、こういう感じの、入ることはいいけれども、計画的なものではないという入り方は、多分今後はなくなっていくんだろうなという感じがするんですけども、それなりの振り向け、特定財源の振り向けというものが一般財源化されるという中でやれるとは思いますが、その辺はどういうふうに今、動きとしては承知しているのか。部長の方がいいのかな、担当、お願いします。

○都市整備部長

このまちづくり交付金というのが、実際には地方の独自性というようなことも含めて一般財源で実施をしていた内容も含めて、少しでもこの地域にあったまちづくりの事業、これを採択しようということで、平成18年、平成19年と八橋と駅周辺で進めてきたわけですが、これが今、一般財源が道路特定財源として切られてしまうということになると、この事業とまってしまうのかということも声としてあるわけですが、それは、やはり地方の独自性ということを含めて一般財源の中でもこれは継続してまちづくり交付金ということで残っていくというふうな情報は聞いておりますが、まだ、それが実際に新しい平成21年度の予算の中で反映できるかどうかまだこの時点では約束できないという部分であります。

○中島委員

まちづくり交付金は一般財源でそういうふうな確保がということも方向としてあるかもわかりませんが、道路特定財源が一般財源化するということは社会補償にも教育にもいろいろ使えるということですから、現在だとかいうふうな形でまちづくりという、ある意味ハード面にしか使えないというような限定されたものでありますので、今後、やはりそういう意味では税の一般財源化というのは社会補償も含めての大きな枠組みの見直しというものが必要なというふうに思います。

そういうことで、今後、これはここで決着するとか、そういう問題ではありませんので、動きには注視して予算をいろいろ今度編成に生かしているかなきゃならないと思います。その範囲でございます。

それから、公園整備事業のところ、これは上重原の公園事業ですけれども、平成21年までの継続ということでやっているわけでありましてけれども、進捗状況なり、今回はどのような補正の内容なのか教えていただきたいと思います。

○都市計画課長

ただいまの上重原公園ということが出ましたようですが、上重原公園については予算配分の中ではさせていただいておりますけれども、歳出の方については変更はございませんので、予定どおり3カ年計画ということで、ことし6,000万円いただいております。

来年、残りの分をやって完成させるということになります。

以上でございます。

○中島委員

ここについては、本町郵便局北の用地を購入するという、この点が予算のすべてだという、そういうことですね。財源更正の中でそれが入ってきたというだけのことだということですね。わかりました。

それから、駅周の関係では30メートル道路南北線の問題がやはり大きすぎるんじゃないかということは依然として市民の中にもありまして、この本町の公園の用地も道路の関係でということ急

遽買うことになったという、産物というか、あの辺で公園ができることは喜ばれるだろうとは思いますが、ある意味では、そういう道路行政の産物として突如あらわれた公園用地ということになっております。

南北道については、少し見直すという話もありましたけれども、幅そのものを狭くするという見直しは一切しないと。都市計画決定されてますけど、随分前にもうされて、30メートルの南北道という、これがありまして、そのときもいろんな議論がありました。防災には広い道があると火事は遮断されるんだとか、それから渋滞問題も出されましたり、いろいろして30メートルはいいものだといってわっと話が出て、都市計画審議会の中にも私も参加したんですが、そのときちょうどね、そういうような渋滞があるから云々かんぬんというようなことで、何しろある意味私は強引だなと思っただけでも30メートルで通ってしまったと。

これが今、国の方では幅ありきではないよという、そののまちな見合ったサイズというものも含めて考えていくということが方向として出たわけですよ。

市長は、これは幅は変えないんだと。ちょっとその範囲内でいろいろ緑地をとったりというような範囲で見直すという、こういうことであつたんですけれども、事業費そのものを削減するという意味で言うならば、幅を狭めるということも非常に大きな意味があるというふうに思うんですね。25メートルの南北道というふうなことにするのも一つじゃないかというふうに思うんですけれども、そういったことについては手法上はできるわけでしょう。都市計画決定を見直さなきゃいけないんですけれども、そういうことを検討すべきだと思うんですけれども、その点いかがですか。

○都市開発課長

南北線の道路の決定につきましては、平成10年度、鉄道高架、それから区画整理、そういった都市計画道路、あわせて将来鉄道が高架化されて、高架の構造物ができる、そういった中で将来を見据えた道路計画をつくらうということで、平成10

年の都市計画決定をさせていただいて30メートル道路を南北の市街地を結ぶシンボル道路として計画をさせていただいたわけですが、現在、今その一部、周辺の区画整理の区域の中では既に事業化されて、その30メートルの幅でいわゆる換地の指定もされております。

現在動いている事業の中で幅員を減少させるということは、これはこの事業の先行き含めて関係者の方に与える影響も非常に大きすぎるということで、駅周辺の区画整理の中を幅員の変更ということは私どもとしては非常に困難な状況じゃないかと。

今の道路づくりの中で、質問者もおっしゃられたとおり、平成10年から時代の流れもございまして、道路づくりの考え方、情勢も変わっておりますので、そういった中でもう少し柔軟に、当初描いていたような通常の道路づくりではなくて、もう少し皆さんの御意見もお聞きした中で、まちづくりという観点の中で生かせる道路づくりということで、一つに、今の時代の中、例えば自転車・歩行道という、そういった自転車と歩行者の分離とか、それから車よりの人を優先したまちづくりということも掲げておりますので、そういった観点の中で30メートルの幅の中の整備を考えていく必要があるとは考えております。

それに引き続き、その前後、まだ計画段階の部分についてはそういった長期的な視野に立った中で、現在計画決定されているものを一部現状の中で変えられるのか変えられないのかという議論はする必要があるのかと思っておりますが、まだそこまで詳細に詰めている段階ではございません。

以上です。

○池田委員長

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時57分

○池田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

中島委員。

○中島委員

今の30メートル道の変更についてはこういうような理由で難しいということは基本的には理解ができます。換地された方やら、いろんな計画の線引きから全部というふうになると、そういう意味では大幅な変更というのは今後も非常に難しい面があるんだなど。

さまざま、どこで経費を少しでも節減するのかということもテーマになっているんですけども、例えば、今の道路で、道路でなくて、そのわきに違うものを、自転車道、歩道、そんなようなものとかいろいろやっていくと逆に高くなるのかなと思ってみたりいろいろするわけですけども、しかし、この件に関してはやはり今、自転車道が必要だというような話も多くありますので、そういったものに転換して30メートルの車道という、4車というような形のものについては見直しをしっかりとしていけるように検討をしていただきたい。大きいことはいいことだという時代ではない、そういうことですね。

それから、駅周辺整備もそういった意味で神経を使って中身を詰めていく必要があるというふうに思うんですけども、県、市の負担ということについて言うと、詳細設計が先に来ちゃうというような話があったりして、詳細設計したからもう県、市の負担割合はもう遅いよと、こういうような話になったらだめだと思うんですけども、その辺の進め方とか見通しとか、これについてはやはり伺っておきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○都市開発課長

県市の負担割合については、これまでも県の方に強く要望等をさせていただいているわけですけども、なかなか今の現状では急に見直しができるというような明るいような返事をまだいただいております。お話をいただいても、工事協定が本会議でもお話しさせていただいたとおり、今年度の末もしくは平成21年度の初めぐらいには工事協定を結んでいきたいということで県の方も考えているということで、工事協定を結んでしまったから負

担協定の見直しはしないとか、そういった次元の話ではございませんので、あくまで工事協定というのは連立事業にかかわります名鉄、いわゆる鉄道事業者、それと事業主であります県の負担の確認ということでございますので、もちろんその中に総事業費というもうたわれてくるわけですけども、大きな意味としてはそういうことでございますので、負担割合とはまた別の問題でございますので、工事協定が結ばれても引き続き負担協定の見直しはお願いをしていくという考えでございますし、また、県もそういうふうにご受けとめていただけたらと思っておりますので。

以上でございます。

○中島委員

工事協定を結んだ後でも県と市の負担割合は工事協定と直接かかわるということではないので、話し合いの余地はしっかりあるんだということですね、そういうふうにご信じておると。ただ、見直しはまだ明るいものが見えないということですね。

工事協定が平成21年の初めごろまでには少なくとももう終わっているというような状況でいきますと、もう工事も具体的にどんどん進んでいくということになると、やはりその負担割合の問題は急がなきゃならんことは事実だと思うんですね。

これはだれがどこで詰める仕事を今からやっていくのか、トップがどこで出ていくのか、こういうことだと思うんですけども、この辺は総じて市長からお答えいただくのかな、どうでしょうかね。

○本多市長

事務的な話としてずっと続けてやっていただいておりますけれども、トップだという話になりますと、どこで出ていくではなくて、いつも出てなきゃいかんと思うんですね。

これは、事務でやっていたからどの辺まで、ニュアンスとしてどの辺まで来ているんだということ、やっぱり一生懸命やっておっていただけるんですけども、それはやっぱり県側も最終的にはトップの判断だと思いますので、この辺はやっぱり時として、時間のある限り、あったときには

話をしたり、またお邪魔するとか、そういうことをやりながらじわじわいくということが今の私が思っている手法でありまして、その手法が100%功を奏すると今ここで言えませんが、100%功を奏するような、やっぱり努力は今からやっぴいかなきゃなりませんし、そこには政治的なそういう絡みも若干入ってまいります、当然。どんなことでもそうでありますけれども、それを、お互いが認識をした中で話を進めていくということが県市の、私と知事さんとの話かなというふうに私は思っておりますので。

ただ、変な話を申し上げますと、上だけでこうやってやっておいて、下は全然聞いてなかったという話が時々ありますので、そういうことのためには、やっぱりこっちが一体、向こうも一連となっておっていただくことが一番大事だと思いますので、本当にしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○中島委員

しっかりやっていただきたいんですが、本会議でもいろいろありましたね、県議団が、自民党の県議団がバックアップしてくださるようなことを言っていたようですが、工事協定の時期ということも含めて、やはりなるべく工事協定の結ばれる前に大筋を道を開くというようなことが必要か思うんですね。

ですから、9月議会が終わって早々にこの点については力を入れてやっていただきたいと、工事協定を目標にね。それまでにめどをつけるんだという、こういうことでやっていただきたいというふうに思いますので、これは最後をお願いですけれども、一言あればお願いします。

○本多市長

当然、そういう目標を持ってやっております。

しかし、これは私が思っていることであって、先ほど申し上げましたように、政治的ないろんな方の御努力や御尽力を、あるいは相談をさせていただいてやらなければなりませんので、そのことを含めて、私も質問者おっしゃる日程の中でいい答えが返ってこれるように進んでいきたいと思っ

ております。

○池田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第69号について、挙手により採決します。議案第69号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第69号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第71号 平成20年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中島委員。

○中島委員

第三区画整理が終了する年度であります。最後に調整的な繰越金という形で2,300万円ほどが入ってきておりますけれども、これはどのように使い道というものを考えてみえるのか、最後の終結をどういう形で迎えるのか、この点だけ伺っておきます。

○区画整理課長

知立第三土地区画整理事業も、今年度の予算をもって終わるということでございます。最終的な繰越額を補正させていただきました。この補正額に対します支出につきましては、すべてが工事請負費でございます、地区内の幹線道路3カ所につきまして補修工事をさせていただきたいという

ものでございます。

3カ所の1つが舗装工事でございますが、歩道の舗装のし直し、これは新地線といわれる都計道路で、320メートルを実施してまいります。それと、鳥居線という都市計画道路でございますが、これも歩道の舗装工事でございます、130メートル。それから、もう1カ所が南陽通りになりますが、これは車道と歩道とあわせました舗装工事、250メートル、これだけの舗装工事を今年度実施させていただきまして、最終的な工事終了をもって事業は終えたいということでございます。

以上でございます。

○中島委員

長い年月やっているんで、舗装のし直しをしなきゃいけないと、こういうことです。

もう今までずっと区画整理でまちづくりをやってきて、もう舗装のし直しが必要になってきたという意味なんですか。

○区画整理課長

区画整理事業、本来、宅地供給事業という一つの目的を持ってやってきております。

この事業、昭和58年からスタートしまして、25年の月日をかけて実施してまいりました。その間に多くの住宅がこの地域の中に建ってまいりました。そういった住宅建設されますと、当然、いろんな供給施設からの引き込み等多くあるわけですが、長い年月もかかってきて傷みも出てきたところがありますので、そういうところをきれいにして終えたいという中身でございます。

○池田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第71号について、挙手により採決します。

議案第71号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第71号 平成20年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 平成19年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○田中委員

午前中にも公営住宅の件で幾つか質問がございました。

2年半ぐらい前ですか、私も市営住宅の増設を一般質問で訴えさせていただいて、そのときに、本多市長の方から50戸でしたか、将来的に造成していきたいと、こういう答弁がありまして、平成23年度に30戸、条件つきで確保していこうと、こういう今、流れでございます。

それで、公営住宅の環境も今、変わってきております。以前は公団が団地というものを設置をしながら、また市営住宅を市の方で設置をして、そういう関係かどうか知りませんが何十年も前に八橋をつくってから市営住宅そのものがふえていなかったと、こういう現状であります。やっと平成23年度に市営住宅が設置をされると、こういう流れでございます。

住民アンケートの中にも、きちっと答えが出てきているわけですね。知立市の公営住宅の整備状況について満足していますか、こういう問いに対しまして、満足しているかしていないかという問いに対してどちらとも言えないというのが一番多くて67.4%と、どちらかと言えば不満であると、これが12%、全く不満である、これが7.0%、こういうアンケートの結果が出てきているわけですね。

今、団地の方もこの環境といいですか、住民の

方々の環境が今、外国人の方が50%を超えました。こういう中でいろんな面で住環境が変わってきております。今、格差の問題に関しても、住宅問題というのは本当に時代が要請をする事業であると、住宅政策というのはやっぱり一つ大きな政策であろうと私は思っております。そういう意味では、将来的にあと50戸ということになります、きちっとした対応をしていただきたいなど、こう思うわけでありませう。

先ほども話がありました。今、待機者が33名、その中に23名の方が独身の高齢者だと。八橋の住宅はちょっといやだと、こういう話があると、こういうことが現状であります。

今、八橋住宅が5戸空いていると話がありました。今、担当課長、今の市営住宅の現状と、この団地の住環境の変化、こういうものを含めてこの公営の住宅の必要性というのはどういうふうにならうとお考えしてみえるのかお聞きをしたいなと思っております。

○建築課長

公営住宅の戸数につきまして、私の考えとしましては、戸数的にはある程度知立市としては満足しているのではないかなと思っております。

ただ、言われるように住環境ですね、そういった生活弱者というんですか、高齢者の方がだんだんふえてきているということで、今度、高場につくる30戸の公営住宅につきましては生活弱者に向けた住宅を建設していきたいというふうなことで考えております。

以上です。

○田中委員

33名という待機者が今いらっしゃるね。常時こういう人数の方の待機という方がいらっしゃいますよね。その意味では、今度30戸、あと20戸という中で、将来的にやっぱり市営住宅の計画そのものが10年、20年、30年スパンで計画性を立てていくのが住宅政策としていいんじゃないのかなと、こういう私は気がしておるんですが、その辺のお考えはいかがですかね。

○建築課長

待機者、確かに33名の方がみえています。この方につきましては高齢者の方が多いということでありまして、八橋という行動といいますか、足の点についてちょっと難がありますので、中山本田であれば歩いてでも駅まで、よほどの高齢者でなければ歩ける距離でございますので、それで一応、中山本田を希望されておると思っております。

中山本田につきましては、入居者の方も入ってみえる方、高齢者の方ばかりでございます、なかなか空かないというのが現状でございます、待機される方として中山本田がいいということでございますので、30名といいいますか、23名の方がなかなかそこに入っていられないというような格好になっております。

以上です。

○田中委員

将来的にも、私はこの公営住宅には入りたいという要望は、ニーズは大きくなってくると思うんですよね。ですから、そういう意味ではもう一度しっかりした計画性のある住宅政策を打っていただきたいと要望をしておきます。

そこで、現実には先ほどもお話ありました公営住宅、今、入っている方々に実際に明け渡しの請求というのがいろいろ家賃滞納とかいろんな諸問題があつて退去してくださいというのが実際に行われたことがあるんですか、公営住宅で。

○建築課長

市営住宅の入居者の方に退去をお願いしたというのは、ちょっと私の知る限りではございません。

○田中委員

以前問題になりました滞納問題というのがありました。私個人としては、いろんな事情があつて滞納されていらっしゃる、こういうふうには思っているんです。だけど、中には横着まではいかんけど、家賃を滞納するということはあるかもしれません。その意味で、現在の家賃の滞納世帯というのは何世帯ぐらいあるのか。

以前、何年前でしたか、1年か2年ぐらい前でしたか、この委員会でいろいろ取り上げさせていただきました。私も、何人かの委員もそうなんで

すが、家賃の滞納が何世帯あって、一番最高の滞納の方の幾らぐらい滞納額があるのか、その実態だけ教えてもらえませんか。

○池田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時20分

再開 午後1時22分

○池田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

まず、申し上げておきますが、過年度といいますが、滞納分につきましては、一応うちの方の徴収等をお願いはして、なかなか難しい、聞いても、夜間とかそういうような格好で努力させていただいておりますが、なかなか生活者についての、その方のいろんな事情もございますので、ありますけど、市営住宅につきましては、個々、トータルでいいですか。トータルにつきまして15件ですね。お金としましては、トータルで去年だけじゃなくて、ずっと累計ですけど、146万9,620円ですね。最高の人につきましては、39万600円です。

以上です。

○田中委員

最高で39万600円と、市営住宅の管理条例に関してみれば、この辺はやっぱり基本的にはひっかかるわけですね、間違いなく。それぞれ事情があるものですから、おまえ出て行けなんていうことはそう明らかに言えんわけですね、市営住宅には。

こういう方たちに、その一番最高額の方、39万600円の方に数年にかかっているの恐らく滞納額だと思いますね。この辺の、市としての要するに条例にのっとった対応はそのようにされています。

○建築課長

この滞納者につきましては、お話しさせてもらって、生活環境が変わっているというのが、39万円の方がそうだとは言わないですけども、会社をやめたとか、奥さんがパートに出ていたのがやめさせられたとかいうような格好でいろんな事情

がございますので、その事情を勘案しながら少しずつでも納めてもらうような格好で努力させていただいております。

これをもとにして明け渡しを言っていくというようにことでなく、なるべく納めていただけるような方法を考えながら少しずつでも納めていただくような格好で事務を進めさせていただいております。

以上です。

○田中委員

全体的にはそういう対応で進めなければいけない、やっぱり今、社会状況かもしれませんね。要するに、今、全体的に規制緩和、またいろんな問題で格差の社会が今広がっている中で、こういう滞納のという現実があるわけでありませぬ。

基本的には、私は市営住宅に入りたいという人がいっぱい私はいると思うんですよ。団地に入りたいという人は今でもいらっしゃいますけれども、団地も満杯で入れない状況です。

知立団地というのは家賃が安いということでもかなり人気がございます。それも、逆に今度外国人の方が入ってきて団地から、それも住環境かもしれませんが、引っ越しをしたいという方もいらっしゃいます。

だから、できれば安城とか刈谷とか、要するに公営の住宅に移りたいという方も人気が高い声但实际上にはあるわけですね。

そういう考えたときに、やっぱり行政としての公営住宅という、その役割というのが、やっぱり客観的に見ても私は大きいのかなという、そういう感じをしているんですね。

市長、ちょっとこの辺の客観的な背景の中で、団地という中の住環境の変化と、今、市営住宅の人気度みたいな、公営としての人気度みたいな、環境、一般的な客観的に見て市長は2年半ぐらい前に50戸たくさんつくると、こうおっしゃいました。おっしゃいましたけど、50戸をつくっていただいて、果たして知立市の高齢者福祉、またいろんな弱者の方に対する住宅政策というのはこれで満足は市長はなさらないかもしれんけど、将

来的なビジョンか何かあればちょっとお考えを聞かせてほしいなと思います。

○本多市長

将来の話をする、なかなか難しい、今、思うことは難しいかもしれませんが、例えば知立団地が高齢化でお年寄りの方がふえた、子供さんたちは皆外へ出ていくというようなことはずっと続いてきたわけでありまして、そういう中で団地の中の今のマルスフーズが名鉄ショップに変わって出て、一応落ちつきを取り戻している。環境としては落ちつきを取り戻した中で、今現在も知立団地入れんかねという方も、私もときどき、これは外国人の方じゃなくて日本人の方でも何人かおみえになります。しかし、なかなか難しいと思うよという話しか今できませんけれども、そういうのが、今の知立団地の現況かなと。

将来的に団地が今URの中で団地政策として、昔でいう、いわゆる公団ですが、その老朽化ということの建てかえの中でいろんなことが今打ち出されておるわけでありまして、先般も本会議で話が出ておりました、すぐさまそういうことになってくるのかという、すぐにはそういうふうにならないと思うんですけれども、将来的に知立団地はやっぱり建てかえしながら、当然、そこには市も入って、市がどこまでそこへ入っていけるのかと、URの中に、あるいは国がそういうことをやっていく中で市がどこまで今の七十何棟あるものがどうなっていく、その計画がある程度向こうの計画が見えないと、そこに例えば、極端に言いますと、そこにも市営住宅があってもいいじゃないとか、そういうのも一つの考え方だと思うんです。

そういう中で、土地の一部を市が買い受けるのか、借地をするのかわかりませんが、そういうところでも市営住宅を持っていったりというのも一つの考え方。

今の3カ所あります市営住宅につきましては、例えば本田なんか非常に古い。今、質問者おっしゃるようにお年寄りの方で单身の方がほとんどでありますけれども、地域的に八橋がさつき少し敬

遠されるというような話で、あそこへ行くと車がないと買い物に行けないというようなことで、あんない住宅なのになぜかなと、私も前思ったんですけれども、よくよく聞いてみると、結局お年寄りだけで足がないのだというような話で、だから市域で、知立は市域が狭いんですけれども、市域の中でどこにどのぐらいの市営住宅があることがいいのかと。今、間もなく7万人になりますけれども、極端に高齢化は今から進んでいきますので、やっぱり、そういうものを求める方がどんどんふえていくと思うんですね。

今はストック計画で50戸の計画をさせていただいておりますけれども、今あります中山、これも非常に古いんですね。中山本田、八橋と、こういうふうにありますけれども、それを全体に見たときに、今、103戸ですが、50戸ふやしますと、153戸になるんですけれども、本田のあの地域があそこで市営住宅としてふさわしいかどうかということもやっぱり地域的に考えていかなきゃなりませんし、先ほど申し上げましたように、進む高齢化の中ではそのときに考えるということでは多分遅いかもしれませんけれども、2年前に50戸というものを打ち出させていただきましたので、しばらくいたしますと今の高齢化率14.8%が3年、4年ぐらいで17%近くになるかもしれませんので、今からそういう対応を考えていかなければならんということの中で、住宅の戸数が、先ほど課長も、今は知立市としては十分の数を確保しておるつもりだということでありまして、やっぱり今までの高齢化の進み方とこれからとやっぱり違うと思うんですね。そういう意味では、求められるものはそういう低廉な家賃の住宅ということが目に見えますので、そういうことを今からしっかりと考えて計画していかなければならないというのが今の私の住宅に対する考え方でございます。

○田中委員

ありがとうございました。

人間が生きて以上、衣食住という三本柱で重要なやっぱり行政としても、私たちも重たいやっぱり住宅政策だろうと思うんですね。そういう意味

では、将来的な展望を考えながら、きちっとした、できれば知立も7万人になりますから、7万人の人口に対してどれだけの公営の住宅が必要なのかという。だから、高齢化住宅と格差者会という、この入りまじった背景にいる今、社会ですから、その辺を踏まえて大事な政策として取り上げていただきたいと思っています。

もう一つ、ちょっと細かいんですけど、以前、私も団地で火災がありました。火災があって、消防車が来て水でばっとやって、もう住めないところ。ところが、じゃあどこへ1晩、2晩、1週間、1月住むのかと、こういう話があったんです。一般のアパートをすぐ借りるわけにいかんのですわね、親戚も遠いと。そうすると、どうしてもやっぱり公共とか公営のそういう民間の住宅に1泊なり1週間なり、その人たちが次の生活のできるような、担保ができるような住宅を1室なり、せめて1室ぐらいは常時1部屋明けておいて、何かあったときにはそこを使ってもらおうという。もちろん、災害で被害をこうむった人をですよ、火災とか何とかのとき。

その辺はずっと質問してきたんですが、その後、そんなことはできんわさという返事が来たような感じがしますが、その辺の災害のための担保としてのストックという考え方に対しては、担当課長はどういうふうに意見をお持ちでしょうか。

○建築課長

災害というんですか、風水害、いろいろ火災もありますが、そういうような災害に伴って家を出された場合の入居ということでございますが、今現在、うちとしてはそういうところを確保しておくということは今現在は考えておりません。

ですが、たまたまどこか空いておる場合、どこかの市営住宅が空いておる場合であれば、その場合、一時避難的な格好で対応させていただくことは考えさせていただきますが。

以上です。

○田中委員

知立市の市営住宅、私も頼まれますけど、聞かんうちに、あああかん、あかん、もう空いてま

せんからというのはすぐ返事が出てくるんだと嘆いている。半年も待たなあかんのと。半年で入れるか担保ないよと。今現在、そういう状況なんですわね。

現実問題は、例えばどこかのアパートの1室を市として取り得るといふ、むだなよなといふ考えればそれで終わりだけ、だけ、いざというときにそういう公営としてのあれば、その方たちが1晩なり1週間なり1月なり入っていただいて、次の人生へ向かってもらおうといふ、私はこれも一つの行政の私は役割じゃないかなといふ感じがするんですが、気持ちはどうなんだと聞いておるんです。

空いておれば貸しますよといふことを私は聞いてない。行政といふのは、現実を見きわめながらどうするかといふことをしなあかんけれど、市民のためにこういう場面としてはこういうことをしないかんといふ考え方を聞いておるんです、考え方。だったら、それに一回努力しようといふ、その辺の考え方を聞いておるんです。もう一回。

○建築課長

災害に遭われた方について、今言われる1週間なり10日なりというお話の一時避難的なところの部屋を確保ということは、確かにそういうことは生活再建について必要かと思いますが、今現在、私としては必要とは思いますが、ちょっと私の立場ではそういう確保して空けていくというようなことは今現在考えておりませんし、また民間アパートですか、そういうところを借りていくことは私としてはちょっと考えてはおりません。申しわけないですが。

以上です。

○田中委員

冷たい返事でございました。

じゃあ、すみません、もう一つだけ。以前、信号の設置をお願いをいたしました。その当時の課長が、あと周辺の方々の同意を得れば信号はつくんじゃないかと、こういう返事をいただいて、山屋敷の山鼻の野村電機の前の信号設置の件でそういう返事をいただいて、何も変化がないもので

から、その後の状況がもしおわかりであれば聞かせてほしいなと思っています。

○土木課長

私は実際タッチしていなかったんですけども、今まで聞いている話ですと、そこに信号機が欲しいという要望の中で、公安委員会との協議をした結果、横断歩道を移設して信号機をとという形で話はあったようですけれど、信号機をつけた場合、相互に、前後に退避場所が必要ということで、その退避場所の確保に問題というんですか、それができなかったということで信号機もつかないという、そういった現在の状況、そういうことで退避場所がないがためにできないという、そういうふうに聞いております。

以上です。

○田中委員

それは、もう最終的な結論ですか。そういう意味、退避場所がないから、要するに条件をクリアできないから信号はできないんだと、こういう話ですか。

○土木課長

私の聞いている範囲ではそのように伺っておりますけど、信号機に関して担当部署が市民協働課になりますので、そちらの方で要望等されていると思うんですけど、その辺の経過が私の方、ちょっと存じておりませんので、よろしく願います。

○田中委員

私がお願いしたのは、そのときの土木課長にお願いしたんですよ、土木課長に。信号何とかなれへんかと。これはいろんな住民から要望来ているから、聞いてますと。そのときは、名倉さんだったな、名倉さん返事する。

○上下水道部長

当時、そういう要望の中で山屋敷町の当時、区長にお願いをしまして、私がその部分の絵をかいて警察の方に持っていったわけですが、そうした中で、これぐらいの条件の中で、いろいろ条件を言われましたんですが、交差点より5メートルぐらい離してくれだとか、少し安全施設を設けて

くれだとか、そういう条件の中で絵をかいて安城警察の方に申請をしまして、この絵ならいいだろうということで、一応帰ってきました、その後、区長の方にこの敷地とこの部分の分を何とかお願いできんかどうかというようなことでお願いしたわけですが、一部、南側に駐車場みたいな形で空き地がございますんですが、その部分のところを1メートルぐらいお願いできんかなということで区長の方にお願いしておったわけですが、その辺の中で、地主と交渉の中で1メートル部分を取られちゃうと利用価値が全くなってしまおうというような返事の中で、協力はちょっと得られんと。何回か話したけど、非常に難しいという返事があったわけですけども、そういった中で、再度区の方にもお願いをして、何とか協力はできないだろうかということでお願いをして話が進んでおるというような中身でございます。

○田中委員

その答えがさっきの土木課長の答えだと。これ、話、合います。最終的な結論は何ですかと聞いているんです、僕が聞いているのは。最終結論であれば、それ以上進まないでしょう。

要するに、何かの手立てをすれば、条件をクリアすれば何とか設置の方向へ行くんだという部分はないんですかと聞いているんです、今の話を受けて。どうなんですか。

○土木課長

確か、平成18年度のときかなと思うんですけど、平成19年から、そのとき交通対策係というのが土木交通課にありましたので、そちらの方での関係で話をされていたのかなと思うんですけど、現在、交通対策係は市民協働課の方にかわりましたので、要望を受けて、そのまま継続されて話し合いがされているとは思いますが、その後の結果は聞いておりませんし、私が平成18年に当時の土木課長から聞いた話では、そういった退避所という、今言ったいろんな条件がクリアできないから信号機に設置が難しくなっているということは聞いておりますけど、その後、もう変わっちゃったものから。

以上です。

○田中委員

わかりました、すみませんね。

あと一つだけ、午前中にも話ありました藤和マンションの件で、本会議でいろいろ詰まった話があったんですが、平成21年度末に準備工事に着手したいと。藤和マンションに関して県が応じないという、こういう話がありました。

マンションに対して、じゃあどうするかということは、一つはアンケートだと。説明会を開いていくんだと。こういうものをして、お互いに設定を見ながら合意していこうと、こういう話だったと思うんですね。

今、藤和マンションとの光が見えるような交渉というか、そういうものはどんなぐあいなんですかね、現状は。

○都市開発課長

藤和マンションの件につきましては、連立事業で仮線で北側の道路が仮線で使用するためにマンションの北側の出入りができなくなるということで、それも含めまして、マンションへの連立事業の影響等々につきまして、平成16年からマンションの住民の方に説明、協議をさせていただいております。

マンションの住民の方、平成16年当初、私の方がお話に入った時点で補償の話については個々の住民と直接、38戸あるんですが、個々の方と話してくれと。いわゆる管理組合とか、そういった代表組織は対応できないということで、マンションの住民の皆さんの強い意向で、それ以後、個々の方との個別のお話、また全体会という全員案内させていただいて全員の中でお話をするといったような形でこれまで交渉してきております。

そういった中で、現状の補償の内容としましては、先ほど言いましたように、北側の市道がその上に仮線が走るということで、北側の道路からの出入りができなくなる。これに伴う南側からの進入に対する機能回復ということで駐車場の再配置、またごみステーションの移動、北側から入っていたごみステーションの移動だとか、緊急避難

通路の変更だとか、そういった内容について機能回復するための補償について、私どもとしては県とあわせてお話をさせていただいたわけですが、当初より、住民の方からは、そういった機能回復の補償というよりも、いわゆる工事期間中、連立事業が長期にわたりますので、その期間中のいわゆる生活環境に対する影響の心配、もしくは仮線、鉄道がマンション側に接近することに対する、そういった環境悪化に対する精神的な苦痛、そういった部分に対する精神的な補償をお願いできないかとか、また、仮線自体が接近してくるということで、建物を仮に途中で転売しようとしても買い手が見つかるかどうか不安であるとか、仮に見つかったとしても価格が下がってしまうのではないかとといったような不安があるということで、そういった価値減に対する補償はできないのかといった申し出もございました。

それらについて、県もいろいろ検討していただきまして、しかしながらそういった精神的な苦痛といえますか、精神的なものに対する補償というのは公共事業の中の施工に伴います補償基準、そういう訴訟基準の中では適用できない。また、価値減の補償についても今回のケースの中では適用できないというような県の見解もございまして、そういう内容についてマンションの住民の方に御説明を申し上げて進めてきております。

そういった中で、私どもとしては、機能回復をさせていただくということで補償をずっと説明をさせていただき、個々の方ともお話をさせていただいた中で、平成19年11月にマンションの総会の中で、機能回復交渉について御同意をいただけないかという、金額的な問題ではなくて、こういう内容で今後マンションの代表者、理事長なりと契約の方向でお願いできないかということ、内容については今後、金額等についてはマンション側の見積りの聴取等をされて金額の中身は別としてそういった方向でお願いできないかということで議案として出させていただいたんですが、マンションの住民の方からは、内容的にまだ説明が不足されていると、いわゆる補償の内容について十分

な説明がされていないんじゃないかと、それから、2点目には住民同士でのまだ議論がされてないと、この内容についてのというようなことで、2点についてそういった理由の中で否決がされたということで、その後、私ども、県を含めて再度個々に今年度の初め、1月から個々に再度補償内容の説明をさせていただいて、もう一方の住民間の中でまだ補償内容の議論がされていないということで、住民間の補償に対する意見交換といえますか、そういった協議をしていただく場をつくらうということで、私どもが会場をセットしまして、住民の方に声をかけさせていただいて、6月と7月、2回連続してやったわけですけれども、いずれも参加者が非常に少数ということで、また、その場の中で、やはりまだ価値減、精神的な補償含めた、そういった部分の補償を求められる方、一部の方がございまして、そういった、どうしても方向に会の中身が流れてしまって、いわゆる機能回復の補償の議論がなかなかできないという状況にございまして、非常に状況としては厳しいような状況でございます。

ただし、その場でも、中の方、住民の方の意見として、このまま個々でお話ししていてもやはり進んでいかないんじゃないかと。やはり代表の方、そういった方をつくってまとめていただかないとこの話は進んでいかないんじゃないですかということを住民サイドの方からも意見をいただいています。

そういった意味で、私ども、今回、そういった御意見をもとに、また機能回復の補償の中身についても、出席される方が非常に少ないものですから、とりあえずアンケートで一度意向をもう一回確認しようということで、アンケート調査、9月の初めごろ発送させていただいて、まだちょっと集計が提出期限若干過ぎていますが、まだ集計といたしますか、返送が50%ぐらいしか返送いただいていないので、集計できておりませんが、その結果を受けましてマンション側に、やはり代表的な組織をつくっていただきたいということを再度申し述べていきたいということを県と今協議を進

めております。

いずれにしても、個々の方それぞれ思いがございまして、このマンションに住み続けたい、住み続けるしかないという方もございますし、それから、資産として買いかえも考えているという方もございますし、いろいろ多種多様でございます。また、個々のお話をいただく御意見、要望も多種多様でございまして、それを行政側がすべてまとめていくというのは非常に限界があるなど感じております。

住民の方は、これは県市が連立事業をやるということで進めている話だから、県市で個々の住民を説得してくださいというような、そういった強い意向はあるんですが、私どもとしてこの状況の打開をしていくには、やはりそういった代表者の方を管理組合含めたそういった組織をつくっていただいて、マンションとしてまとまった御意見をお聞きしたいというふうに思っている次第です。

特に、区分所有法に基づく共有持ち分でございますので、38名のうち、いわゆるこの補償内容に同意がいただける数字というのは4分の3以上ないと契約行為までできないということもございまして、個々の方の御意見、すべてお聞きはしておりますが、すべての方それぞれに個別に対応できる問題でもございませんので、私どもとしてはそういった今後の方向としてはそういう形の中で何とか御理解いただけるように組織づくりをお願いをしていきたいなと思っている次第でございます。

以上です。

○田中委員

なかなか大変ですな。

6月、7月にも説明会を開かれたと。大変少ないとあったんですが、これ何名ぐらいなんですかね。

価値減の話を出される方がいらっしゃったと、こういう話。具体的などという話があったのか、ちょっと、とりあえずその2つだけ教えてもらえませんか。

○都市開発課長

6月と7月に意見交換会ということで福祉体育館で説明をさせていただきまして、その折の出席者が確か初回が13戸、いわゆる38戸中13戸、それから2回目が9戸、御夫婦で出てられる方もいますので、人数はもっと多いんですけども、もう少し。実態の戸数としては38分の13と38分の9ということで、割合的にも非常に低い数字になっております。

それと価値減の補償ですが、先ほど申しましたように、仮線が接近すること、鉄道が今よりも近接することに対する環境上の悪化というふうにとらえられてみえるわけですけど、そういったものに対する、いわゆる建物の資産価値的なものが下がるんじゃないかということと、いわゆる転売をしたいと思ってみえる方についても、途中でそういった買い手が見つかるかどうか、買ったたかれるんじゃないかとか、そういった部分の御心配も含めた中のお話なんですけれども、環境の問題、音とか震動とかそういった問題については、これは補償という、金銭的な補償ということではなくて、私どもとしては工事の期間中の環境対策、仮線が接近することによる遮音壁だとか、そういった施設、設備の中でそういう対策は講じていきたいというふうに県ともお話をしている内容でございます。そういうことで現在の環境を悪化させないという観点に立ってお話はさせていただいているわけですけども。

以上でございます。

○田中委員

管理組合としては対応できないと、当初ね。個々に38世帯と説明をしていただきたいと、こういう交渉の始まり。

今、38世帯のうち、ちょっと今、合意ができそうだという、話を通じているというのは何世帯ぐらいあるんですか。

○都市開発課長

お一人ひとりに賛成、反対という意味確認をしたわけではございませんので、数字的なところは非常に客観的に示すのがなかなか難しい部分がありますが、私、もしくは担当が直接、それぞれ

個々に接した方の意向を聞いている中では、ほぼ半数の方はいわゆる機能回復補償でやむを得ないなど、いわゆるマンションが最後まで残って、この事業がとまるということはやっぱり避けるべきではないのかなというような前向きな御意見、ある意味、仕方がないなという御理解の方、そういった方が半数程度かなというふうには思っております。

以上です。

○田中委員

感覚的に半数ぐらいの方が機能補償で相手が公共工事ですからね、という部分もあって、合意できるかなと感じたと、感触があると。

実際、仮線工事を始めて鉄道がうーんうーんと走っている中でいろんな苦情や何かが多分出てくるかもしれませんが、万が一藤和マンションと合意できなくても、平成21年度末には準備の着工だと、この決意で今進めていращやと思うんですが、その決意でいいですか。

○都市開発課長

マンションが合意できるという、そういった状況になれば一番いいわけですが、今、仮線の着工、県、名鉄とも協議している中身では平成21年の後半から仮線の工事着工していきたいということで、ただ、いきなり全線にわたって工事がすべて始まるというわけでもございません。本会議でもお話しさせていただいたとおり、一部の部分からやはり一番時間がかかるところを先行的にまず進めていくということで、そのような仮線の工事の大まかな順番も県の方から聞いているわけですけど、そうした中、マンションの部分を平成21年の後半からすぐ入っていくということじゃないんですが、私どもとしては、やはり仮線の工事の着工、平成21年の後半までに何とかマンションにも御理解をいただきたいという気持ちは変わっておりません。

ただ、最悪の状況になっても、仮線の工事はいわゆるレールを引くという行為以前の工事については名鉄もやはり長期的なものがかかるんで、ある程度、本来ですと100%支障の物件が全部了解いただいてどこからでもかかれる状態、それが一

番望ましいわけですが、名鉄としても知立連立の工事の期間を含めて考えると、ある程度そういういった物件が若干残っていても支障ない部分では工事を始めざるを得ないというような御理解もいただいておりますので、仮線着工までに絶対にマンションが合意できないと仮線着工ができないということではございませんというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

なかなか合意まで決着つけるのが並大抵の苦労があると思うんですね。

いずれにしても、一枚岩じゃないものですから、マンションの側が。それで管理組合とか一枚岩のような代表を置いてしていくのが一番早いわけだけど、それができないと。それを一枚岩の代表をつくってくれというのはこちら側の要請であって、その中で平成21年度の末に準備の着工をしたいと、この決意だろうと思いますね。

そういう中で、合意できない場合に、例えば裁判を向こうが起こした場合、工事差しどめだという裁判を起こした場合、工事をやめないかんものですから、そこはやっぱり、裁判を起こすかどうかはわかりませんよ、わかりませんが、万が一そういうことがあったとすれば、きちっとしたやっぱり合意に向けて努力をしていただきたいなど要望して終わります。

○池田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時11分

○池田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。風間委員。

○風間委員

主要成果報告書の89ページ、92ページ土木費で維持補修費等々載っております。主要な部分はこの内容を理解させていただいております。今後もし引き続き不要不急のこのような維持補修、新設

改良、橋梁維持、新設、こういう部分で的確に対応していただければというふうに思っております。

それで、町内の申請ですね、これ毎回どなたかが必ず同じ質問をするんですが、今回は私が質問することにしますが、町内区長申請ですね、これ全体で採択率は何%なのか教えてください。

○土木課長

平成19年度につきましては、申請数が147件、認定数が103件、認定率は70.1%です。ちなみに、平成20年度につきましては、申請数が142件、認定数が100件、70.4%になっております。

以上です。

○風間委員

存外、ここ最近の採択率、認定率、これは高くなっておるんですが、その辺の要因はどういうように分析されておられますか。

○土木課長

平成17年、18年では70%を割っておったわけなんですけど、皆さんたくさん要望をいただいて何年もできないという話ですごく困ってみえるという、そういったような状況を踏まえて、区長からの要望で、一部でも進めていただきたいという、そういった内容から、一部採択という、そういうようなことで、延長がかなりあるものについて少しずつ切って採択という、そういうようなことも考えておりますので、金額的には一応道路に関しては1億円という枠が、一応縛りがありますので、金額的には採択率は上がっておりませんが、本数的に採択率が上がっておるとい、そういうような状況です。

以上です。

○風間委員

そうですね、こういう部分、部分、私の地元の八橋町でも3年計画とか、5年計画で主要な要望を区切ってやるということがここ2、3年前から行われていると、こういうことは大変いいことでありまして、最大限そういう要望に少しずつでもこたえていくと、こういうことが重要であろうというふうに思います。

それから、前いつも4月の区長申請に対する回答のあるときに、私も同席して嫌みを言うんですけど、カーブミラーが入ったわけですね。それで採択率を上げておけるのも事実なんです。以前はそんなのは交通安全対策の、ちょうど局長が課長をやっていたころなんかは、直近で電話してお願いすると、そっちの完全な専権要望だったのが、カーブミラーというのが入って、これまた相当な形で、ほとんど毎年各町内からカーブミラーがある場合は採択されていましたわね、金額も安いせいもありまして。そういう要因もあるんだろうとは思いますがね、全体的にそういう部分で少しでも各町内の切実なこの要望にこたえていくと、そういう部分で今後も努力していただければというふうに思うんです。

それで、一つ気にかかることだけ確認させてほしいんですが、そういうことはないと思うんですが、市の方で、そういう説明したり、要望を各町内の役員が言ったときに、できるだけ申請を控えてくれんかねと、こういうような指導をされていますか。

○土木課長

単に申請を控えてくれとか、数を少なくしてくれとか、そういうことは言っておりませんが、例えば住民の同意をいただけない、そういうような状況がある場合は、採択しても実際工事等に入っていけないものですから、そういったところについては皆さんが喜ばれる仕事をやっていきたいという、そういった趣旨から合意が得られないところについては申請されても難しいということは伝えております。

以上です。

○風間委員

そうですね、原則論はそういうことなんです、これはやはり町内の一番の直近の権限事項でありますから、できるだけそういう日常に対する問題箇所、そういうものは承るべきでありまして、そういう事情を説明して長が判断するということならそれでいいんですが、こういう採択率の含みも含めて、そのような牽制を入れるというのはいか

かなものかという思いがしていますので、そういうことがないということを私も思いますけれど、ちまたではそういうふうには受け取られずに、やはり、そのような削減をする、あまり出してくれない、そういうふうには受け取ってしまう町内の役員もおりますので、その辺は誤解のないようにやっていただくと。

それでもう1点、その辺に絡んで、説明の部分で、私本会議で申し上げたように、タガヤ節、同意取ってくれ、やったたるがや、こういう姿勢は本末転倒だといつも私口を酸っぱくして申し上げておるんですが、そういう発想で対応しておるということはありませんね。

○土木課長

そういう発想というか、地域の皆さんがこぞって要望される、隣接の方だとか、そこを通られる方だとか、周辺の方だとか、そういった方の御理解をいただくというのは当然地元からあがってくる要望ですので、当然、皆さん御了解いただいている内容だと思って私の方は受けるわけなんですけど、たまたまそういうところでない場合に、実際に工事、やろうとする場合、合意が得られないようなところが多々あるわけなんですけれど、そういうところについて、市と区長と、それから関係者皆さんの合意を得るために御協力を願うことはよくちよくあります。

以上です。

○風間委員

それでいいんですわ。あくまで御協力いただいて、ともにこの問題点を解決して、それでこういう要望の高い、こういう諸事業を実現していきましょうと、こういう姿勢でいけばいいですよ。それがややもすると、そんなん地域がやっていこうや、やったるがやと、こういう発想は本末転倒だということで、公務員の精神の原点に大いに外れるわけですから、その辺は改めまして、常にやっぱり地域のため、地域住民のためにというこの原点に照らし合わせてこういう諸事業を的確に進めていただければと思うんですが、その辺の再確認をお願いします。

○土木課長

地元と互いに協力し合いながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○風間委員

少々その中で細かいことを1点だけ確認したいのが、八橋町の五輪橋と竹橋の逢妻川堤防右岸、ここは私が平成9年でしたか、8年でしたか、未舗装のものを地域の強い要望で舗装していただいたという経緯があります。それから10年余りたちましたが、昨年、竹橋よりの方に未舗装の部分が15メートルぐらいあるんですかね、そこの全面舗装の要望が出たんですが、その辺が昨年の区長申請では却下されたという報告があったんですが、その辺の理由を少々お聞かせいただきたいんですが。

○土木課長

八橋町につきましては、いつもたくさん要望をいただいております。地域のバランスという、知立市全体のバランスをもって私の方も考えていかなきゃいけないという、そういったことがございます。

それと、竹橋と五輪橋の間の堤防道路につきましては、堤防道路3メートルの管理堤の確保がされております。その先ののり部分だと思いますけど、緊急度、それから地域の知立市全体のバランス、そういったところから採択漏れになったものと思っております。

以上です。

○風間委員

今年度も舗装要望が継続して出されたんですね、この前、町の役員と地元議員、私と林議員で必ず事前に申請箇所は自転車で行って確認をしながら八橋町の場合は出していくという作業を積んでいるんですが、それで、ここはぜひとも重要だということで、地域住民こそってここはぜひとも舗装してくれと、こういう要望が出ているんです。

それで、その見解をお聞かせいただくのと、もう一つは、ここは散歩道指定区間で、重要な路線になっているという認識は住民の方々お持ちになっているんですね、PRも徐々に行き届いており

まして、そういう重要な路線で少々未舗装の部分がありますと、散歩道としてはいかがなものか。いつも雑草が今なんかは生い茂って、なかなか当初は地域の人が自由に管理して植栽でもしてというような話ですが、なかなかそれは難しい状況がありまして、そういうものも含めてその部分だけ未舗装で終わるのはどういうことかというふうな流れの中から全面舗装の要望が出ているというふうに思っているんですが、私も。

そういう流れの中で今後この部分をどうされるのか、一度その辺の見解、散歩道の構想も含めて、重要な路線という市の位置づけにもなっているわけですから、その辺、快適な散歩道の実現という側面も踏まえて今後の対応の考え方を聞かせください。

○土木課長

散歩道というのはさんぼみちのことだと思いますけど、その辺のルートのとか、ちょっと詳しく私の方では把握しておらないわけですけど、そここのところの舗装の件につきましては、八橋町から出てくる要望の全体を踏まえて区長とも一度協議させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○風間委員

一応、さんぼみちの確認をさせていただきます、指定になっているか。両岸指定、あそこは両側指定だという話で、それで、竹橋も両側かな。新田橋を超えて堤防左岸の指定になっているという、私は確認をさせてもらっていますが、それで間違いないですね。

○都市計画課長

ただいまのご質問ですけど、竹橋から下流方向へ行くわけですけど、左岸側についてはさんぼみち協議会の方でここを舗装していかうということで、協議会の中で常に毎月1回協議会をそれぞれさんぼみち、まだたくさんルートありますので、皆さん集まっていたいて月1回程度、それぞれ歩きながら、ここは舗装があるとかいらぬとかいうことをやりながら決めさせていただきまして、去年は五輪橋から下流の方の左岸堤を舗装はさせ

ていただきました。

以上でございます。

○風間委員

位置指定の確認です、両側になっていますね。五輪橋から竹橋両側、竹橋から新田橋も両側のはずですわ。それから、新田橋から西逢妻橋は左岸、こういう指定になっているわけですね。

○都市計画課長

図面でいきますと右岸左岸ということで色は入ってますけど、右岸側についてはちょっともう少し協議会の方にちょっと聞かないとわからないんですけど、右岸側については前回の中ではここを舗装していこうという話はなくて、ルートも歩きながら変えていくということも考えてますので、ちょっとその辺は確認したいんですけど。

○風間委員

私はきょう持ってきてないけど、そのもらった資料で確認して申し上げておるんですよ。地域住民の人からもどこがなっておるかなってないか聞かれるものですから私も、だから色のついたところを言っているだけの話ですよ。

これは部長か何かに前問い合わせて、そういうふうだっことで確認をさせてもらっていますもので、この場で、そういうことならなぜ舗装要望が強いかというのは散歩道だからという、だからそういう連担したこういう考え方ができてくるじゃないですか。それで確認させてもらったんですよ。

○都市計画課長

この件についてはちょっとお時間をいただいて、確認させていただきます。

○風間委員

確認してください。

ただ、色づけがあるもので、一般的に見れば、その資料、立派な図面を引いて散歩道という形で配っておるわけでしょう、それ。色づけがあって、それがわからんじゃ、いささか何のためにつくったのという話になるわけですからね。だから、それを確認してくれりゃええんですけど、たぶん、両面だと思えますよ、私はね。

それで、もう一つ、それが散歩道という、あとで確認はいただくんですけど、ありなしにもかかわらず、その舗装するときに、地域の要望としては全面舗装してしまうと不法駐車の手床になるじゃないかと、それは当然の話です。

それから、排水が左左になりますので、大流団地の方の区画内道路の方に流れてしまうと、そういう懸念があるからなかなか舗装は難しいというような、そういう見解も水面下ではお聞きしておるんですね。

ただ、排水の方は4カ所ぐらい排水受けがありますから、それをもうちょっと増設する程度で十分対応できると思いますし、散歩道という位置づけの前提で私は申し上げますけど、そういう部分で不法駐車対策で花壇を組み入れたり、3、4カ所、そういうことをやって、そこは自由にお使いくださいという形でやれば不法駐車対策にもなるだろうということで、やっぱりこの辺は充実したさんぼみちですか、そういう部分も含めての河川上部の環境整備の向上に対して的確にこたえていただければというふうに思いますが、その辺はどうですかね。

○都市計画課長

さんぼみちにつきまして、地図でいきますとルートのまだたくさんあります。その中で、毎年予算をつけておるわけですけど、それを地道に進めていくということで、まずもって、散歩ができるようなことを考えてつくっていくということで、例えば堤防を、ある程度普通でいくと3メートルぐらいの堤防幅があるんですけど歩けばいいということがありまして、そこを現地を見ながら、これさんぼみち協議会の方と同じように出かけていくわけですけど、現地を見ながらここは2メートルにしようか、ここは1メートルにしようかと、そういうものを決めながらやっております。

したがいまして、現状を壊すというんじゃないくて、排水を考えると、そういう大げさなことまではさんぼみち協議会の中でやっていけるものではありませんので、現状ある、例えば堤防、ここは本当に歩きにくいというところは舗装や何かを

したり、ここにスペースがあれば花壇をやったりとか、そういう歩いて楽しくなるようなことをやっていくというのが主たる目的でございます、市内全域まだまだこれからたくさんあります。それをこれから高齢社会に向かってこういうルートづくりをしながら皆さんの健康づくりにも寄与していきたいなということで始まった事業でございます。よろしくお願いたします。

○風間委員

さんぼみち構想からいくと、私の今指摘しておるのは狭い部分になるんですわね、これは確かにね。一応、参考までにそっちもそういう流れもあるだよということで本来は僕は区長申請の対応の充実性の方から問うとるわけなんですわね。だから、的確にそういうものも含めて今後対応していただければというふうに思います。

また、説明は区長申請でいつも私も同席しておるんですが、できんならできん理由ね、重要な案件は、例えば15件出しても4、5件は重要で、そこができんのはやっぱり聞きたいわけなんですわね、区長らは。その辺の説明をもうちょっと説明責任を的確に果たしていただければありがたいなと思うんですが、その辺はいかがですか。

○土木課長

何十カ所という歩道、何百ですかね、要望が出てきて、そのうちの7割、カーブミラーを除くと6割、65ぐらいですかね、そのぐらいになっておるんですけど、そのできないところの内容説明、そういったものについて毎年新しい区長と皆さんみえて説明は差し上げております、できない内容につきまして。

ただ、それと先ほど言いましたように、35%はできないものですから、その地域バランスの中でできないというものもございます。そういったものは説明はちょっとできない場合もございますけど、基本的にはすべてできない理由があればできない理由を説明し、区長に今年度の工事予定箇所ということでお渡ししておりますのでよろしくお願いたします。

○風間委員

そのように対応してください。

次に、93ページの街路事業費の委託関係、駒場牛田線詳細設計作成、そして、その下、用地取得ですね。この予算計上、このように使われたという形でございますが、この辺の状況説明と、今の現状、そして今後の課題、この辺をトータル的に御説明いただきたいと思います。

○都市計画課長

駒場牛田線でございます。まちづくり交付金を使わせていただいて、現在、道路の方、買収に入らせていただいております。

道路の詳細設計につきましては、これは八橋町の中を走る駒場牛田線の排水路計画、それから衣浦豊田線の路線測量だとか、交差点協議というもので委託の方は使っております。

それから、土地評価の方ですが、211万1,550円ということで、これは土地の方を買収させていただいておりますので、その評価をするに不動産鑑定士を入れて価格を決めさせていただいたということでございます。

見通しですが、現在、平成19年度に用地買収を進めていまして、平成20年度も引き続き行きます。平成21年度、来年も当然用地買収も進めていきます。5カ年計画でいきますので、最終の5年目か4年目ぐらいには部分的に工事に入ればということはおもっております。

課題としましては、一部用地の難しいところがあるということがございます。あと、買収に入ってそれぞれ買わせていただくわけですけど、残地の残り方によって土地の利用が悪いとか、そういうものがあるものですから、代替地の方の関係だとか、後利用の関係ですね、そういうものが大きな課題だということになります。

以上でございます。

○風間委員

地権者数に対して、今現状、何%ぐらいは合意されていますか。

○都市計画課長

ただいま、契約でいきますと、全部で用地の関係者の方が17名でございます。それで、平成19年

度におきましては4名の方に契約をいただいたということでございます。平成19年度の契約は1,763平方メートルでございます。ですから、用地的には平成19年度末で28%弱ですか、そのぐらいになります。

平成20年度においては、現在進めておるわけですが、現在5名まで契約済みになっております。これからまだ買っていききたいということでございます。

現在の最新でいきますと、面積ベースでいきますと用地分の現在契約面積でいきますと63%ぐらいということですので。

以上でございます。

○風間委員

順調に推移しておるようですね。引き続き御奮闘いただければというふうに思います。

まだ大変難しい状況というのはあります。そういう場合は、やはり地元としても静観はしておれんわけですが、その辺の状況をお聞かせください。

○都市計画課長

1件、都市計画決定の時点の話を持ち出されて、ちょっと難航しているというところもございます。実際にどなたかということまでちょっとこの場では言いませんけど、全く何もないわけではないものですから、その辺がちょっと最終的に工事のときに用地が買えるのかなという懸念は持っております。

以上でございます。

○風間委員

わかりました。

それで、現道がストップして、そこに駒場牛田線が才兼池をカーブして衣豊線まで抜けるという構造ですけど、もう一つの要望として、才兼池の整備ですね、ここをあわせてという意見が非常に強いわけですが、その辺の状況をお聞かせください。

○都市開発課長

駒場牛田線は才兼池、委員の言われるように才兼池の南側ですか、南側をかすめて現在できてい

ます農住の方でつくられた道ですね、その道へ接続するというので、南側のところが一部池の中に入っていくということです。団地の方もある程度出ますので、その辺は整備をしていきたいなと思っております。

全体を入れた、才兼池全体を公園だとか、そういうことも将来的にはいるのかなということは思いますけど、今現在のところはそこまでは考えてなくて、とにかく駒場牛田線を何とか早期につくっていききたいということと、その一部については整備をしていきたいなということを考えております。

○風間委員

あれもこれもは当然、要望倒れに終わってしまいますから、その辺は十分そういう強い地域からの要望もあるということをしかりと受けとめていただいて、それでこの駒場牛田線が具体的に相当数進んだ時点では、そういう部分も含めて連動して地域整備という観点から進めていただければありがたいなという思いはしておりますので、その辺を忘れずに一つ方針に、いつ視野にいただけるかどうなのかを検討しながら進めていただければというふうに思っております。引き続き頑張っていただければと思っています。

最後の項目で1点、95ページの駅周辺土地区画整理事業、あるいは駅周辺まちづくり推進事業ですね、この辺の金額が計上されておまして、先ほども補正予算の部分でいろいろ話があったわけですが、それで、それに関係してくる話なんですけど、今ソフト部分をどうするかということで、このまちづくり推進協議会ですか、研究会ですか、こちらの方でいろいろどういう中心市街地、あの周辺をどういうまちにしていくんだという協議が行われておるわけですが、なかなか悩みは多くて、実態としては具体的な方針も打ち出されていないというのが現状だと思うんですが、今、現状のその辺の状況を若干お聞かせいただけますか。

○都市開発課長

まちづくり推進事業ということで、まちづくり研究会の活動に対して補助していくわけですが、

まちづくり研究会、平成9年に設立いたしましたして、これまで地区計画の原案づくり、いわゆる区画整備とあわせて、そこに、いわゆる建つ建物、いわゆる土地利用をどうしていくかというところの地区のルールづくり、また、駅周辺の知立市の玄関口としてふさわしい土地利用を誘導するために協同事業ということで再開発事業、そういった事業の調査研究ということで、現在、地区計画については今年度、現在、都市計画の案の縦覧も終わりました、この9月に予定されています都市計画審議会にも付議させていただいて、都市計画決定を年末までにはしていきたいというようなスケジュールで動いております、そのたたき台から出ます案につきましてまちづくり研究会で提案していただきまして、いわゆるすみ分けといいますか、商業地は商業地らしく、住宅地は住宅地らしくということをテーマに駅前広場周辺の商業地として土地利用を図っていただきたいゾーンについては、そういった商業的な1階部分は住宅ではなく商業業務系の用途にしてくださいよと。建物の高さも3階以上にしてくださいよといったようなルールづくり、それから、奥まった宝町のあたりについては商業地域ではございますが、住宅系、専用住宅の土地利用が非常に多い、また地区の方もそういった土地利用を望んでみえるということで、そういった住環境に配慮したような、いわゆる建物の高さの制限だとか、用途的に附属関係のものを排除するといったような、いわゆるまちづくりのルールづくりを今進めています。

あわせて、再開発につきましては、駅前広場の北側で20名の方が共同化したい、するということで、今、共同ビル建設準備組合といいますか、これは任意の団体でございますが、そういった組織をつくられて、再開発の準備組合の設立を今年度中にできないかということで今進めてみます。

トータル的なソフト事業でございますが、やはりこれは民間レベルの土地利用、建物利用といったところが非常にウエイトが高くなっていくということで、先ほどの地区計画の土地利用、建物利用の誘導を図っていくとともに、今、私どもとし

ては駅前広場の整備計画をつくっていくという中で、地元の商店街の方とも御意見を伺う機会をこれからふやしていこうということで、そういった中でも皆さんの意見の中でソフト的なまちづくりの事業の提案をいただければ、またこちらからもいろんな提案を投げかけさせていただいて、そういった部分のまちづくりも今後取り組んでいきたいというふうな状況でございます。

以上です。

○風間委員

いろいろな難しい部分もあると思いますが、極力、知立市の玄関口としてふさわしい良好な環境にしていっていただければというふうに思います。

それに対する基本的な手続を進めながら意見を十分に反映した、そういう形での今後一步一步の積み重ねをお願いしておきたいと思うんです。

それで、今の区画整理の配置上で、一番今地元の地域の人とか、特に商店街の方たちが心配しているのは、西側に膨れる形なんですよ、商業集積にしても。今の中央通りや新池商店街地区、あちらの方が絵図的に間違いなく西側に広がる区画整理の計画ですから、非常にその辺を心配しているんです。

そして、先ほども話が出ましたように、そういうのに関連して30メートル道路の必要論、こういうものも非常に異論、反論として出ておりますし、さらにもう一つは、東西線、中央通り線の道ですね、あれを駅前広場で遮断してしまうと、ここは壊滅的な状況になるんではないかという心配があるんですね。

ただでさえ配置的にも西側にも広がるそういう絵図が、そういうまた組み立ての道路計画によってより一層拍車をかけるのではないかとこの心配で、それで、30メートルの話は先ほどの中島委員とのやりとりで原価買取も終わって仮換地指定も終わって、そして、都市計画決定も決定しているという状況で、なかなかこれを変更というのは難しいというお答えでした。

一つだけ、ちょっと手法上で確認だけさせていただきたいのは、都市計画決定の変更というのは

手法上認められていますよね。これは区画整理の仮換地指定の変更、こういうものも含めて手法上では認められておるかどうか、ここだけ確認させてください。

○都市開発課長

御質問の都市計画の変更、当然これは認められておる行為でございます、また区画整理におきます仮換地につきましても、仮換地の指定変更という行為は当然できるということでございます。

○風間委員

そういうことですね。だから、その辺の実際問題の法律上の観点はあるにしても、ただ今まで膨大な作業の積み重ねで、このような都市計画決定図案ができた以上は、なかなかその30メートルの幅員は先ほど言いましたように、事業費の削減の意味も含めて25メートル、20メートルにしていけないといってもなかなかそれはそれを変更していくというのはまたまた膨大な作業があって、またまたただでさえ延伸しまくっているこの事業が延伸していつちやうという可能性もあるし、理解は得られんだと、もうくちやくちやになっちゃうということがありますね。

だから、その辺の部分は私も理解しておりますが、ただ、もうちょっと周知徹底をしてほしいのは、30メートルの方は30メートルががんに道路だけに利用するという形態なら、当然こんなものはいらんわと、この狭いエリアの中でという話も出てくると思うんですよ。

ただ、先ほども課長もおっしゃったように、30メートルというこのエリアをいかに有効かつコミュニティもよろしく、道路は例えば18メートルぐらいにして、あと6メートル6メートルの部分はいかに市民が憩える、歩いても憩える、そしてユニバーサルデザイン、まさしくユニバーサルデザインが具体化できるような、そういう環境に結びつけるか、こういう部分をきっちりと内々で準備、計画しながら、そういう部分をしっかりと説明、理解を得るように地域の住民の方や商業者の方々に理解を得るようにしていくと、こういう作業をしていけば、必ずやこっちの方は理解いただける

と思うんですが、その辺はどう思いますかね。

○都市開発課長

先ほど30メートルの道路のあり方についても若干触れさせていただきましたが、まず平成10年に都市計画決定した折に、道路の位置づけ、ネットというものを、これを打ち出しております。その時点では当然、いわゆる交通量、車の流れ的にも30メートルの幅員として必要な根拠というのを示しております。

そういった部分を再度見直した中で、いわゆる車の流れ、人の流れ、まちづくりという観点で再度その中の整備をいま一度考え直す必要はあるかなということで、これはまだこれから取り組んでいきたいということで、具体的な中身についても決定したものでございませぬので、先ほどのお話しした駅前広場も都市計画決定の折に全体のネットの中の駅前広場の一番円滑な利用しやすい形態として整備計画、こういったものを案としてお出ししております。これについてもいろんな御意見をいただいておりますし、また商店街、地域の皆さま、そういった市民の皆さまを含めた意見を聞いた中で整備計画をつくっていきたくておるわけですが、ただ、すべてにゾーン化帯もいいという案というのはなかなかできないというのは、いわゆる交通体系の中の位置づけされている道路、駅前広場ですので、そういった交通処理の安全性とか円滑生徒ということもやはり配慮していかなければいけないし、いわゆる人が集まる憩いのスペースという部分の中でもそういった憩える部分が本当に取れるかどうかということも含めて考えていきたい。また、そういったことに対していろいろこれから意見をいただいた中で詰めていきたいと思っている状況でございます。

○風間委員

道路は道路という難しさはありますわね、その空間の中でできる部分を十分分析、研究されて、要は理解を得ないとなかなか反対運動を起こすとか、そこまで強硬な意見も聞いておりますし、そういう部分で、極力理解を得る部分からの提案と受けとめていただければありがたいなと思うんで

す。

ただ問題は、この東西線の方なんです。こちらある程度しっかり説明すれば理解を得られると思うんですけど、30メートルの方はね。この東西線の遮断は、これは致命傷だ、死活問題だ、こういう声が高いんですね。

こちらの方は都市計画決定の変更で、今、遮断している駅前広場の中央通りから抜けるそこで、駅前広場も含めてその辺の計画変更でほかの仮換地指定の部分には影響出ない、こちらをやるうと思えばやれる可能性はまだ高いと思うんですね。その辺はどんな分析をされておりますかね。

○都市開発課長

駅前広場の整備の中身ということについては、仮換地の云々とは直接的には関係ないわけですが、ただ、先ほども言いましたように、駅前広場の車の流れ、人の流れ、そういったところの安全性、円滑性というようなところの配慮も十分必要だということ、実は、質問者も御存じのとおり、昨日5つの発展会の代表の方お集まりいただきまして、これから調査をやっていく実態調査のお願いと簡単な意見交換をさせていただいたんですが、その中でもかなり激論をいただきまして、東西方向の交通のあり方、その場でも十分な御意見をいただいておりますし、また今後もそれぞれの発展会単位でお話をさせていただくとろんな御意見をいただけると思います。

そういった中で、先ほど申しましたように、すべての皆さまに満足いけるプランができるかどうかというのは、これは非常に難しい問題ですが、少なくとも地域の皆さまの理解がなければこの先進めていけないということは理解しておりますので、そういう中でまた地域の皆さま、発展会の皆さまの御意見をいただいた中で進めていきたいと思っております。

以上です。

○風間委員

私もきのう、商店街連合会の代表という形で、オブザーバーで同席させていただきましたので発言もしなく、その場の雰囲気勉強させてもらった

という経緯で、その中から取り上げてきょうはちょっと若干今後につながる形が少々でもいいから出たらなということで申し上げているわけですし、交通量調査もやって、商店街診断もやりながら、今後、あの地域の影響を調べていくと、それは本当に当然必要なことであろうというふうに思うんですが、私から見れば、交通量調査をやれば、当然、東西線の重要度というのは歴然となると思うんですね、歴然と。

それと、南北に迂回させる道路による渋滞とか、安全性と今も申されましたが、そういう部分はクローズアップされるのは間違いない事実だというふうに思うんですね。

そうした場合に、そういう強い意向に対してやっぱり真剣に変更も視野に入れながら、そういう形で対応していく形になってくると思うんですよ、こういうものをやった以上ね、結果が出た暁には。

そういう部分では、やはり今の答弁聞いておってもなかなか難しいと。都市計画変更は難しい、一遍行政が決めたものは、そうやわじゃないよ、変更はなかなか難しい、相当な市民要望が強いものが出て難しいとおっしゃる。それはぶれずにそれはそれで行政は進める立場ですからいいんですが、それに固執するあまりに、やはり住民との乖離がどんどん大きくなってしまえば何のための駅周辺整備事業だという、名目では商店街の活性化とか、地域住民の潤いと憩いのある場をつくるというのとは裏腹の状況が出てきてしまうなという状況はありますから、その辺はやはり可能性としてそういうものにこたえるような可能性、そういう部分を見きわめながら、全くやらなかったら最初からこんなものやる必要はないわけですよ、交通量調査も何も。アリバイづくりだったらやらん方がいいぐらいですわね。期待感だけ持たせて、やっぱり最終的にはだめだったなんてことはね。

だから、そういう部分で真剣にその辺の状況にはこたえる可能性を若干でも見出しながら、今後はそういう部分に取り組んでいくと、そういう状況がやっぱり私は必要ではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○都市開発課長

まず、今回の調査につきましては、きのうも出ておりましたが、都計決定の折にもあまり説明もなかったし、どういう状況になっているのか、どういうふうに進んでいるのかよくわかっていないというような部分も多々意見をいただきました。

そういった意味も含めて、やはり地元の商店街、地域の皆さまとやはりもう少し意見交換をする時間が必要だろうということですね。

それと、実態の把握といいますか、お互いにやはり今の状況というのをもう一度再認識、ある意味勘違いしていたという部分も含めて実態の状況をお互いにもう一回再確認をさせていただいて、車の流れ、人の流れをどんな流れで動いているんだと。それに対して、今の計画でいいのかといった部分を、そういった部分の検証だとか、それから、全体の中で今の計画、これが都市計画の方へいって参考図ということでお示しをしている図面でございます、枠組みは確かに都市計画の中で決めさせていただいておるんですが、中の計画、いわゆる整備の計画については、これは別に法的な手続で変更するとか、そういうことではございませんので、ただ、地域の皆さまだけの意見だけで決めれるということでもございませんが、やはり、そういった交通だとかいった部分の中の公安委員会の意見とか、そういった部分の意見をあわせまして整備計画をつくっていききたいということで、現状として、流れを変えるということに対する非常にやはり地域の皆さま抵抗を持ってみえますし、そういった部分のことも十分配慮しながら何とか知恵を絞れないかというのが現状でございます。

○風間委員

しかし、地域住民の意見だけで決められるものではないわけではあります、重要ですね、ここはね。非常に重要なんですね。

だから、そういった部分を軽視すると、こういう事業も本当に何のためにやっているかわからんというような状況になってしまいますから、その辺はお間違いないようにしっかりと受けとめな

がら進めていただければありがたいというふうに思います。

それで、あとは交通量調査とかそういう診断をやってから話になりますから、またその時点で私も問題提起はさせていただきたいと思いますが、再度、この交通量調査とか今回の事業の今後の予定をお聞かせください。

○都市開発課長

今回の調査の全体の流れということでよろしかったでしょうか。

まず、今回、駅前広場を中心とした、今スクランブル交差点、ここにおける車の進行、流入流出の実態の把握、それと駅前広場への流入車両、どちらの方向から来てどう入っていくのかという部分も、そういったのを実態の把握をしたい。

あわせて商店街の利用状況といいますか、来店者の状況、これについても交通の手段とか、どちらの方からみえられたとか、そういった人の動き、目的地といったところを整理していきたいということで、まず、今年度、10月中にそれをやっていきたい。

あわせて、それと並行しまして意見交換ということで、5つの発展会、駅前広場を中心とした5つの発展会と個別に意見の交換会をしていきたい。引き続き商業診断士の方に入ってきていただいて、商店街の課題等のそういった部分、取り組みをしていただきまして、単に駅前広場の整備計画をつくっていくということではなくて、道路の整備、それから商店街が今後あるべき姿といったところを含めて検討してまいりたいということで、今年度では、実態調査の結果の取りまとめのところまでかなと、時間的に。

来年度以降、引き続き、商店街の皆さんとできれば具体的な整備計画に基づく意見交換もできればなというふうに思っております。

以上です。

○風間委員

まだ今後の取り組み状況のいかんによっては大変厳しい状況もあるかと思いますが、よりよい駅前周辺地区をつくるという意味で努力していつて

いただければと思いますが。

田中副市長、この反対の意見が非常に強い、私もきのう肌で感じておりました。また、いろいろな商会議、商工会の会議等々でも必ず出ます、最近はね。やっぱり、それだけ総論から核論に入ってきたんだなと。

今までは手続上の全体説明会とかそういうのでクリアしてきたんですが、やはり十分なそういう周知がないというのが明らかになりました。

だから、行政のそういう周知のプロセスというのはやっぱりほんの一部にしか浸透せんのだなというのが実感として私も感じてます。

だから、今後は勝負だと思わすね。核論に入って、これだけのやっぱり具体的な計画が見え始めた段階で、ちょっと出ただけでこれだけの厳しい指摘が相次いでいるという部分で、今後、非常にこれを有効かつよりよい中心市街地地域に整備していくというのは難航も感じているんですが、その辺を含めて今後のあり方を所見としてお聞かせいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○田中副市長

この都市計画決定、それから中央通りですね、特に私も当時都市計画決定手続の先頭に立っておりまして、中央通り商店街の方とも結構お話をさせていただきました。

当然、そのときも、今、都市開発課長が答弁させていただきましたように、中央通り商店街についての都計道路、コミュニティ道路という提案をしているわけですけど、それはあくまで本当に都市計画決定の参考図という図面になっております。

ですから、その内容を変えることによって、都市計画決定変更手続をする必要もないんですねということで、これからまだ相当時間があるということで、その中で十分な協議をさせていただきたいという話を当時何度もした覚えがあります。

当時も私させていただいたんですけど、なかなかこれは地元の方との理解を得られにくいんですよね。私自身は今でも、ちょうど今の南北線、それから知立環状線ね、安城知立、元国道1号と

いう、このエリアなんですね。

ここに主要幹線道路が入り込んできている、この中というのが、今、中央通り商店街の方々も、じゃあ、市外から、よそからどんどん来てあそこで車がとまって買い物して、その売り上げというのはどの程度あるかというのも一つあると思わすね。

私自身はね、そのせっかく幹線道路で囲んだエリアがつくられるということで、そこへある程度の住宅集積というのは当然必要になってくると思わすね。これもユニバーサルデザイン、バリアフリー、私はいつも言うんですけど、最後まで自立して生活できるまちをつくらないかんということで、実際は、本当はこの中は歩行者優先のまちになっていくべきじゃないかなというようなことを思っているんですね。

これは勝手に思っておっても皆さんの理解が得られなければできないことですから、市の方もどんどん提案をしながら最終合意に近づけながら、それがまた商店街の方たちのエネルギーのもつながっていくようなまちづくりというのを今から進めていく必要があるかなというふうに感じております。

以上でございます。

○池田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時14分

○池田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。中島委員。

○中島委員

先ほども工事箇所の問題で、土木要求の幾つかの要求がどうだという話がありました。パーセンテージが示されたわけですけども、逆に、区長から出ないけれども、急にこういう必要性があつて行ったというような、そういう土木の工事ですね、緊急的にやつたと、こういうのがどのぐらいあつたのかということがわかればお知らせをいた

だきたいなと思います。

区長を通してという話があるんですけど、そうすると早くても来年度とか、そういう話になるわけですけど、緊急的に区長云々というところ、もちろんお知らせするのはいいんですが、区長申請の手続を経て1年おくれでというんじゃないで、緊急の対応をする必要があるものもあるわけですけど、そういう件数というのはどれほどあったのかお知らせいただきたい、平成19年度ですね。

○土木課長

平成19年度におきましては、工事の件数は161件ということですので、採択からすると60件ぐらいが区長申請以外で、市の計画で進めていくものと、それから緊急的に補修を行ったというものがございます。

以上でございます。

○中島委員

緊急はどの程度あったんですか、わかります。

○土木課長

今、資料がございませんけど、おおむね40件ぐらいかと思います。

○中島委員

緊急なものについては、区にもお知らせはするけれども、必要ならばやらなきゃいけないという姿勢は大事かなというふうに思います。それが今、およそ40件ぐらいだろうということですね。

私もいろいろとお願いすることはあるんですけど、緊急という意味で言いますと、この間の水が出まして、豪雨の際の問題なんですけれども、ここに市長もみえるように、ほほえみの里がありますね。猿渡川がありますね。これは2丁目の一画です。2丁目はこちらにもありますし、ここにも2丁目、また5丁目になっていくわけですけども、ここが一番ほほえみの里の角、それから、こちらにもですが、夜、8・29の夜、30センチほど車庫が浸かってしまってマフラーが水を吸い込んでしまったということで車の調子が悪くなったということがあつたわけですね。

猿渡川はどうかといいますと、まだ水位が堤防までに届いていないわけですが、溢水したわけでは

ないという、このことがはっきりしているんですけども、こういうふうに変な困るということで、下水も結局ふたがもう古くて浮いてしまって、中のものがあふれまして、駐車場にあった車も非常に汚泥で汚れてしまって、一生懸命水で落としたんですけども、市の方、下水の方にもお願いして消毒してもらったという、そこまではやっていただいたと。これも初めてのことでないんだと、前も消毒してもらった。だけど、根本的な解決がされないので、何度もこういうことが起きてしまうので、何とかしてもらいたいということだったんですね。

下水の方は一定の理由なりふたを改善するなり、公共升というようなことの問題があるという話があつたわけですけども、下水の方でちょっとこの件に関して今後どういうふうにするのかということ。

それから、土木の方としては、この排水という問題になるわけですね、これは。あふれたわけじゃない、大雨が降るとここが浸かってしまうという、こういう問題を土木の方がどういうふうにしんしゃくしてこれをしっかり調査して解決に向かうかという、主体的にやっていただきたい問題だというふうに思うんですけども、下水の方とこちらの方と一度見解をお願いします。

○下水道課長

ただいまの件でございますが、前回は東海豪雨のときだったというふうには聞いておりますが、あれだけの集中豪雨があつたときにはどうしても冠水という状況が出てしまうということでございます。

下水道の升につきましては、最終升ということで私の方の市の管理の升ということでございまして、現在の升は古い、当時の鉄ぶたの升でございましたので、これを今の塩ビの升といいますか、浮き上がりがある程度できないようなものに変えていくという方向で今検討をしております、御本人の方にも、そのようにお話をさせていただいているという状況でございます。

○土木課長

私も今、その件について伺ったものですから、現場の方に行ってまいりましたけど、下水管へ落ちる落とし管が側溝から下水管に落ちる落とし管が小さいのかなということで、図面は200となっていましたので、これを大きくすれば何とかその辺の解消ができるのかなと思って現場の方へ行ったわけなんですけど、現場は、あの図面をつくった後やりかえたのか、ちょっとわからないんですけど、200が350になっていましたので、U字溝の断面と匹敵するほどの大きさの取り付け管がありまして、なおかつ急勾配で下水管の方へ落ちてましたので、取り付け管の影響ではないということが判明できていると思います。

ただ、スクリーンが側溝の升の下面にありまして、そのスクリーンを通過して下水管の方へ行くということなんですけど、そのスクリーンにごみがたまれば下流の方へ流れていってしまうという、そういう現象が起きるんですけど、まず、その現象はちょっと考えられないのかな。

今、下水道課長言われましたように、今の下水道の88ミリという、そういった豪雨に対して全体の能力不足があったのかなという、今、そういうふうに私の方は判断しております。

今のほほえみの里の南側の、ほほえみの里にくっつく道路に関しては勾配があるんですけど、堤防道路沿いの側溝について勾配があまりないということから、側溝の流れが堤防の辺で停滞してしまうのかなというのがちょっと考えられます。

ただ、この88ミリという、そういった雨ですと、市内の側溝を見ますと、ほとんどが多分だめじゃないのかなと感じがします。ただ、勾配を若干変えることによって少しでも能力が改善できるのであれば、その辺はまた現地を調査した中でいい方法があればまた検討したいと思いますのでよろしく願いいたします。

○中島委員

調査を一応していただいたということですよ。今言われたのはこの川沿いの方の、この勾配が少ないと。ここは急勾配でこちらへ向かう側溝なんです。ここは一気にばつと川のように上か

ら流れてくると。そして、ここはほとんど直角にこちら側へ側溝が流れていくと、側溝がつくられているので、直接回って水が流れなきやいけない。けれども追いつかないということで、ここはあふれていってどンドンあふれていってということなんですけど、この勾配がちょっとよくなったぐらいではとても対応ができないというふうに思うんです。この辺まで水がいっぱいだったということは、ここにある水も十分に落ちないということなんですよね。

ですから、こちらのほほえみの里の方の角の方が非常に駐車場があふれちゃったわけですけども、こちらの水がどこに落ちるのか、どういうふうにして流れていくのか、その辺はどうなんですか。その辺、調査された。

ここへこういった場合の、この水がどういうふう落ちてどこへ流れていくのかですね。そういうことも調査されたんでしょうか。先もだめじゃないかという感じがするんです。この急勾配をつけても、勾配をちょっとつけてもその先も受け皿がもうない。だって、その先も浸水しているからということで、その辺もう少し調査しないといかんじゃないですかね。

○土木課長

今言われている合流点で、両方から合流しています。その合流して道路を横断します、1本で。2本が1本で横断します。それで、横断した升から川へ流れています。

そういったことから、こっちもこっちもいっばいで、1本の管で流れるということになっていきますので、それでその両方とも勾配が少ないというようなことで、そういうような現象が起きたのかなと思います。

ただ、どういうふうに対応ができるかということなんですけど、別ルートで流すのかどうかという、そういったことも考えられるんですけど、この道路が河川、堤防になっていますので、その辺、県との協議ができるかどうかというのがわからないんですけど、一度その辺を再度よく調査した中で一回検討したいなと思っております。

以上です。

○中島委員

つまり、こちらから、2丁目の、5丁目側からこう流れてくること、ほほえみの里の方から来る合流点のところから、調整池の方角に少し向かってどうにかなる。ここから少し渡るんですか、少し渡って猿渡川に落とすということですね。このルートがあると。

ただ、満員で、猿渡川はまだ空いているんだけど、その手前で渋滞していると、水がね。ということなんです。

それで、88ミリじゃしょうがないというのは、これはだめだと思います。川があふれてないんだものね。川があふれてないのに、たくさん降れば浸かって当たり前というのは、この区画整理が進んで雨水管も下水管も全部完備された地域で異常だと思わなければならないと思うんですね。異常だと思うんですよ、私は。

ほほえみの里のこの辺もぬれておったようですけどね、下水があふれて敷地内ね、ほほえみの里の方の敷地内も汚物があふれていたというのを隣の人は見ていたということなんですけれども、この辺がそういう大きな外水、これは外水じゃなくて内水ですかね。によって、なってしまうという。

やはり、急勾配でここへ集まってくるという地形を前提にして受け皿をどうするのかということをも根本的に考えないとだめなんじゃないですか。

例えば川が、猿渡川が50ミリ対応でしたからしゅんせつが進んでくればあふれないだろうという話とは全くこれ関係ないんですよ、ある意味ね。

川が空いているにもかかわらず、その上の住宅が水浸しという、こういうことですから。川のしゅんせつが終わったとしても、ここの水害問題は解決しない。この点はいいですよね、認識一致しますよね。

で、どうするのかということについて、私は大至急、抜本的に雨水の管がどうなのかということをも地下に潜っている雨水管、太さどうなのかということやら、そういうことも含めて、側溝を大きくしなきゃならないのか。

それから、例えばここにカーブして直角に回ってこちらへ行くわけですが、ここにも、下に落ちてドッキングするようなものはできないのかとか、そういうような悩みの中で被害者の方が言っているわけです。この水は回ってなんかいかないよって、みんなここでとまってしまつてあふれちゃってという話はわかっていますよね。

それをやはり、これは緊急といってもすぐ手がつけられるのでも調査、すぐ調査をするという、本格的に調査していただいて、計画をつくるぐらいのところまでやっていただきたいなというふうに思うんですね。いかがでしょうかね。88ミリなんてどうしようもないという言葉は絶対聞きたくないですよ。

○土木課長

河川堤防にもなっておりますので、再度、下水管ですとか、その周辺の側溝ですとか、流れの関係を一回調査いたしまして検討させていただきます。

○中島委員

東海豪雨のときにもなって、市の方にも訴えたいけれどもそれっきりだったという話もありまして、具体的にそこまでの話が行ってなかったと思うんですね。あふれちゃって困った困ったと言って下水はやってもらったと。下水とそちらは一本じゃないものだから、管がつながっていないわけだ、土木と下水の管が。だもんだから、話もつながってなくて、結局、下水の仕事はやっていただいた。だけど、根本的な土木の仕事にまではその話は及ばなかったというのが現状のようで、ですから、その辺の検討についても、やはり本人に伝えたいとは思いますが、経過について市の方から今こうですよというお知らせはして上げていただきたいと。じゃないと、市に対する信頼感がなくなってしまうなという感じになるほど、本当に困っていらっしやいましたので、こんな検討しておりますよということも途中経過も報告するなどして、それから建てる前にでももう一度訪問して話し合ってくださいと、そういう姿勢でぜひ解消のために努力していただきたいというふうに思い

ます。

こういう緊急問題、いろいろ出てきます。けがをした側溝の問題もありますけども、側溝も来年度の予算で出してもらうように区長に言ってねと、本人はありがとうございますと言っていらっしゃるので、それ以上のことが進まないんだけど、区長も出しましょうと行って張り切ってくれているんだけど、それがことのできるわけじゃないものだから、来年度になりますので、そういう緊急的なものについての配慮というのはなるべく心を砕いていただきたいというふうに思います。

それから、あの水害という件で言いますと、新林の月決め駐車場も衣豊線の高架下にありますので、あそこも水が浸かったという、こういうことがありますけれども、それについての実態と対応というものがあればお聞かせをいただきたい。

○土木課長

本当にゲリラ豪雨によりまして新林の駐車場もほかと同じように冠水というか、水が浸いたわけなんですけど、真ん中のBブロックですか、ここでひざぐらいまでに、後から見ますと草とかそういうのが壁についていましたので、そのぐらいあるのかなという、そういった実情でした。

その後、立野排水路の影響と思われるような内容で次の日も水がはけなかったという状況がございますけど、排水路につきましては本会議でも申し上げましたように、定期的な点検、清掃、それから大雨が予想される前に点検するという、そういったような体制を現在も取っておりますので、そういったことで御理解いただけたらと思います。

それから、月決め駐車場の利用者の方には、いろいろそういった災害に遭われた中身についても個々にいろいろそういった状況を確認して今後の対応を少し、どういうふうに検討できるのかなということがあるんですけど、そういったのも確認させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○中島委員

あそこの駐車場は住宅地から離れた人も随分利用されていて、皆さん喜んで使ってみえるな

ということを思うんですね。シルバーが管理をしてやってみると。こういう駐車場ですけれども、ああいうときには水が浸かってしまうということもある。排水路の改修、あれは詰まっていたかなというところが大きかったようですけど。

この間、それこそ市川市ですか、すぐに水があふれてしまう、浸かってしまうという地域があって、もう雨水対策として雨水浸透升を地域にだっと入れたら、いつも20センチぐらい浸かっていたところが地下に浸透するというんですね。すごい水害対策でこれが生きたという、こういう報道があったんですね。

知立市雨水貯留浸透施設設置補助というのがあって、1件だけ利用された、ありましたね。これは何を利用されたのか、ちょっと教えていただけますか、何を。いろんな施設ありますけれども。

○土木課長

この制度は平成18年度から施行しておるわけですけど、透水性の舗装ですとか、透水性の升、それからU字溝ですとか管ですとか、そういったもの、それから一時貯留、雨水を一時貯留して花木ですとか車洗いに再利用していただくというような貯水槽、そういったものに補助をするという内容になっておまして、平成18年、PRはさせていただいてはおるつもりなんですけど、平成18年度、19年度、いずれも1件ずつでした。それは貯水槽です。

○中島委員

浄化槽の再利用。

○都市計画課長

浄化槽ではございません。雨水貯水槽で、新たに設置したものでございます。

以上です。

○中島委員

なかなか環境対策にしても何にしてもいいと思ってもなかなか市民もすつとはそれを実行に移すということは難しいなというふうには思ってますけどね。

市川市の場合、市が1基、その升に対して3万5,000円補助して、面で、みんながやってもら

わなきゃこれだめだよと言って、そういういつも浸かってしまう地域に、皆さん入れてくださいと。だから、上から樋やなんかでしゅっと来た水が升の中にいっぱい穴があいていて、地下の方にずっと浸透して行って、川の方へだっと一気に行かない。非常によく水をためる機能があるというふうに言われていて、大雨が降るとすぐにこの辺はびたびた、20センチは浸かっていたんだけど、もうそれが一切なくなりましたと、こういうことも言っていました。

こういうことも一つの雨水対策という点では危険な地域だけではない、上流からやっていかなきゃだめなんだけど、さっき言ったところでは。上からばっと来ちゃうわけだからね。でも、そういうものの研究も本格的にやるということも必要ではないかなというふうに思います。

知立市で言っているこの升がそれ同等なものかどうかちょっとわからないんですけど、そういうのを面でやっていくような計画をしないとイケない。市川市、ぜひまた研究していただきたいんですけどね。そういうことで、非常に効果を上げているということですよ。

排水管の整備と同時にそういうような雨水対策に升をどんどん雨水貯留升を、浸透施設をつくっていくということについてももう少し本格的な議論をしてもいいんじゃないかというふうに思います。この地域には皆さん出しますよということですね。ということで、その点、ぜひ研究していただきたい。これは要望しておきます。

水の問題ということでありますけれども、きょう、資料を出していただいた知立市総合公園の設計委託に関する協定という、本会議での要望になった資料が出ておまして、独立行政法人都市再生機構、URですね、これがいわゆる。URにこの設計に関し次のとおり協定を締結するということが、契約書がこれは結ばれております、去年の10月10日ですね。

そして、業務の完了期限は平成20年3月20日とすると。平成19年度中に717万円をもって設計をしてくださいと、こういう契約ですね、これは。

確認と、今年度云々かんぬんという契約の話もあつたんですけども、その件とあわせてお示しください。

○都市計画課長

本会議の方で依頼がありましたので、URとの協定書の写しをお渡しさせていただきました。

この中で、協定書と、それから両面コピーになっていまして、裏の方に仕様書ということをつけてさせていただいております。

この協定書の中では717万円ということでURと契約しておりますが、最終的にはいろいろ内容を精査しまして、若干金額が減っております。711万円が決算額になっております。

内容につきまして、本会議の方で一括ということですか、丸投げじゃないかということをおっしゃったけれど、そうではなくて、一般的な委託契約というものと同じような格好で私の方がURと結ばせていただいたと。

そのURになぜ結んだかということは、これだけの大きな総合公園というものは今まで過去につくったこともないということから、いろいろ小規模な公園づくりはしているんですけど、一体的な大がかりなものはないものですから、なかなか職員にあってもノウハウがないということもあります。それから、いろいろ近隣市の状況を見てもどうも最初はなかなか自分のところにつくったんじゃないくて、大きなコンサル、URが入ってつくっているという状況がありまして、私の方もやっぱり職員配置もありますけど、こういった状況の中ではちょっとノウハウを勉強しながらその辺を進めていきたいなということでこういう協定を結ばせていただいたということでございます。

以上でございます。

○中島委員

その成果品がこのパブリックコメントに出された計画書ということでよろしいんですか。この計画書をつくっていただいたということでいいですか。

○都市計画課長

厳密に言いますとちょっと違うわけでございま

して、平成19年度の協定の中では一応3案をつくっていただきました。それをもとに私の方も協議会ということ、総合公園の協議会というものを立ち上げて、その中で3案についてどうでしょうかという、それぞれ説明をしていったわけでございます。

その3案の中で、3案を説明しないとわからないんですが、大まかに言いますと、3案というのは一般的な基本的なものは除いてですが、基本的なものは400トラック、これは必ず入れるよ。400トラックだとか、駐車場、管理棟と、こういうものは基本形としてはあります。それがあって、東側の部分についてはいろいろな案を出していただいたということですよ。

A案については、例えばどちらかという自然に、本当の公園というんですか、遊具だとか、ピオトープだとか、そういうものが入った絵ですね、そういうもの。それから、B案については、もう少し運動施設の入ったようなものを考えていました。例えば、テニスコートがありましたかね、テニスコート。それから、C案については、トラックの中には芝を張った専用のトラック、それから専用のソフトボールができるような芝を張ったものがC案ということで、いろいろこれを3案出させていただいて、その中の協議会の中で皆さんに見ていただいたと、説明をさせていただいたということでございます。

協議会の中にも地元の方もやっぱり入ってもらわなければいけないということで、弘法町だとか、長篠町、それから土地を持っている方もあるものですから、その土地改良区の理事長ですね、そういうところ。それから、スポーツ施設ということがあるものですから、体育協会の会長だとか、老人クラブだとか、その辺に入らせていただいて見ていただいてやってきたと。

そのA案、B案ということでおむねA案もB案もどちらもという、大体、票的にはどちらかというとならB案の方がちょっと多いんですけど、まあまあ同じぐらいということで、委員の中からB案と決めつけるんじゃなくて、A案をもとにどんな

施設が皆さんの要求があるのかということも踏まえてつくったらどうでしょうかということもありまして、協議会を1回開いて、2回開いて、それじゃ市民の皆さんの意見もかためる前に聞きましょうということ、パブリックコメントをかせかせていただいたという経過でございます。

以上です。

○中島委員

協議会のメンバー13人ということで話し合っているんですが、これは平成19年度は協議会が開いてないわけですよ。これができて、そうでもないんですか。これがA、B、Cと平成20年の3月末までに3つ出てきたということですね。

その後、協議会で話し合いをして一つにまとまらないので、Aを基礎にプラスアルファ皆さんの意見を聞こうじゃないかと、パブリックコメントになったと、こういうこと。

今年度でいうと、URはどういうかわりですか。

○都市計画課長

今年度におきましては、これから、この基本計画を詰めます。詰めて、それをもとにURの方には基本設計ということで一部現況を抑える測量だとかボーリング等していきたいということで協定を結んでおります。

以上でございます。

○中島委員

そうすると、この契約書とはまた違うものになるということですよ。継続してこれはつくるといことなんですか。

この中に、今年度そういった基本設計までまとめるという仕事の契約ですか、これは。

○都市計画課長

協定書は通年じゃなくて単年度単年度、一般的なコンサルトの契約と協定書という言い方はしますけど、同じものだと考えていただいて結構でございます。

ですから、平成19年度は19年度で協定を結ぶ、平成20年度は20年度で協定を結ぶという、そ

う段取りでございます。

○中島委員

本会議では平成20年度についてもどうなっているんだと、ずるずるとこのままいったら丸投げにならないかという質問からこういう資料を出してくださいという話になったわけね。

ですから、もしそうであるならば、平成20年度の協定書も出さなきゃならないですよ。それはあるんですよ、平成20年度。単年度ごとの協定を結ぶとおっしゃったので、それは出していただけらるんですか。

○都市計画課長

本会議のときの方では、私どもの解釈が基本計画についてということで、平成19年度分の決算です、決算のときのものだということを受けとめたものですからこういうふうに出ささせていただきましたけど、平成20年度も必要だということであれば、協定書の方、また同じように出ささせていただきます。よろしいでしょうか。

○中島委員

出してください。

要は、ずるずるといっちゃいけないということから、本来なら入札じゃなかったのかという話からこれは始まったんですよ。

去年もあるしことしもURでやっている、結局ずるずると来ているじゃないかという話で、どういう契約になっているんだという話だから、当然それはつながった平成20年度、私はこれに入っているのかなと思ったら入っていないものだから、年度ごとということですから、あわせて出していきたいというふうに思いますが。

それと、なおかつ今後については、これは手順の問題だけの話ですけどもね、今後についてはどういうスタンスでURなり、また入札をかけるなり考えていらっしゃるんですか。

○都市計画課長

契約というんですか、この総合公園については当初言ったように、URのノウハウを勉強させていただくということもあります。大きな公園ということで、今までかつて体験していないというこ

ともありますので、設計に関してはURで詰めていきたいなど。工事に関しては、丸投げという言葉がありますけど、そういうのじゃなくて、今まで建設部でやっておったように設計を起こしてそれを数量をはじいて市の方から発注するという形態で進めていこうと考えております。

○中島委員

一応、その辺までは理解をいたしました。大きい事業だけにそういうことが危惧されるということはわかっていただけたかなと思いますけれども、必ずしも本当にURじゃなきゃいけないか、それは私、いまだにわかりませんが、入札で大きなことを手がけたらもっといろんな人が出てきた可能性もあるというふうに思いますが、第一段階、第二段階ということでは今そうなっているという現状ね。今後はもちろん工事ということになってきますから入札にかける。

それにしても、これは大変大がかりなので、地元の小さい業者ではできませんわねと、結局やってみたらここでしたという、こういう話にもなりかねないなという感じもするんですけどね。大きい公園となると、そういうことにもなりかねない心配をしております。

それから、これはハザードマップです。市がつくっていただいたハザードマップで、これで総合公園の場所というものがどういう地域になっているのかということは一目瞭然ですね。液状化という、どうなっていますか。

○都市計画課長

猿渡川沿いということで、液状化の一部区域に入っていることは理解しております。

○中島委員

猿渡川でも全部が液状化じゃないんです。ここところがちょうど総合公園の川を挟んで南北、ここが液状化で、こちらの方は、八ツ田とか昭和とか、こちらは全然違う。この辺も水害にはよく遭いますけど液状化は、この先行くと液状化、刈谷のね。ということで、この市内でいうところの部分だけが液状化ということをも市民に対してこれはお知らせをした防災マップの中の一コマね、こ

れはということなんですね。

そういう意味で心配されていらっしゃる方が大勢いらっしゃるんじゃないかと思うんですね。素人目には絶対だめと思っちゃいますよ。すごいプロの腕ですばらしい頑丈なものにできるんだと、それは今はお金をかければどれだけでもできるんでしょうけれども、パブリックコメントなどでもここを指摘された方がおられるんじゃない、どんなような意見が出ていますか。

○都市計画課長

パブリックコメントでは、8月18日からですか、それから約1カ月間パブリックコメントをかけさせていただきました。

実際に意見をいただいた方は12名ということでございます。その中で、大体どういう話なのかと言いますと、環境ですね、川があって農地があって、そういう環境のところを総合公園で埋め立ててしまうのはちょっと心配だねという話ね。それから、今言われたように、川沿いにあるということで、洪水のときの溢水ですね、そういうものはよいのでしょうかという話。それから、あとは財政的な話ですね。財政的な、知立連立等々大型事業があるものですから、その時期とバッティングしないかというんですか、そういう言い方はしてないですけど、財政的な心配をされているということがありますね。

賛成される方も若干名ですけど、ここに大きな公園ができて非常にうれしいという話だとか、やっぱり待望のものができるといような話は若干入っております。

以上でございます。

○中島委員

市長はここの川の水の安全というものが確保される、このことがもしなかったら考え直さなきゃいけないかもしれないと、こういうふうにもおっしゃっているわけですね。

ですから、ここのところをどうやって確認するのか、じゃあ、それを。どうやって確認するのかね。

そうは言っても、もう来年度から始まっちゃっ

たよということでは困るんで、改めてこれは大きく、パブリックコメント一定やりましたけれども、本格的なもう少し庁議も必要だろうと思いますし、専門の、URはどの程度までこういうものを把握してやられたかわかりませんが、本当のプロがこういう場所で安全かなと、こういうことについても考えがあらうかと思うんですね。

ですから、本会議の市長答弁を基軸にやはりそれがきちんと進められるように検討が、それを望みたいわけですね。

確かに待望といえ、この絵を見ると、本当に私も早く欲しいなと思いますよ、この絵だけ見れば、いい公園ができるかなって思いますからね、これ見たら。これもいいなと、いいなと思いますけれども、この絵を見ているとね。だから、その範囲では待望と言えるのかもしれない。こういうところがあったらね、知立にもという話には絶対になりますよ、不足しているからね。

だけど、この場所で本当に大丈夫ということについては、プロが進めるんだから、きちんとしなきゃならんというのは当然だと思いますが、その辺の責任をしっかりと果たせるかなということが心配ですね。その辺は今後どんなふうに見直しをしようとしているのか。私は場所は見直すことも考えて検討を早くした方がいいと思いますよ。

○都市計画課長

液状化につきましては、一回、どっちみち橋梁の架橋計画がありますので、ボーリングは掘ります。その地質を見ながら、どれぐらいの影響というんですか、一般的に液状化というと、建物があつた場合、地震が起きるとなると、その下の支持杭ですね、支持杭が地面が揺られることによって支持の役目がなくなるということでその建物の支持がなくなるものですから非常にまずいという状態になるんですが、こういう総合公園の中で建物、管理棟はありますが、グランドだとか、そういうものが一体どのぐらいの影響があるのかということはボーリングを見ながら、そのデータで一回検討していただこうかなということは思っております。

それから、洪水の話については、やっぱりそこを埋め立てれば今の状態で埋め立ててくれば必ず数字的には何センチか総合公園を埋め立てたことによって水位が上がるということは数字的には確かに出るわけですけど、そういうことがあってはならないということであればやっぱり現状よりも悪くならないということを考えれば、猿渡川の方の、やっぱり改修というんですか、洪水時期のしゅんせつを見きわめるというんですか、その辺の話。それから、後々、河床掘削をしていただければ、弘法橋から河床掘削していけばそういう目の前の土は、これ工事費との影響はするんですけど、その残土を総合公園の方に入れて公共残土を再利用しようというようなことは考えております。

以上です。

○中島委員

液状化は橋をつくるのにもきちんと調査しなきゃいけないということですから、橋をつくる段階でもうグラウンドをつくるのが決定しちゃっているんじゃないですか、時期的に。

それは橋のための調査をしてから総合公園をつくるかどうか決めるなんていう、そういう段階ではない。もっと早い段階で調査しなければ、もう橋をつくる段階までいっちゃっておったらもうやるということじゃないのというふうに私思えるんですけども。

ですから、もっと早い段階でそれを調査することじゃなければ、この事業、ゴーサインが出ているということになっちゃうじゃないですか。それではまずいと。先ほどの市長の本会議答弁が担保されたことにはならない。見きわめてからということになっていますからね。その点はどうか。

○都市計画課長

そういうもので市長の答弁もありますので、ボーリングは今年度掘削して、その液状化を一回検討する資料にするということにしたいと思っております。

○中島委員

ボーリング予算は入っているんですか、もう。ボーリングする予算というのは、今年度。平成20年度で。

○都市計画課長

平成20年度におけるこの委託の中で、協定書の中でですね、この中でボーリングをしていくと。検討するということですかね。今回の、平成20年度において進めていくということですかね。

本来は橋梁用の地質のためのボーリングなんですけど、どちらもかけることができますので、それを進めていくということになります。

○中島委員

ことしの基本設計の中の契約の中にもうそういった地質調査も行ってどうするということを実体的にもう進める契約ができていて、そういうことですね、今の話だと。ボーリングももうやると。もう、これゴーサインじゃないんですか、これは。違うんですね、ゴーサインとは言わないんですね、これね、まだ。どうですか、それは。留保するという形の質問をしたんですけども、それも有り得るという、こういう話でいいんですね。ボーリングをやるということの予算、ボーリング予算はどのぐらいかかるんですか。向こうへ、全体で幾らでぼんと出しているから、ボーリングの予算だけとりたててはわからないですか。

○都市計画課長

委員の言われるとおりの、協定書の中で、その中で平成20年度は何をやっていくかということを決めていきますので、ボーリングは幾らということにはなりません。

今回のものは、今の総合公園の予定地において測量ですね、高さの関係だとか、そういうものをやっていくお金を盛っていますので、それが発注されているということでございます。

○中島委員

大至急、その協定書を見せてもらわないとわからないじゃないですか、それは。つながっているわけだからね、平成19年、20年と。ボーリングやることもその中には入っている。

この協定書、今回の協定書の中にボーリングと

かいろんなことが書いてあるということですか。ボーリングするとか。どういう協定書ですか。見せてもらった方が早いぐらいかも。

どうですか、何を協定したんですか、それなら。

○都市計画課長

基本設計というものを主題に考えた協定書になっております。だから、その基本設計にかかわる基礎資料を集めるために測量等とか地質を調べるボーリング、そういうものが入っているということでございます。

○中島委員

これはゴーサインのような雰囲気、具体的な設計に入るという行為が今進んでおるねということですね。

パブリックコメントというのは何のためにやったのかなということで、この車買うけど何色がいい、どういう機能をつけたい、そうするとちょっとアップするけどねと、そういう外郭をちょっと皆さんに意見を聞くというだけであって、肝心なつくることに対する、この場所で行うことに対する合意を得ようというものは一切ないという感じが今までの感じがするんです。

だけど、ちょっとそこで意見を聞くよと言ったのは市長の答弁だったわけですけども、そういうスタンスと今の協定をどんどん進めていくこととのギャップがあるような感じがするんですね。その辺はどういうふうにお考えですか。部長、どう。

○都市整備部長

平成19年、20年という形で、平成20年度は基本設計というもので今発注をすませているわけですし、今の課長説明をしたように、橋梁については419からの進入路がこれ一本でございます。こういう基本的なものを果たして橋梁の築造に対してできるかどうかとか、そういう基本的なことを進めて、データをある程度集めないとな本当のこの位置が、この問題で大きなお金がかかってしまうとか、いろんな点があるものですから、ことしの平成20年度についてはそういうふうにして全体の基本設計を、それをまとめたいたいということで今進めてい

る内容ですので、すべてこれが決められてしまっているというのじゃなく、進めながら今説明をしてまいっておるということで、パブリックコメントにかけた内容につきましては、やはり一つには位置をある程度定めないと多目的運動広場の位置づけだとか、そういうものがかたまつてこないものですから、パブリックコメントにかけた中身につきましては、位置はこういう位置で進めたいという意味を含めて今皆さんに、市民に声をかけたということでございますので。

市長の意見のように、水の問題、いろんなまだ山積する問題もあるわけですが、一つ進める中身については知立市の中心的位置、また東高校、そういうものを含めた場所からいって、ここが一番適地だと、また歴史的にも総合計画だとか、都市マスとかそういうものにも今までずっと位置づけてきた中でより具体的なものにまとめ上げたいということで今回パブリックコメント、また平成20年度の基本設計というところまで今進んできているということでございますので、御理解いただきたいなと思います。

○中島委員

当局の言う進め方が整合性があるんだという、その説明は可としますけれども、ただ、都市マスだとかいう、緑マスとかいろいろありますけれども、こういうものは市民には認知されておらんのですね。認知されていないの、あんまり。あんまりじゃなくて、本田の小松寺の問題でもそうでしたけれども、ここはこういう地域にするんだよという、書いてあるじゃないかと言われても、そんなの見たことがなかったよと、こういう話でね。

十分に周知された問題ではないということだけは承知して物事を進めないと、お上が決めたんだよっていう姿勢と同じになっちゃうので、それについてはね。十分に私は注意しなけりゃならないと。市民参加という立場があるんだしたら、もう少し初めの一步からきちんと説明していくというようなスタンスがなければだめだというふうに思います。

これについては、今の危険な液状化の問題、そ

れから水害の問題、他への影響、そういうことを含めて防災拠点という役割も持つとするならば、本当にそこところはクリアされなければならない。すばらしいところだけでも、一瞬にして何かがあったらそこで遊んでいた子供が流されてしまったという神戸の川の事件がありましたけれども、公園で一生懸命楽しくやっていたら、突然液状化で沈んだということがあってもいけませんし、ここは一番大事な安全という、今の安全、安心ということをすべての行政の中で基軸にしている問題がここで確保されないのでは何もならないということで、きちっと調査をされるということであればそれをやって、もし見直すなら潔く見直すと、そういうことが必要だというふうに思います。調査結果については早めに議会にもお知らせをいただきたいというふうに思います。

○都市整備部長

質問者のおっしゃる内容を十分加味した中で、安全確保、公園の設置の希望は高いわけですが、そういう一番初歩的な内容はクリアしなければいけない内容でございますので、十分今後の検討にして進んでまいりたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○中島委員

公園の設置の要望が高いと、いろんな公園がありますけど、身近で小さい子供を連れてちょっと遊びに行く、そういう身近な都市公園は必要だし、児童遊園まで含めて当市にはたくさんあるわけですけど、今、借地公園で公園も広げようということでやっていただいていますよね。少しでも広げると。

借地公園は今、全部で幾つありますか。今、検討中のがどうなっているのか、借地公園。大きな総合公園と比べると本当に小さな、そういう意味では公園なんですけどね。

○都市計画課長

借地公園につきましては、現在4カ所でございます。上重原いこいの広場と、弘法山いこいの広場、弘法ちびっこ広場、それから薬師堂ふれあい広場の4つになっております。

今後につきましては、以前、要望をいただいた富士塚ですね。富士塚の方の話が、ことしの1月ですか、借地の依頼ということで要望がありまして、それを受けて地主の方へ一回打診に行ったということがあります。

その後、私の方も買っていくということまではなかなかできませんので、借地でいきたいということで地主の方には伝えておるわけですけど、整備の仕方についてもなかなか全部遊具を入れたりとかいう、そういうことまではなかなかできませんので、とりあえずはフェンスぐらいですよということで地元の区長にはお話しさせていただいていると。

その中で、今預けてある話は、地元の方で愛護会ですね、愛護会を何とかつくっていただけないだろうかということでございます。愛護会をつくらなければ、その中で借地公園、フェンスだとか、そういうものやっていくということで、これは区長の方にはお願いしてありますので、その回答を待っているという状況でございます。

○池田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時24分

○池田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

とても待ち焦がれているのは、本当に借地公園なんだけれども、全く何もないと。新しくできた住宅の人たちが憩う場所が全くないと言っているんですけど、なぜそこで愛護会ができれば認めましょうという、こういう発想になるんですか。

つくってから愛護会もお願いしますよというならわかるんだけど、愛護会ができなければこの借地契約もしないし公園つくらんというのは、ちょっと逆立ちしているのではないですか、発想が。つくるのはフェンスだけだよと、ちょっと寂しいんじゃない。

○都市計画課長

委員の言われるのももっともなことなんですけど、私どもやっぱり公園を管理しております、たくさん公園があるわけです。

その中で、愛護会をふやして何とか地元と一体でやっていきたいという、そういう気持ちがあります。やっぱり地域の公園ということでかわいがっていただきたいということがあるものですから、やっぱりこれは設置するときに、そういう話をしないとなかなか愛護会もできてこないということがあります。ですから、現在進めています桐山公園の方も、これもあわせて愛護会の設置をということで地元の方に区長を通じてですけどお願いしているということでございますので、なるべく御理解を願いたいと思います。

○中島委員

ちょっと理解できません。その順番が狂っていることが。

つくってから愛護会をつくってくださいというのはいいですよ。だけど、順番が逆立ちしているじゃないですか。なくて今まで我慢していた人たちがようやく土地を見つけて何とかつくりたいとなったら、愛護会をつくる、だったらつくってあげるよというのは、ちょっと発想が。

今、愛護会が幾つあるんですか。これ、ちょっと前のだから古いか、これは。公園の数と愛護会の数の実態を言ってください。

○都市計画課長

現在、113の公園、緑地、その他を維持管理しております。そのうち愛護会が58件ということになっております。

以上です。

○中島委員

半分ぐらいということですね、半分ぐらい。確かに地域でかわいがってほしいというふうにおっしゃるんだけど、いいんだけど、実際、草取りやってくださいよとか、トイレ掃除はシルバーの方たちが順番にやったださる契約を結んでますからお願いしていますけれども、実際は草取りは自分たちでやるんだよということを契約するようなものでしょう。

いいんですよ、うちの町内もやっていますね、愛護会はね。集まってやっています、そのお金をどうするのかね、区の方で花見会のときに使うのかねと言ったり、また出てきてくださった方にごみ袋を配るんですね、うちの場合ですと。メンバーが決まっているわけじゃないのでね。落ち葉の激しいときになると2、3人じゃとてもじゃない、たくさん出ていかないとダメなので、区民当番がありまして、この週は何組の人は出てきてくださいよと言うと皆がぞろぞろと出ていってみんなやるんですよ、町内清掃です。それも愛護会のかかわりでやっているんですけどね。ちょっとしたグループでやるにはとてもじゃないという量の落ち葉がありますし、大変ですよ。

そういう清掃業務だねというのが愛護会ですよ、清掃業務。絶対それが、今の時代、みんなボランティアでやりましょうということで集まるのはいいんだけど、だけど、それがないからつくらないという発想はちょっとやめてほしい。

総合公園だということばんと今ぶち上げているわけなのに、借地公園でやろうとした人たちにバケツで水をかけるようなやり方じゃないかなという感じがするんですよ。早く契約して早くつくっていいものをつくって、そして、この公園を皆さんで大事にしてくださいねという話がそういう順番じゃないかと思うんですよ。

愛護会ができることを確約するまで契約もしないと言ってやっているんでしょう。だけど、当たり前のように、あなたから言う。当たり前じゃないんですよ、その発想は。公園をつくる管理者が掃除してくれる人が決まっていたらつくってあげるよと言っているということと同じですよ。早くつくってあげてくださいよ、ここ。

ここは何、現計予算の中ではフェンスとちょっと水はけのいいようにするというのを聞いたんですけど、公園らしい装いをというものは来年度になるんですか。それでおしまいじゃないんですよ。

○都市計画課長

愛護会の方はよくわからないということで、考

え方が逆なのかもわかりませんが、私どもとしては毎年ですか、4月に区長に公園の愛護会、なるべくつくっていただけませんかということを毎年やっているわけですね。その中でもなかなかできてこないということがありまして、順番は逆かもわかりませんが、そういう何か機会をつくるときに、やっぱりそこで何とか愛護会をつくっていただかないとそのままになっちゃうと言いかたが悪いのかもわかりませんが、なるべくつくっていただきたいという気持ちがあるわけです。ですから、こういう機会をとらえて、要望もあつたことでもありますので、何とかその辺が御理解していただけないかなということの気持ちを持っておるといことです。

それから、予算的には、ここに付けるという予算は持っておりませんので、中で何とかやりくりしてフェンス等をつくって、子供の安全を確保するというので、フェンスぐらいまではやらないと子供が安心して遊べないということになるものですから、フェンスは何とかやりたいということで答弁させていただいた話です。

以上です。

○中島委員

次年度は、

○都市計画課長

次年度については、今のところまだ考えておりません。

○中島委員

公園らしくしてあげてくださいよ。愛護会だけつくって言って、フェンスの広げを草取りしなさいよというだけなんですか。ちょっと寂しくない、ちょっと寂しいじゃない。何でそうなるわけ。

方や総合公園でばんばんに今、絵をかいてすばらしいとやっているのに、ここのところはフェンスつくって後には考えてませんと、愛護会をつくりなさい、それで。それはないじゃないですか。それはないよ、幾ら何でも。

こういういい公園にするから愛護会をつくってよというのが本当じゃないの。ちょっとおくれる

けど後からつくるよってということならいいけど、後も考えてませんって。だったら、フェンスの中を掃除するだけじゃないですか。何ですか、それは。愛護会で何やるんですか、それは。

○都市計画課長

フェンスで囲って何するかということになるわけですけど、広場の提供ということにはなるのかなということでもありますけど、今つくって、それから様子を見ながら遊具をふやすということもありますけど。また、近くの方にも桐山公園を来年から整備していくということもありますので、その辺何とかお互いうまく利用してやっていただけたらということをおもっています。

○中島委員

私は愛護会が何をすると聞いたんです、フェンスだけ囲って、愛護会は何をするのと聞いたんですよ、愛護会は、月に2回そこで草取りをなさよというだけ。公園にもならないような。まあ、いいよ、まず第一段階でフェンスで水はけでいいと思うんですよ、まず第一段階は。第二段階の話が全くないというからびっくりしちゃったんですよ。

こういう子供の集まる場所になったし、安全のためにも皆がちょこちょこ見に来て定期的にお掃除してねということなら私わかるんですけどね、その程度のもので愛護会が前提ですとって高飛車に言ってるような雰囲気、じゃあ、ないところはつぶしちゃうのということでしょう、そうじゃないんでしょう。ないところつぶしちゃうわけじゃないでしょう。

愛護会があくまでもそういう自主的なものでしょう。という位置づけにしてもらわないとだめだと思つたんですよ。愛護会がないところは困つたものだといって、58以外のところ、全部で113あつて58を引くと幾つになるの、これは、55のところは愛護会がないと。何でないのかということも考えたことあるんですか。お願いしてもやってくれないと、そこにはわけがあるんですよ、わけが。

ですから、今度、総合公園も愛護会やるんですか。みんなで参加してやってくれなきゃつづらな

いよと言えいいじゃない、だったら。そういうところにお金を使うということでしょう、きっと。身近なところは自分のところで掃除しなさいということだと思っただけですけれどね。

大きな近隣公園も愛護会をお願いしますとやっているでしょう、ないところもありますけども。大きな草刈公園と、新地公園、昭和6号公園、こういう大きい公園。しかも、近くの人が使うだけじゃなくて、全市的にいろんな形で大会があったりいろんなところで使う、そういう公園。ここにもつくってくださいと、こうやっているわけですよ。ごみはどこからか来た人かわからない人たちがどどと来たときに、ぱつとごみを散らかして行って、慌てふためいて地元の人が掃除する。そういうのも愛護会として気の毒な話ですよ。やっぱり、身近なところというのは、だから一つはいいですよ。限度がある。

だから、昭和グラウンドでも老人クラブがお金がないからやろうかという話になったけど、夏、死んじゃうんじゃないかというときに掃除しているわけでしょう。あれはやらせちゃいかんぐらいに私は思いますよ。違った意味でお金がなくて困っているんだったら何かの手立てしなきゃいけないんだけど、ただでそういうことで愛護会そのものも問題じゃないかなと。どういう公園でも愛護会愛護会という、そういう発想はいけないし、ましてや、つくる前から条件にする、前提条件にする。いかがですか、これは。

部長、これ考え直さなきゃだめですよ。まずつくってあげてくださいよ。地主、そのうちにへそ曲げちゃうよ。

○都市整備部長

知立の中の公園が面積的にも少ないというのは十分承知した中で、やっぱり、今、山屋敷地区は桐山公園というのが長年の懸案であって、皆さんが公園づくりをしてほしいということで、当初は区画整理の種地として取得したものを公園化して、今度、正式にやっついこうとしているまだやさきなんですね。

今回、補正予算でも計上させていただいた本町

公園、これも本当に長い間公園ができない、公園未整備地区という形であったところで今回大きなお金を上程させていただいているわけですが、山屋敷の今回の富士塚の公園にありましては、桐山公園から本当に100メートルと近い位置です。ですから、平成21年、22年という桐山公園を楽しみに待っている公園づくりがきちっとした形になるまでは、やはり地主の方も今田んぼを埋めてボール遊びぐらいはやれるように、あまり地域の人に邪魔にならないような話をしてくれて良心的にやっさせていただいているものですから、その施設をそのまま移行するような形で、ボールが外へ出ていかないようなフェンスぐらいは最低限やって、今の現状で一つ、桐山公園と富士塚というものを一つの公園づくりの前段階という形で使っただけのように。愛護会というのは、先ほど課長が言うように、一つの取り決めで、借地公園をする場合は10年以上無償で貸していただける、税はそれを免除する、そして愛護会もつくっていただいでみんなで、地域で管理していただくということが一つの借地公園の条件に要綱で決めてあるものですから、それを強く言っているということになるわけですが、公園の位置づけとしては、やはり上重原だとか第3の中でも区画整理によって公園づくりはできております。用地買収をせずに、皆さんの地域のもとで整備ができたわけですけれども、今回の場合、これをすぐには買えといっても買えない部分もありまして、まずは桐山公園と富士塚公園の使い分けを上手にしながら、そして、確かに開発による公園はこの地域たくさんあります。向田小公園だとかいろんな小さなものはありますけど、それではボール遊びがどうもやれないということで、せっかくあそこは空地で空いているんだから、それ貸してもらえたら借りて使おうじゃないかという発想が皆さんの陳情でもあり、要望でもあったわけですから。そこから一つすべて公園ができたなら遊具がなければいかん、芝生広場がなければいけないということは、やはり全体の事業費の厳しい中での公園づくりですので、面積だけでも一つ確保できるように努力をしまいいま

すので、少しその辺で、公園未整備地区ではないということも含めて桐山公園を中心に公園を使っただけのように皆さんにお話ししていきたいなというふうに思いますので、愛護会は絶対だということを押つけたように思われるといかんものですから、できたらみんなで草取りをしてボール遊びができるようにしようじゃないかという発想を抱いていただけるような方向ができるといいなと思って僕は思っております。

○中島委員

愛護会をつくらなければ契約をしないというのは変わらないんですか。まず、お願いするのはいいんだけど、それが条件で契約もしないというのは、幾ら何でも権力をかさに着ているやり方じゃないの。だったら、今まで借地公園を一生懸命探した、土地を探した、地元の人がね。だったら、そんなこと言うなら市がちゃんと買って市の公園つくってよと。お金もないし、借地でいくんだなということだから、借地で百歩譲ってやっているのに、借地なら条件がこれだと。どんどんボタンのかけ違いのような感じでなっているんじゃないかと思うので、借地のことについてはお願いするのはいいよ。いいんだけど、それが条件だということで事務を進めないというのはおかしいんじゃないのということを言いたいんですよ。

これ借地を、それが条件で今ストップしているんでしょう。

○都市計画課長

委員のおっしゃられるとおり、借地公園ということになりますと、要綱的に愛護会の設置というのがある程度義務づけられておりまして、その中で運用しているということがありますので、愛護会の設置が必要なわけなんでありまして、確かにできるとその中も草取り等を取っていただくということにはなりますけど、全部が全部取りきれなければ、それはまた市の方に言っていただければ、ある程度は管理の中で応援していくということには当然なるわけですけど、地域で何とかやっていくということで取れる範囲でやっていただけるといふぐらいのことでも結構ですので、何とか一つ

愛護会の方をつくっていただけるとありがたいなということを思うんですけど。

○中島委員

それがないと借地の契約をしないかということでも私聞いているんですけども、しないということね。契約をしないと、そういうことですか。つくってからだって、必ずつくってくださいよというふうをお願いしていけばいいじゃないですか。時間がどんどん過ぎていっちゃうでしょう。フェンスつくるだけならすぐできる、そう思うんだけど、現計予算の中でやると言ってみえるんだから。いつまでも引きずって契約ができないからフェンスもできないという、これは異常事態だなというふうに私は思いますよ。

絶対つくるのがいやだというふうに言っているわけではないけど、じゃあ、どうやってつくらなかって、まだ目にも見えていないものをどうするの、そんなこと経験のない人たちばかりにつくるんだよと。結局、区長がはいと言って区長がやることになるのか知りませんが。

何も要綱があるからとおっしゃるなら、要綱を変えてくださいよ。条例でここで決めたわけじゃないんですよ、私たち知らないんですよ。責任持って、私たちがつくったものじゃないですよ、それは、要綱は。内部的なものじゃないですか。なるべくつくってもらおうという方向はいいんですけど、何回もこれやりたくないですね、もう。早くつくることをね。足りないから足りないから総合公園といっているのに、今そこの目の前に公園ができようとしているのをとめているわけでしょう、矛盾しているじゃないですかということで、私は断固それは前提としないで契約をしてもらいたい。

つくっていきながら、きちんとつくってくださいねってやっていけばいいんですよ。お願いしてということですよ。借地公園だからそれがなきゃいかんなんて理屈に合わないですよ、要綱も。普通の公園はいらないと。普通の公園がある地域にはそれは強制されないけれども、借地公園、つまり公園がつくってもらえなくて苦肉の策で借地公園をしている地域だけにはそれが前提だといって強

制するというのはアンバランス過ぎませんかという
ことで、私はその点は見直して、大至急つくる
ことを要望したいと思います。

首かしげていらっしゃるということは、やらな
いっていうこと。もういいです。また後ほど原課
とお話し合いますので。

○都市整備部長

去年というのか、12月の要望の際に、子ども会
の役員を含めて500何名の署名をいただいた中で
公園をぜひという、そういう意気込みがあるわけ
ですから、そういう方たちの思いも含めて区長を
通じて一緒になってそういうものができるかどう
かもう一回再度お願いをしながら、それができな
かったらつくらないという意味ではなくて、何と
か公園の用地が空くということであれば確保して
まいりたいと思いますので、ちょっと時間をいた
だいてそういう中へ入って行って話をしたいとい
うふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

○中島委員

意見を変えたわけでも何でも無いということで、
今のお話で言えば、いいんですよ、欲しいからと
いうことで、それと今要綱は一致するものじゃ
ないという私の思いです。一日も早くつくれるよ
うに私は望みたいと思います。

それから公園、今出た桐山公園については山屋
敷町31号線ということで、道路を接続する形でや
っていただいたと。桐山公園にこれで形が整った
のかなというところまで来たわけですね、平成19
年度でね。具体的に、今言われたように、すばら
しい公園になっていくかなという感じですが、こ
の点もあわせて、今の同じ地区ということで力
を入れた公園ですが、その点、具体的な御説明
をお願いしたいと思います。

○都市計画課長

桐山公園につきましては、平成21年度に実施計
画が入っておりますので、平成21年、22年とい
うことでつくっていきます。

桐山公園の中には、これも前回ですか、委員か
ら地元の意見を聞いて地元の満足するようなもの

をつくってくれということもありましたので、今
年度、区長にその旨をお話をさせていただいて、
地元の方で区長が御尽力いただきまして、地元
の方でまとめていただいたものがあります。

それに沿って、私の方が構想物というんですか、
ゾーン分けにしたものをもう作成させていただ
いて、それを地元の方に見ていただいたというこ
とです。地元の方もそれを役員会で諮ったところ、
この方向で進めてくれということになっておりま
すので、桐山の方はある程度はそういう方向でい
けると。

内容的には、南側、一部駐車場がありますけど、
その西側ですね、その部分については幼児対象
の遊具等を置いていきたいなということを思っ
ています。その北側については、高齢者の方用に
そういうゾーンをつくるということですね。それ
から、その東側について、今、フェンスで囲ま
れていますけど、そこは自由広場ということでボ
ール遊びだとか、そういうものができるような公園
づくりということを描いております。

以上でございます。

○中島委員

まだ今は、それこそ簡単な遊具があるぐらいで、
まだ十分に使っていないなという感じもするん
ですけれども、整備されたら、きっと皆さん喜ん
でやられると。

今の段階では知人も子供が小学生、幼稚園の子
がいて、どうですかというふうに聞いたら、ち
よっと中に入っていて怖いって感じがする
って言うんですね。防犯上怖いって感じがする
って言うんですね。これから整備してきちんとい
けばいいのかなというふうに思いますが、家と家
の裏側にくくつとあるという感じで、ちょっと怖
いかなという感じがするということで、その辺の
安全とか、ものの確保、それを十分やってもら
いたいと思うし、それから、防犯灯ですか、し
っかりつけるとかということだとかの安全対策も
しっかりとっていただきたい。今の感じはとい
うことで言われたので、ちょっと怖いのであまり
遊びに行くようには勧めていませんというふう
に言

われましたので、安全なような、遊具の安全だけでなく、防犯上の問題にも死角がないように上手に明かりをつけたりいろんな対応をしていただきたいなという、これはお願いをしておきます。

それから、砂場がやっぱりどこも公園はかちかちになっちゃっているねという話が順繰り順繰りで出てきまして、砂場で遊べないと。やわらかければふんがあるしということで、砂場については長年のこれは課題になっているんですけども、せっかくの公園でスペースがあっても遊べないというのは効率的ではありませんので、有効に活用できるための管理という点ではどのように努力をされていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○都市計画課長

砂場に関しては、確かにあまり遊んでないとかたくなるということもあまして、それから、フルシーズンやると、やっぱり枯れ葉だとか犬猫だとかそういうものがあって、汚れるということがあるものですから、毎年定期的に砂場においては砂を25センチぐらい掘り起こして、その中のごみを除去したり、それから消毒液をまいたりして管理はしております。

ネットまではちょっとまだ、以前のときですか、安城の公園、ふれあい西公園でしたか、そのところをちょっと見てきましてこういうやり方もあるんだなということは承知しておりますけれど、なかなかあれも周囲に全部杭というんですか、支柱を設けるということがあるものですから、結構あれも金額的にお金がいるなということと、それから、最後の人がネットを確実に元のとおりにやっていたら効果はあるんですけど、やりっ放しでそのまま行ってしまうとあまり効果がないとか、効果が全くないような状況にもなるということで、砂場に関してはいろいろ苦慮はしているんですけど、現在においては委託によって砂を掘り起こして消毒をしてごみを取り除いているという状況でございます。

○中島委員

年に1回それは各公園全部でやるということですか、もう一度、25センチ起こして消毒をする

という時期と回数はどうか教えていただけますか。

委託はどこにしていられるんですかね、これは。

○都市計画課長

業者名は、これは全国で動いている会社と聞いておりますけど、安城も刈谷もやっているということですけど、株式会社ビップコーポレーションというところに委託しております。

内容については、今言ったように、砂の掘り起こし深さが25センチ以上ということで、掘り起こす機械がありまして、それを砂場の中で走らせるということですね。これは回数と言われましたけれど、年1回ということでやっております。

○中島委員

時期は。

○都市計画課長

時期は8月、ちょっとはっきり覚えてませんが、ことしがもう既にやっていますので、8月ぐらいだと思いますけど。

以上です。

○中島委員

それでもかちかちだなというのは使っていないからということですかね、今のお話ですと。

でも、しょっちゅう聞くのは行っても遊べないということを知ることから、回数をも少しふやすのかなという感じもしますしね、ネットの話も一度よく使われる公園で試してみたらいかがですか。ネットをずっと伸ばしてはめて、またあけてという、これをやってくださいよと。愛護会愛護会というぐらいならきちっとやってくれますよ。じゃないですか。そのぐらい、公園を皆さんが愛して使うということであるならば、使った人だけじゃなくて、またあいていたらみんなが、町内の人たちがきちんとやってくれるということも含めてお願いをするという、そういう地域の公園というものが望ましいんじゃないかなというふうに思いますので、どこかモデルで一度ぜひやってみてくださいよ、この砂場のネット。

それから一つ、遊具の問題では、遊具はたびたびいろんなところで事故を起こすということで、

あまり過敏に反応してあれもこれもなくしてしまうというのはいけないわけですが、遊具の日常点検の講習会なんていうのに職員が出てみえるという支払調書がありました。こういう勉強もしてみえるんだなと思ったんですけどね、これ、主催が日本公園緑地協会、負担金を4万2,000円市が納めている団体ですね。そこに講習会ですから7,000円は参加費で出しているという、こういうことですが、どんな日常点検という点で学ぶべきこと。知立が今考えているその辺の問題はどういうことなのか、成果を一回聞きたいと思います。

○都市計画課長

やっぱり職員の方も勉強せにゃいかんということがありまして、そういう講習会があったときには役立つものについては積極的に参加しておるという状況でございます。

その内容までちょっとどんな話なのかということまで、ちょっと申しわけないですけど、私の方は把握しておりません。

安全に関してということですので、遊具の点検の仕方だとか、こういうところを重点的に見ていくとか、そういうことだと思います。

安全に関しては私どもも新聞紙上でよく出るので大変心配しているわけですが、一応、点検としては業者発注しまして普通の点検ですね、目視による点検から機械による点検から肉厚だとか塗膜圧だとか、そういうもの。それから、打撃によって音を聞きながらいいか悪いか判定するとか、そういうものを非破壊試験というんですか、そういうものは入った項目がありまして、ほかにはまた現地を見てもらうという点検でやっております。

以上です。

○中島委員

なるべく事故がないようにということですが、子供たちがその場その場で自分の身を守るというすべもつけていってもらわないといけないので、危険なことも多少やらせなきゃいけないと私はいつも思っているんですけど、市の責任でぼきんと

何かが折れてしまったとか、そういうことは絶対あっちゃいけないので、点検だけはしっかりやっていただきたい。

公園にはつきもののトイレで、ずっとトイレ問題が出ておりまして、リニューアルにあわせてトイレの整備計画ももう出してもらっていますよね。公共下水の問題で八ツ田も平成25年までの計画の中に区域に入っていきよ。前に出ていたトイレ整備の計画見たら、矢田良根公園の公共下水が入るのは平成23年と書いてあります。公共下水道の質問をしたときには、ちょっとあいまいな年度でありましたけれども、既に公園計画では平成23年度矢田良根公園の水洗化計画と、こういうふうになっております。

これは当然、下水道の方と話し合っている問題だろうというふうに思いますけれども、改めて確認をさせてください。あそこも大分たくさんの方が使う公園だというふうに思いますけれども、いかがですか。

○都市計画課長

当時、公園の整備計画ということで当委員会にも出させていただきました。その後、いろいろ検討はしているんですけど、矢田良根公園についてはちょっと平成23年度というのは難しいかなということで、ちょっと答弁の方も平成25年のうちにとということで、やれるような状態になればすぐにやるということでは常に思っておりますけれども、現在のところ浄化槽でいくわけにもいきませんので、ちょっと待つということでございます。

○中島委員

下水道の次の5カ年計画は平成25年までということで、そこまでに区域は入っていますということを確認を下水道の方でしました。までというのはそういう意味のまでかなと思ったら、この計画では無理ということ、無理。これは何で無理だということになったんですか。下水道課長に聞いた方がいいんでしょうかね、これは。この辺、地域的には非常に接続しやすい地域ですよ。新池までぐっと、弘法から長篠から広見から上ってくる新池まで行くコースよりも昭和のところにもう

入っていて、そこにぱっと接続するような形でできる地域ですよ。ですから、こちらのルートと向こうのルートはちょっと違うということですけども、それは優先順位が後なんだということで平成25年になりそう。これははっきりわからないですね。どうなんですか、その辺の計画は。

○下水道課長

今回の平成21年度から平成25年までの5カ年計画の中に入れてはおるんですが、今委員言われますように、どこからでも整備ができるんじゃないかということですが、今年度、弘法幹線を実施をしております、当面はこちらの方が優先になるということで、八ツ田地区も幹線をこれ入れなきゃいけません。それを今の段階では平成23年度ごろから八ツ田に着手をしたいということで、最終年度の平成25年度末で何とか接続ができるんじゃないかなという今思っております。

○中島委員

なるべく一般会計の繰り入れという話もありますけどね、下水道への。こういういろんなところに波及する、子供たちの人気のある矢田良根公園ですけれども、区画整理が行われてきれいな公園ができて、それでまだくみ取りトイレという、こういうことで、なるべく早くその地域からも、家庭からも下水道が早く欲しいという話なんですけれども、公園はまたまた特にそういう地域だから。きれいな公園なのに、えっという感じで、この場合は、なるべく早くするためにも、いろんな事業はありますけども、やっぱり優先してここを一般会計の繰り入れを下水道の方にどんと早く行っていただいて、こういう需要にしっかりこたえていただけるということが大事ではないかなというふうに思いますが、副市長いかがですかね。下水道に、いろいろ一般質問でも聞きましたけれど、こういうことにまで波及するよと。2年間おくれちゃうという計画だもの、これ。2年間も。いかがですか。

○田中副市長

下水につきましては、一般質問のときにも答弁させていただきましたように、少しシフトを上げ

ないかなということは考えているわけですけど、この間答弁させていただきましたように、今まで起債に頼って事業を進めてきたのを、起債を頼らずにやれる体質にしていかないかんというのも1点ありまして、来年度以降、一般財源をどの程度投入できるかということにつきましては、本当に今からの実施計画の中で詰めていきたい。特に、ちょっとだけ最近心配していることが、本当に平成19年、20年ぐらいは税収もピークに来ておるんですけど、来年度以降がどうなるかというところが一つ心配な向きもしておりますもので、それを踏まえてどうできるかというところは実施計画予算の中で詰めていきたいというふうに思っております。

○中島委員

少しでも前倒しができるように、今の一般質問でもそうでしたが、借金をしないようにするために少しプラス、借金をしないというわけにいかないのであれですけど、それを少し抑えるために一般会計繰り入れを少しふやそうかということは、事業費そのものを総枠をふやそうという考えではないということですか。借金部分を減らすための一般財源を余分に入れるだけけれども、事業そのものは膨らまないということですか、今の話では。それじゃ、ちょっと。だったら、もうちょっと余分な大型公共事業ちょっと待ってってくださいよ。やっぱり優先順位じゃないですか、総合公園もいけど。いかがですか。

全体は膨らまないという今の答弁なんですか、公共下水。

○田中副市長

公共下水は御承知のように平成13年度にダウンさせて、これで今、何て言いますか、今から元利償還というのはもうやっとな減っていけるところへ来た。平成13年度の事業費をどんと落としたけれど、今まではどどん元利償還はふえておったんですね。この期間をとって、やっとな今、これがだんだんダウンしていけるところになってきているということなんですよ。

どこまでやれるかということとは別にしまして、

現在、例えば繰り出している財源を、これを常に確保していただいても元利償還が減れば事業費に回していけるということにもなりますし、基本的はなるべく借金をせずに一般財源を入れて、本当でいけば、最初から借金なくて一般財源だけでやっておつたらもっと整備率が上がっておつたろうということは今ちょっと思い浮かべながら、今後どうしていくかということをし切り直して考えていきたいということでございます。

○中島委員

全体のあれが膨らむかどうかははっきりしないような答弁だったなと思いますけれども、でも元利償還が減った分、一般会計減らさなきゃその分上がっていくだと、わずかでもね。そういうことですけれども、繰り入れそのものも力を入れていただきたいということを改めて、これ下水道会計ではありませんけれども、こういうトイレの整備にも影響しているということをやっぱり認識は改めてお互いに持ってやはり環境をよくしていくということを最重点にしていっていただきたいと。で、使いやすいというか、気持ちよく遊べる公園、トイレも含めてね。そういう公園づくりということをやっぱりしっかりやっていく。今ある公園のレベルアップをしっかりとやっていただくと、レベルアップね。面積だけではないので、もちろん。せっかくある面積をしっかりと生かすということと、広げるということと、総合公園についてはやはり今出ました財政問題との大きな絡みというものもしっかり押さえなければどこかで公園づくりが泣いとして、こちらで火花が上がっていると、こういうことでもやっぱりいけないと思いますので、その辺のバランス、財政の見通し、本当にいいのかということをやっぱりきちんとしていただきたいというふうに思います。公園についてはそういうことです。

道路について伺います。南陽通り線の歩道拡幅事業というものが平成20年までということで終了する。平成16年から平成20年でしたか。ということで、全体がもうじき計画の範囲ではありますけどね、全部じゃないですからね、これ。一応計画

された地域でのあれが終わるということですがけれども、今後、歩道の確保というものについて、それから、今さらに自転車道の確保ということも課題にはなっているんですけども、知立は狭いからもっと自転車で動き回れるような、そんな道路整備が必要ではないかと。その歩道は自転車は通ってはいけませんという道路交通法もあるわけなので、その辺をどうやっていくのか考えなきゃいけないわけですがけれども、歩道の整備という点では次、どこに力を入れていこうとしているのかです。今、郵便局からずときれいにはなってきたおりますけれども、その点では今後どうですか。

○土木課長

平成16年から平成20年ですね、南陽通りの整備をするということで、バリアフリーという、そういった考えの中で進めてきたわけですが、今後におきましても、南陽通りがかなりできてから40年近くたっております。小針ですとかほかの都市計画道路の既存の道路についてはある程度まだ新しく、若干段差のあるところについては直してきております。

南陽通りにつきましては、弘法通りから団地をぐるっと一周、この辺がまだ未整備なところが、未整備といいますか、段差がちょこちょこあるところが結構あるということで、いろいろ市民からも苦情もいただいているところでございます。

そういった中で、南陽通りが今年度終わるといって、歩道拡幅が終わるといって、そういった交差道路や何かのそういった危険な箇所、段差の多い箇所、そういったところについてある程度進めていきたいなというふうに現在は考えております。

自転車道につきましては、本会議でもありましたけれども、知立市内の道路そのものが全体的に狭いということで、今の南陽通りにしても、それから南陽通りが3メートル50で一番広いわけなんですけれども、それと駒場牛田線、農住のところが一番広いですね、4メートル50で。3メートル50ですと、やっぱり有効幅員のちよつと自転車道をつくって、なおかつ歩道というのが非常に苦し

いところがあるものですから、植樹帯とかそういうものも3メートル50の中にありますので。今、市の中にある歩道付きの道路で自転車道という、歩道の中に自転車道というのはちょっと考えにくい状況です。

車道の中に自転車道ということなんですけど、それにつきましても基本的には現在の幅員の中では難しい状況ですけど、生活道路の中で6メートル、7メートルそういった道路がある中で、通学路ですとか歩行者が多くて交通量も多いという、そういうふうなところについてはいろんな工夫の中で路側帯のカラー舗装ですとか、そういったところで通行帯を設けるということで、現在では松並木の牛田地区ですとか、1車線化にして路側帯を設けるだとか、団地から安城へ抜ける道ですとか、それから、南小学校ですとかね、東西道路ですとか、そういったところのこういったことである程度の確保ができるのかなという、そういったところを進めているという、そんなような現状でございます。

○中島委員

歩道の具体的な計画はまだこの地区ということでの計画はまだないということですか、危険なところをやる。平成20年度で南陽通りの今の計画が終わるわけですよね。そうしたら、やはり今後はここというような計画をまたぜひつくってもらってしなきゃいけない。あっちもこっちも歩道が悪いものだから、どこからやるというのが難しいかなという感じすらするわけですけどね。

それと、自転車については、歩道は基本的には走っちゃいけないんですよね、基本的に。車道を走ってくださいということで、車道も狭いなということですけどね、今のペンキを塗っちゃうという方式ね、カラー舗装。多分、通学路で子供が中学校に通う道、そういうところなんかは積極的にできるところからやった方がいいのかなというふうには思いますけれども、今はまだはっきりしたそういう自転車道だよというような位置づけはないんですよね、ない。私の近くのところでも、別に自転車道だよということでできたわけじゃな

いんですものね、あれは。違うんですよ。狭いところを安全にどうしようかということのできたわけですけどね、旧国道もそうですしね。一つの発想ではあるんだけど、自転車道ではないんですよ。

自転車道というふうに位置づけたものができるかどうか一度、通学路なんかを中心にして研究した方がいいんじゃないですか。通学路も大変あちこちですからね、いけないですけどね。主要なところについてはそういう一度絵をかいてみるということをやらないと。

それと、あとは今の環境問題で自転車をより多く生かした生活をしようという、こういう時代に即した道路整備のあり方というものもきちんとしていかないと、今、そういう視点がないですよ。困ったところを直していく、でこぼこを直していくというのが精いっぱいという状況で、大きな整備というものを絵をかいていくというのはなかなかできていないように思うんですね。ですから、その辺をやっぱりやっていただきたいと、南陽通りが終わった後は。その辺、よろしいですか。

○土木課長

限られた幅員の中で知立市内どこができるんだろうかと非常に難しいんですけど、区長等もいろいろ相談する機会もございますので、そういった区長との要望等の意見もお聞きしながら、また私もどういったところができるんだろうかということで今後研究していきたいと思っております。

○池田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時19分

再開 午後5時28分

○池田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

もう一つだけ、牛田町20号線、高根のところを通って安城の方へ抜けるという通りでいろんな問題が、長年長年の問題があって、亡くなられた清水議員もいろいろ一生懸命やっておられましたけ

れども、平成19年度では土地の用地購入をされたり、それから交差点の改良詳細設計、こういうものもやられたり、支払調書の中でもいろいろ出ております。

あと具体的にどんなスケジュールでいくのかなという期待の意味と、それから、あそこの交差点も事故が起こるような交差点になっちゃいかんなど。田んぼに落ちるといことは長年あったわけだけど、そこで人がぶつかってどうこうということはほとんどない、わき道に落ちちゃってという苦労はなさったんだけど、ただ交通事故という問題になってくるといけない。そういうことで、結構あそこ交通量がふえていると思うんですね。一度通学のときに、通学する子供が明治用水沿いの方の通りで本当に奇跡的に助かりましたけれども、ばんとはねられたということでありましたけれども、結構、通勤時間にはあの通りが激しい、明治用水沿いの方ね。ということで、交差点のこの設計などの調査もやられたわけですけども、そのあたりのどんな内容であったのか、今後のスケジュールどういうふうなのかということについて御説明をお願いします。

○土木課長

牛田町20号線につきましては、幅員は総幅員10メートルで、7メートルの車道と、約3メートル、ちょっと切れますけど、の歩道を片側に、西側につけるとい計画でおります。

交差点につきましては、東西の道路が交差点部分のみ2車線になるような形で接続をしたいということで、将来、開通の折には信号機をつけることができる交差点にしようということで設計しております。

今後の予定ですけど、4件の方の用地物件が残っております。今年度1件、買収をお願いしております。あと3件ございますけど、できれば平成21年度と22年度にかけて、用地だけという方もみえるものでもう1件ございました。だから、今から5件ですね、全部で。残りの4件につきましては平成21年と22年とお願い、家庭の事情もございまして、それぞれ交渉しながら応じていただけ

る方から順番に4件の方をこの2年間で済ませて、平成23年度、工事完成をめぐりに現在進めております。

以上でございます。

○中島委員

ここも非常に長い年月かかったところでありまして。まだ用地も買収ですけれども、物件移転もありますよね、当然。家が全部かかっているんだわという人もみえるんで、相当広い。それもどいてもらう。物件移転は何件ですか。

○土木課長

ことしを含めまして4件ですね。用地が5件です。

以上です。

○中島委員

これを平成21年、22年で当然、物件移転についても同時進行でやていって、平成23年度には20メートルという道路だから、もう一回、正式に幅と長さを言ってください。

○土木課長

牛田町20号線につきましては、総幅員10メートルでございます。安城市境から明治用水緑道の交差点まで280メートルでございます。

取りつけの東西道路です。これも東と西、それぞれ60メートルずつ。ここににつきましては、歩道部分が若干広くございますので、この辺、明治用水と協議をさせていただいて、用地買収、田んぼ側の方は法になっていきますので、それを壁立てすればかなり広がるということで、あと少し歩道部分を車道にするということで対応できますので、東西の部分の道路の拡幅については用地買収はございません。

以上です。

○中島委員

わかりました。地域では一つにまとまったということでも進んできているという流れですので、順調に進めていただきたいというふうに思います。

それから、耐震改修について一つ伺っておきたいと思います。平成19年度については改修その

ものは木造住宅では6件ということですね。診断は179件あったけれども6件。延べでいうと、今まで診断が1,277戸だけれども、62戸の改修にとどまっていると、こういう数字でいいですね。

今言いました、もう一つ数字を教えてください。要改修ですね、診断を受けた件数の中の要改修が総じてどれだけあったのかということも延べでわかりましたらお知らせください。要改修だった方が延べでどれだけだったのか。それから、平成19年度はどれだけだったのか。改修が必要だった件数ですね、教えてください。

○建築課長

要改修としましては、やや危険ですね、それと倒壊の危険のあるというもの、トータル合わせまして1,211件です。

○中島委員

それは総延べ。

○建築課長

1,277件のうち、要は1.0以下のものにつきましたが1,211件ということです。

○中島委員

平成19年度分はどうですか。

○建築課長

平成19年度分につきましては、179件のうち178件ですね。

○中島委員

ほとんどだめという感じですね、ほとんど。それで、改修がなかなか進まないというのは前から当局も進めたくても進まないと悩んでおられる課題ではあるんですけども、やっぱり進まないというのは私の知っている方も0.33という、非常に危険ですかね、これは。0.33、非常に危険、ランクは。いいですか、それで間違いない。0.33というのはどうですか。

○建築課長

0.7未満につきましては、倒壊する可能性が高いということでございます。

○中島委員

0.33までは記載がないと、可能性がより高いですよ、0.33だから。

それで、ひとり暮らしの男性で、息子も帰ってこないなということでどうしようもないなということで、いざとなれば死ぬしかないという腹くくっちゃったということなんですけれども、そういう方が多いということなんじゃないんですかね、結局は。それに近い話が多い。

非常に高齢者で低所得というような場合、高浜市なんかでいうと、改修費をただにするということまでやっているんですよ、改修費どっと。一番低所得の人は。ランクづけをしているでしょう、だったら。承知していらっしゃるなら、正確にどのような形で低所得の人をフォローしているのか出してください。

○建築課長

基本的にはうちと同じ格好なんですけど、一般世帯につきましては、耐震改修工事の上乗せ、基本的には60万円ですが、それにプラス一般世帯につきましては15万円のアップ、それと高齢者世帯、ちょっと高齢者世帯幾つになるかというのがありますけれど、それはちょっと確認しておりませんが、そこにつきましては90万円アップということです。ですから、150万円ということですから、一般的に言われているのは、170万円が耐震改修に要する金という格好でございますから、170万円であれば20万円が自己負担という格好になっております。

○中島委員

だから、ただっていう話がすっ飛んだらそういうことになる。つまり、知立市の場合にも160万円ぐらいが平均じゃないんですか。そのときによって違いますけどね。100万円はとうに超えてしまっただけけれども、90万円低所得者にアップするということは、やはりほとんど小さなうちであれば自己負担がなくなってしまうという状況も出てくるというような、低所得者対策をやっているということを一覧見ていただきたいんですよ、見ていただきたい。

こういう考え方というものも持っていけないと、つぶれてもう死ぬからいいわと言っているのを、ああそうって見ているだけっていうことになっ

やうんですよね、ああそうって。その点はどうです。所得階層等を設けて上乘せをするということについても考えた方がいいんじゃないか。じゃなければ命が助からないという人を救えないというふうに思うんですが、いかがですか。

○建築課長

その点につきまして、昨年させていただきました耐震改修促進計画ですね、それに基づく重点地区という格好で、今、重原について安全なまちづくりというか、そういうような勉強会に一応入らせていただいております。

その中で、やっぱり今言われるような耐震改修診断の補助だとか、改修の補助だとか、そういうものを御存じですかということと言った場合に、古い家の方ほど、90%近くの方、皆御存じなんです。なぜ診断しないの、改修しないのという話なんです。今言われたように高齢者世帯によって、改修しても息子が入ってくれるわけじゃないと。あと、これから先何年生きられるかわからないと。今、それだけのお金かける気はないよという方と、ちょっとまだ若い方であれば、数年先に建てかえる予定であり、やらないよというような格好であります。

そして、高齢者世帯の補助でございますが、今年度に15万円、改修費で15万円アップさせていただいたということと、設計費を10万円見させていただくということで、トータル60万円から85万円、25万円アップさせていただいたこととありまして、そこでまたすぐ来年アップということ、高齢者世帯だとかいろんな条件はあると思うんですが、今現在アップさせていただいたところで、またアップアップというわけにはいきませんもので、もうちょっと、

○中島委員

アップアップしちゃう。

○建築課長

そうですね、そのような格好になりますもので、ちょっと今現在は申しわけないんですけど、考えておりませんもので。

また、それを考えないかん時期がくるとは思っ

ておりますが。

○中島委員

上重原の地区で話し合いをしたと、皆さん集まって。そうしたら、そういう実態があったと、高齢者の方からね。

よもや、当局としてどうせすぐ住まなくなってしまうから、そんなうちは直してもらわなくてもいいという発想がないわけじゃないでしょうね。あるんじゃない。

○建築課長

とんでもない。

○中島委員

だって、ほとんどの方がそういつて言ってみると言っているのにアップアップだと言っている、放っておくということじゃない。90%の大きな耐震化目標が計画でできてどうしようかと言っているときに、そういう実態だからねと言って静観しているんですか。

○建築課長

今言われるように、うちの方が将来やられるまでふちやっておきやいいという考えじゃございません。うちの方としても、そういう人たちのためにどうしたら耐震改修を勧めるといふか、受けていただけるかをその勉強会等で研究といふか、お話を地元の方を交えて、区の役員の方、自主防災会の方入って、そういう方と一応いろいろ勉強させてもらいながら、どうしたら進めていってもらえるのか、そういうような勉強はしております。

確かに補助金自体は平成19年度から20年度について、先ほど申しましたように補助金のアップをさせていただいた、それでまた非木造についても耐震診断の対象にさせていただいたという格好で、うちの方としてもそれなりの努力をさせていただいておりますので、また、先ほど申しましたように、高齢者の方ですね、そういう方についてどうするかということも、また相当、これ難儀でしょうけど研究していかないかんといふふうに考えておりますが、今現在、即来年ということではないと考えております。

○中島委員

実質25万円アップになって、補助がね、85万円になったというふうにおっしゃっている。これもたくさん随分出すなというふうに思うかも知れないけれども、160万円かかる人、180万円かかる人たちはこれでもだめというふうに思われるかもしれないし、一定の財力のある人は、そこまでいただけるならやろうとやってやると思うんですよ、これだけあれば。だけど、それでも追いつかないという人たちはほかっておいていいのかなということなんです、次。

なかなか平成19年度は6件、平成20年度もあまりないでしょう。平成20年度は大分進んだですか、85万円になったもので進んだんじゃない、すごい進んだ。

○建築課長

平成20年度につきましては2件でございます。

○中島委員

一生懸命やっていたというわけですよ、25万円アップしてね。それでも届かんという人が1,200何ぼというきけんうちだよと言われた人たちがあぐんでいるということ、その中で高齢者が圧倒的に多いということ。そういうことを考えると、今の増額してきた一般世帯の問題とは別の視点が必要だということで、私、高齢者のひとり暮らしの方、今までやった方の中でもそういった調査というものをきちんとやって、なぜできないのかということまでの把握ができるようなことが必要じゃないかと思うんですけども、その点はどうですか、わかるんですか。ひとり暮らしの高齢者だということ。そういう資料っていうのは、耐震の補助制度を申請する段階では入っていませんか。

○建築課長

耐震診断では申請者のみで進めますので、その家族構成までは必要ございませんもので、申請者1名ですから、その人が単身なのか2世帯、3世帯か、そこら辺はちょっとうちの方では把握できておりません。

○中島委員

そういうものも参考に、別に県警に問い合わせ

るわけじゃないんだから、だから、あなたの家族構成はどうですかっていうところを把握しながらやってもいいんじゃないですかね。今までせっかく1,277件ですか、やっていただいたんですけど、そういうデータが全くないということですね、今この話で言うと。ですから、どういう手を打ったらいいかわからないということですよ。想像はつくけれども、実態としては明確にはなっていないということですよ。ですから、その辺を少しつかむ努力と対策という、このセットで進めなければならないというふうに思いますけれども、ぜひその辺進めていただきたいと。どうですか。

○建築課長

その点につきましては、まだ内部で話してないんですが、内部で担当と一応お話しさせてもらっておる段階ですが、そういうような改修等が進まない、それについてはどうしたらいいのかということで、先ほどの話じゃないですけど、重原の方にお話とかアンケートを取った段階でどういう方に相談されるのが一番望ましいと考えてみえるかというようなことを伺った場合に、大工さんとか設計士とか市の職員とかいうお話が15%ぐらいずつであったんですよ。ですから、そこら辺で、そういう相談会的なものを1,200件というか、1,300件近くの方について通知を出すのか、それはありますが、去年も牛田地区でやった場合、高齢者に八ツ田で相談会をやらせていただいたんですが、その方たちについても結構1日に6、7の方がみえて3日ぐらいやらせてもらって、それなりに相談して、それで実績があったと思うんです。件数的にはあまり伸びておらないんですが、そんなような相談会をやって、その人たちに安心感を与えることが必要かなと思っておりますので、うちの方としてはそういうふうな相談会を建築課としては来年度当初の方にあげさせていただいて、そういうどうして進まないか、どう考えてみえるのかという、聞くような相談窓口的なものを一遍設けていって実態調査じゃないですけども、どのように考えてみえるかを一遍当初予算に要求していきたいというふうに考え

ております。

○中島委員

方法はいろいろあるかなと思いますが、そういった実態調査をしっかりとやっていただいて、高浜市が高齢者で低所得者ですね、のところについての援助をしているということも参考にさせていただいて、ぜひその辺の把握をしていただきたいということ。そうでなければ、この促進計画を策定したといたって絵にかいたもち、これが完全に達成できるかどうかの保証がない、こういうことじゃないですか。

マンションの関係では相談とか何かやろうかなという話が来ましたか、もう既に。

○建築課長

非木造につきましては、住宅ですね、個人住宅、RCの住宅でございますが、1件申請があがって、それは交付決定出ささせていただいて、それは年度内にあると思うんですが、その家が改修やられるかちょっとわからないのですが、ただ診断やられてから改修というRCですので3カ月か4カ月かかるという、今から診断をやってそれから改修をやるとなる、うちの方で2月末までに終わってもらわないとできないということで、まず、基本的な考え方として、前年度に診断をさせていただいて、翌年度4月か5月に申請していただいて改修という格好でないと、工期的にちょっと無理があるのかなというふうな考えがあります。

それと、マンション関係ですが、1、2件お話はあったということですが、なかなか合意ですね、全員の合意というんですか、そこら辺の関係がちょっと難しい点もありますし、費用的にどのぐらいかかるのかちょっとわからないということがあって、立ち消えじゃないですけど、相談はあったんですが、その後は続いてこなかったということです。

以上です。

○中島委員

計画が具体的に進むように、いろんなこれから取り組みをしていただかないといけないかと。約、この計画づくり、促進計画マップ等で800万円近

いお金をつけてやってきたという、こういう中で、これが本当に生かされるような実効を上げるような、そういうことにならなければならないので、補助金上げたばかりだものねと言って進まないという問題だと思うんですね。どうしたらいいのかということで、具体的に実効が上がればどういう方法でもいいと思いますよ。

だけど、所得のない人は無理だなというのがまずは言われるわけですから、その辺にももう少し道を開くようなことを考えなければならないというふうに思いますので、ぜひこれをお願いしておきます。

それから、街路樹の管理なんですけれども、こしは特に暑かったんですけども、暑いさなかにばさばさに切られちゃって、歩道を歩くのに暑くてしょうがないねという話もあって、それで切っている最中にどうして切るんですかって聞いてみたけどわからないという人が、そうかと言って残念そうにきました。

それでも、私の周辺はまだ街路樹があるだけ涼しいんだなということではあるんですけども、これからは環境問題いろいろ言っている中で、改めてもう一度街路樹の管理の仕方というものも考えていかなきゃいけないなというふうに思います。その点、一つだけ伺っておきたいですね、街路樹管理は。

○土木課長

街路樹につきましては非常に難しいんですけど、高木で2,000本近く市内にございます。この街路樹につきましては、台風時期の強風に対する転倒防止とか、それと冬場の落ち葉関係もございます。そういったことで従来からずっと剪定の方はやってきておるわけなんですけれど、いろいろな考え方とか見方も無剪定方式でやっている市もあるようですけど、いろいろな方法もあるということではいろいろ研究等もやっていかないかんなどいうのは思っておりますけど、今、当面、知立市においては剪定方式という形を取らせておりますのでよろしく願いいたします。

○中島委員

あまりわからない答弁でした。やはり、今やグリーンカーテンをふやそうとか、いろんな屋上緑化を進めようとかいろんなことを言っているわけですから、もう少し理念を持った形で街路樹の管理をするということでやっていただければいいんじゃないか。

落ち葉が大変だろうからというのはもっとうんと先の話なんです。真夏に切るから落ち葉が減ったというよりも、もっと先でも落ち葉は減るんですけど、ですから、総合的にもう少し緑を残すような方法も考えるべきだというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

それから、最後、連立と駅周の関係なんです。今までで物件移転、今回は連立1件だけだったわけですけども、物件移転ということで引っ越しをしてもらった方、移転してもらった方というか、物件移転というのはこれまでの総計でどのぐらいになったんです。その件数と面積、駅周と、それから連立、それぞれ一度お示しをいただきたい。どのぐらいの方たちにどいてもらったのかなということがわかれば。

○都市開発課長

物件移転の累計ということでございますが、まず連立事業でございますが、今、物件の名鉄本線、駅部含めた名鉄本線の対象となっております移転件数79件に対しまして、これまで平成19年度末で55件移転が完了しております。残りまだ24件ございます。

それから、駅周辺の区画整理につきましては、原価買収時点の移転も含めまして、全体で現在249件の移転件数に対しまして58件完了をしております。

以上です。

○中島委員

たくさんの方に移転をしていただいていると、この総面積もあわせてわかりますか、累計は。今わかります。

○都市開発課長

面積といいますと、連立事業につきましては用地買収あわせて借地部分の移転もあるわけですが、

現在、用地取得面積、トータルで9,019平方メートルでございます。

建物のちょっと延べ面積までは今データ持っておりません。

それから、区画整理事業に伴います移転、原価については原価買収のトータル面積でしますと1万1,890平方メートルほどございますが、こちらについても、いわゆる換地のこれから移転ですので、面積といいますと建物の延べ面積というものはちょっと今カウントしておりません。

○中島委員

なぜ聞いたかという、こういうたくさんの方が協力してもらっているということですよ、この事業に対して。涙を流して協力した方もあるし、そういう方が多いんじゃないかなと、しょうがないなという、この事業のためにということで協力してくださったと、こういうことなんです。この事業そのものも延伸延伸というような形に今なっているということです。これも改めてこの数字をはっきり確認をしたかったということなんですけれども、駅の財政的な問題もやはりそういう方たちの犠牲と言っていいかどうかわかりませんが、そういう協力の上に今この事業があるというふうに思うと、なおさらのこと私は財政問題も早く解決して早く進めなきゃいかんという思いがするんです。今、なかなか全体、凍結しろって私達も一時言っていましたよ。この市長の2対1の県と市の割合についての決意が示されない限りだめだっていってやってきましたけれども、ここまで来て本当に2対1を確保すると努力を最大限にやるというのは、ここのこういう協力をしてくれた人たちの思いをしっかりと受けとめる、ここにあるんじゃないかというふうに思うんですね。

これだけの件数と面積、移転の建物がどれだけだったかということは出ませんでしたけれども、そういうものがある意味犠牲の上でこの事業が進むわけですから、本当に並大抵の決意ではだめだということを私は言いたいなと思って、改めてこの件数の確認をさせてもらったんです。それは市長もこの辺は十分に承知をして頭に入れておい

てもらいたい数字だというふうに思いますけれども。ですから、先ほどの補正でも言いました問題ですのでどくどく言いませんけれども、やはりしっかりこの事業のための財源確保ということで全力を挙げてもらいたいという、見通しを早くつけてもらいたい、このことに尽きるわけですね。よろしくお願ひいたします。決意だけ聞かせてください。

○都市開発課長

財源の問題を含めまして駅周辺の区画整理、連立事業ともに知立市にこれまでない大型事業で、他の事業に財政的な圧迫をかけないように基金の運用という形の中で連立事業については基金を使って起債を充当していくと。また、そういった中で他の事業に圧迫しないような形で進めていきたいということでございます。駅周辺事業の整備事業につきましても一部基金を使って一般財源の平準化をなるべく図っていききたいということで、そういった他の事業とのバランスを保ちながらこの事業を進めていきたいというふうに担当では思っております。

当然、財源の問題でございますが、現在、鉄道高架事業につきましては県が事業費の算定の方に入っておりますので、それを受けて財源検討、さらにさせていただきたいというふうに思っておるわけですが、また、お話のありました負担割合の問題でございますが、これについても午前中お話をさせていただきましたが、県なかなか厳しい状況ではございますが、県の担当レベルとも話している中では、県自体の連立事業の今後を考えていく中では、やはり県としての連立事業の推進も考えていかなきゃいけない。そういう中では、現在の負担割合というのがそのまま維持して連立事業の推進ができるかどうかということもやはり今後考えていかなきゃいけない。やはり、事業の掘り起こしをしていくためには負担割合の見直しも将来においては考えなきゃいけないんじゃないかなという担当のそういった前向きな発言もございませう。そういった部分も含めて粘り強くお願ひをしていくということの中では結果が出てくるんでは

ないかということで、さらにお願ひをしまいたいというふうに思っている次第です。

以上です。

○池田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について、挙手により採決します。

認定第1号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手多数です。

したがって、認定第1号 平成19年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第3号 平成19年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第3号について、挙手により採決します。

認定第3号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手多数です。

したがって、認定第3号 平成19年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号 平成19年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第6号について、挙手により採決します。

認定第6号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。

したがって、認定第6号 平成19年度知立市知立第三土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第8号 平成19年度知立市水道事業会計決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中島委員

この水道は企業会計ということで、水道、水を売って利益を上げてそして運営をすると、こういうものであります。市民の暮らしにとっては必要不可欠な水、これを公営企業という形で運営をしています。

この年報をいただいておりますね。知立市水道事業年報というのをいただいております。10ペー

ジ、11ページ、そういうのを見ていきますと、配水量の状況、月別配水量の推移、こういうものが書かれております。総じて言うと、平成15年から19年までの数字が10ページには出ております。この中では人口の伸びよりも水道の売れる伸びは低いなど。比率していくというふうじゃなくて、伸びていないと、こういう状況になって、企業でいうならものが売れないということでありすけれども、一方では節水ということも言われておりますので、これが必ずしも悪いことということではないと思うんですけれども、伸びは抑えられているという状況があります。この点については何か分析していらっしゃるのか。

それから、11ページにいきますと、これ月別はずっと配水量が書いてありますけれども、3月の段階で浄水場の配水量がどっと伸びるというような、これ配水の仕方。途中でもこぼこもろんもあるんですけれども、配水場とのバランスでいうと多いなどというふうに見えるわけですけれども、これは何か意味があるのか、この点も含めてお知らせいただきたい。

○水道工務課長

今、配水量の伸び、人口の伸びの割になかなか水が売れないなということでどういう分析をしているかというお尋ねかと思います。

その前のページに、人口の伸び、それから給水戸数の伸びがうたっておりますが、この伸びを見ていただいても、平成18年、19年度で申しますと、給水人口は947人ふえております。対しまして、戸数831戸と、人口と戸数がほとんどイコールと、これはどういうことかといいますと、1人世帯、あるいは少人数の戸数がふえてきておる。ですから、使う水の使用量の少ない世帯の増加傾向があるということと、それと他市では1日当たり350リットルほど使っておるんですが、大口事業家、そういうのが人口割でいくとのできますので、知立の場合は大口事業家が少ない、これも原因かと思います。

それと、一番大きく考えられるのは節水器具の普及、私のうちもせんだって洗濯機をかえたとこ

ろなんですけれども、何か聞いてみますと7、8年前の洗濯機と比べると半分の量で今済むそうでございます。こういう節水機具、トイレも含めまして、その普及が人口の伸びのカーブの割には配水量が伸びていかない、これが原因かと思えます。

それと、先ほど月別の配水量の推移、私もちょっとよく原因がわかりませんが、平成18年、19年、3月は八橋配水場の耐震補強工事をやっております。耐震補強工事の池を3回ほど水を張ったり捨てたりしておりますので、そこら辺でいつもの配水場の浄水場のバランスが違のかなというふうに思っております。

以上です。

○中島委員

配水量の少ないということについて、一つ少人数の家庭の戸数、単身がふえたことがあるかなという一つ言われましたけれども、それはお風呂を入れても5人入っても1人入ってもお風呂を張る量は変わらないなという感じがして、洗濯の量は減るかもしれませんけどね。それから、顔を洗ったりトイレへ行ったりというのは1戸当たりというふうに見れば少なくなるかもしれませんけれども、お風呂なんかだと逆に多くなるという点でいえば、どっちもどっちかなという感じがするんですね。

それよりも、戸数というよりも人口で見るという大きなことというならば、1人当たりというふうでいうならば、やはりそういうことも度外視して1人当たりの全体量が減っているということですから、節水ということが響いているのかなという感じもいたします。

当市、ここのそれこそ行政評価委員がコメントしていらっしゃいます資料を持っていらっしゃいますかね。これ、西町配水場の必要性というような形で一定この建設事業についての評価を求めたことに対してということ書かれているんですね。知立市は現在、必要最大給水量が3万2,000トンに達して、知立の浄水場が2,400トン、八橋が8,400トン、合わせて8時間分しか保有できない

状況にある。これ、数字がちょっと正しいんですかね。まず、ちょっとこれ担当に聞きたいのは、この数字は正しいんですか。

行政評価委員です、これ。監査委員じゃなくて。今、持ってみえないかな。行政評価委員の結果ということで、数字がぱっと出ているんですよ。これ、事実と違うかなと思って見たんですよ。

だから、西町配水場がなきゃだめだという、これちょっとお見せします。

○水道工務課長

今の3万2,400トンという数字でございますが、3万2,400トンという数字が出ておりますよね。

○中島委員

最大給水量と書いてあります。

○水道工務課長

最大計画給水量ということで、今の現認可では、3万2,400トンというのが最大計画給水量ということになっております。

今の8,400トンとか2,400トンとかという数字が出ておりますが、それは浄水場が2,400トン、八橋配水場が、池の大きさですね、池の容量が八橋配水場は8,400トン。国の基準では、計画最大給水量の12時間分、要は半日分をためられる池の容量にしろというのが国が示すスタンダードです。

今現在うちは2,400トンと8,400トン、1万800トンしか水がためれない。対しまして、計画最大給水量は3万2,400トンでございますので、その半日分といいますと1万6,200トンというふうに、今、現認可ではなるわけですけども、今、12時間分対応ではなくて、今、知立市は7.9時間対応ということで、国の基準を守れていないということでぜひともその理由で、理由はこの1つではございませんけれども、西町配水場建設を進めたいということで、行政評価委員の方に私ども渡した数字だと思います。

○中島委員

必要最大給水量は3万2,000トンというふうに出ているわけですね。配水量の最大というのは1日の最大配水量は2万3,370トンですね、実質的

には最大で。最大でこれだけと。これと3万2,000トンとの差が相当大きいですね。

実質的には、私、計算すると8時間ぐらいじゃなくてもっとあると思うんですね。この最大配水量から計算すると、大分、乖離がありますよね、この数字と実際の最大配水量で2万3,000トンと、こちらは3万2,000トン必要最大給水量とこうなっている。この大きな乖離というものがひとり歩きしていくと、水が足りない水が足りないという話になっていってしまうというふうに思うんですけども、まずその基準のところはどうしてこんなに乖離があるのかちょっとお教えてください。

○水道工務課長

今の12時間対応云々ということで、そのもとになる数字は1日最大計画給水量、計画給水量ですね。ですから、これは今、現認可、これは昭和59年に変更認可取った数字でございますけれども、このときの計画給水人口が7万2,000人で、計画最大給水量は450リットル。だから、7万2,000人かける450リットルで、今、3万2,400トンという数字が出ております。

これは今現実と比べるとどうかと申しますと、最大給水量、とても1人当たり450リットル出てきません。今、年報でも示しておりますけれども、最大給水量は337リットルでございます。

今、昭和59年に認可を取った数字ではありますが、次回の認可、今、平成20年度に水道ビジョンの作成を進めておりますけれども、この計画給水人口の見直し及び1日最大給水量の見直し、これもやっていきたいとは思っております。

今、途中経過のお話ですが、計画給水人口については7万五、六千人ぐらいで、張りつけれる最大給水量、これも実績をとりますので、大体350リットルぐらいかなと思っております。そうすると、計画最大計画給水量というのは2万6,000トンほどになるんじゃないかと思っております。そうすると、12時間対応ですと1万3,000トンほどですので、いまだに足りない状況ではあります、あくまでもこの計画給水量というのは将来の計画給水人口、それにどれだけの計画給水量を張りつ

けるかということで決まっております。

以上です。

○中島委員

昭和58年、認可当時の数字がバックになっているということですね。実質的には最大の配水量は1人当たり1日337リットルのところを450リットルの計算でこれが認可を受けたんだと、受けた当時のね。ということで、それでいうと大幅に足りないということだけれども、今の見直しということでいうならば1万3,000トン必要なところが1万800トンということで、2,200トンが計算上は不足することになると、こういうことですね。それは見直しをしないとこの枠が大きすぎちゃうということだと思います。

そうすると、この施設利用率が45ページの方に書いてありますけれども、最大稼働率とか、率がずっと載っていますね。ここところで施設利用率、効率よく利用されていくためには100%に近い方がいいよといわれているのが61.43%ということで、依然としてこれもちょっとだけ上がりましたけれども、去年よりね。少ない。最大の稼働率というのが66.98%ということで、この認可というのが今言われた認可を受けたときの水量で計算するということですか、これは。

ちょっと認可日最大水量、御説明いただけません。それの方が利用率が高いという感じ、稼働率が高いという数字になっていますけれども、これは何ですか。

○水道工務課長

今の認可日最大水量というのは、先ほど申しました3万2,400トンでございます。これは平成18年度と比べて上がっておりますが、平成18年度は認可の最大数量を分母に用いたわけでありません、最大能力を分母に用いております、過去。これは法律上の認可水量以上には送れませんので、分母が送れない分母ではおかしいので、平成19年度から認可水量の3万2,400トンを分母にしました。

○中島委員

最大能力ということですね。

○水道工務課長

そうです。

○中島委員

そうすると、稼働率も施設利用率も2段にわたって欄がありまして、下は認可ということがついているものね。それは実態にはちょっとあわないかなということで、上の配水能力日量というものを基準にこの率をはじいたという、こういうことですね。

そうすると、施設利用率は61.43%で、稼働率の方が66.98%という数字が平成19年度には出てくるということですね。

これについて、施設が足りない足りないという、先ほどからの話と、この稼働率が非常にまだ余裕があるということと相反するという、だれが見てもそう思うわけですね。稼働率を上げることと。その辺はどうなんですか。

○水道工務課長

まだ施設に余裕があるんじゃないかというお話でございました。施設の余裕の以前に、先ほども私、ちらっと触れましたけれども、西町配水場の必要性については池の容量以前にもう一つございます。

簡単に、知立市の水道というのは昭和38年に知立浄水場ができて、そのときは確か人口2万5,000人ほどだったと思います。その後、昭和46年に八橋配水場ができて、昭和49年に増築されて今の形になりました。そのときは、人口4万5,000人。対しまして、7万人に届こうと今しておるわけでございますけれども、今現状の施設は昭和49年のまま旧態依然としております。その間、4万5,000人から7万人、約5割増しに人口がふえたわけでございますけれども、その増加分はすべて八橋配水場の県水の方に担ってまいりました。ですから、市内の給水量の約8割近くを八橋配水場に依存しておいて、残り2割が自己水であります知立浄水場でございます。ですから、一極集中、8割を八橋配水場に依存しておる。ですから、八橋配水場が倒れた際には市内給水が滞ってしまうという状況になります。そうした意味

で、県水の受水点、単独1カ所しか県水の受水点がないというのは近隣でも知立市だけでございます。これは複数受水点を確保したいと思ひまして、リスクの分散、複数受水点の確保ということでもう1点の西町配水場を確保したい。これがもう一つの理由でございます。

それと、施設の余裕でございますけれども、先ほどの認可変更の際には認可水量を見直すわけでございますけれども、当然、この認可の日最大水量も多分今より相当下がってくると思います。そうすると、最大稼働率、施設利用率もこれは上がってくるわけでございますけれども、この平成19年度の数字は全国的に同規模の事業者から見ても大体平均値で、私どもだけが低いわけではございません。

施設の余裕をどう見るか、これでございますけれども、まず、うちの方は最低限12時間確保はしたい。近隣の、例えば豊田市ですと、12時間対応どころか今24時間を目指しているという状況でございます。先ほど、1日最大配水量も340リットルぐらいでは少ないんじゃないかということでございますけれども、これは市民の水瓶、消火用、あるいは非常用という水量も本来は載っけてこの水瓶を計画しなければならないと思っております。

国が認めていただけるだけの最大限の計画配水量を張りつけた上での池の容量の算定をしたいと思っております。それは、余裕を見すぎることではございませんで、2点給水の確保、それと非常時の水瓶ということで、認可の見直しも含めて、今、動いているところでございます。

以上です。

○中島委員

必要性を説明をされた、2点給水が必要だと。これもわかりますよね、それはね。老朽化ということもあって、そうすると直したりするのにもこういうふうに通がきくというメリットも出てくるでしょう。余裕は12時間欲しいと、そういうことのために。

西町配水場の改めてちょっと機能ですね、給水能力はどれだけでしたっけ、計画は。西町配水場

の。

○水道工務課長

まだ詳細な数字をかためておりませんが、計画能力としては9,000トンほどの能力を今考えております。池の大きさは、これはまだ決まったわけではございませんけれども、3,000トンの池を日、最終的にはというふうに考えております。

○中島委員

そうすると、1万3,800トンという確保ということになるわけですね、3つの施設で。1万3,000トンというものに対して1万3,800トンという西町の3,000トンを加えると、そういうことになるということですね、今の数字合わせね。基本的にはこういうふうで必要だろうと、必要不可欠だと。こういう説明でした。

その点で、施設についてはやっぱりこれも下水道と同じで、こういった施設に対しては補てんをする一般財源からの補てんという、幾ら企業会計といっても加入率は極めて100%に近い、市民全体のものであるということからしても、水道料金の値上げにはね返らないような、そういう考え方も必要になってくるというふうに考えますが、その点はどうでしょうか。

もしなければ、これは料金値上げということにつながるのではないかと心配なんですけれども、その点はどうでしょうか。

○水道業務課長

料金値上げという御質問でございますけれども、平成19年2月に、平成18年度ですけれども、知上市水道事業財政計画を策定いたしました。そのときの数字を見ますと、赤字になっていく分につきましては剰余金等で賄うことができるということで、現状でいけば平成28年までは何とか値上げをしなくても済むのではないかとこのように見えております。

ただ、社会情勢、あるいは自然災害等でいろんなことが起きれば、また状況も変わってきますけれども、現時点では現状が続けば10年程度はこの料金を据え置くことができるのではないかと考えております。

以上です。

○中島委員

剰余金を充当していけば何とかなるんじゃないかという、今のところね。平成28年までは大丈夫という、今お話でした。西町配水場が完成するのが何年でしたかね、それとの関係でお教えください。

○水道工務課長

西町配水場の建設スケジュールでございますが、今、実施計画に載せているのはちょっと最短で載せておりますけれども、来年度、平成21年に、今、西町配水場をつくらうとしている用地のところに、浄水場の汚泥の天日乾燥床がございます。それをまず移設して場を確保するという仕事を平成21年度にします。粗造成もちょっと含めてですけれども。それから、平成22年度に土木建築工事、これは維持と管理棟の建築でございます。それから、平成23年度にその建屋の中身、ポンプ施設とか電気計装設備、これを予定しております。ですから、最短で平成21年、22年、23年度の3カ年ということでございます。

以上です。

○中島委員

その後、平成28年ぐらいまでは何とか維持できるだろう、そういうことでした。

料金の水準も最後の方の51ページに書いてありますね。現在の水道料金、前回値上げする議論のときに、県水の値上げというものを前提に計算をしております、高く上げすぎたということも背景にあります。

それで、今、50ミリリットルまでを含めて積み重ねた水準が22位と、こういうことになっております。これは愛知県下ですね。ただし、10立方メートルまでは9位ということになっております。少人数の家庭というところで見ると、全体では9位という料金であります。必ずしも22位というこの表にある数字というものは生活をしている実態からするとかけ離れていると。せいぜい20ミリリットルで見ないとだめじゃないかなというふうに思いますが、現在のこの料金、どのように思われ

ますか。

私は、平成28年まではいいよと言っているけれども、実質的にはこういう西町配水場の件で、これがなければその後もまだ値上げをしなくても済むと思うんですね。ですから、剰余金の利用ということで言われましたけれども、大きな施設をつくる際には、やはり一般会計の繰り入れをして、平成28年に値上げというふうなことでなく、まだまだ高い水準のものを抑えるというためには、やはり投入が必要ではないかと、こういうふうに思いますけれども、この点について伺います。

○水道業務課長

全体では22位ということで、一番よく使う10立方メートルが9位ということなんですけれども、今のところこれを変えることはちょっと考えてはおりませんけれども、繰入金でというお話もあるわけなんですけれども、一応、健全な企業会計ということで、その会計の中でできるだけ考えていきたいと今思っております。

以上です。

○中島委員

市のトップの方は、こういう大きな施設をつくる際、これは影響がないことではない、今はしのげるという、こういう話ですよ。今はしのげるし、結構、高い水準で水道料金を来た、そのために剰余金があると。今回も1億円ぐらいは純利益が上がっております、平成19年度も。こういうのが積み重なってくると、こういうことですが。遠くない将来に、今度はそういう問題が出てくるということからすれば、私は一般会計からの2分の1補てんとか、何かできるか、その辺ちょっとしっかりやってみてほしいんですよ。考え方としてはいかがですか。

○本多市長

水道につきましては、八橋の配水場が耐震を完了して、浄水場が残っておりますけれども、そういう中で国の基準等も変わってきて、今、課長が説明をさせていただいたような西町配水場という計画になったわけなんですけれども、それが今回も一般会計から一定のお金は入っておりますけれども、

入れていきますけれども、将来的に料金値上げにいかない、そこへ持っていく、そういうためには大型事業にということでもありますけれども、今回の配水場の件につきましては、この状態です。この状態でやっていかせていただいて、浄水場の件がありますので、その時点でですね、これをまだどうするかちょっとはつきりしておりませんので、そういうことも含めて、平成28年という話をさせていただきましてけれども、平成29年になったら上げちゃうのというような話も極論を言いますと出てきますので、そういうことにならないような一般会計努力はしていきたいというふうに思っております。

○中島委員

上水場の方については、何か手立てがいろいろあるかなと、こういう話でしたけれども、その浄水場の計画について、この際どのような内容なのか聞かせてください。

○水道工務課長

浄水場につきましては、現在、管理棟、要は水をつくる部分でございます。これは平成13年に耐震補強工事を終わっております。今、池の部分、水をためているのは耐震補強がなされておられません。これはちょっと構造上、八橋配水場のように片肺運転をしながら、要は営業をしながら耐震補強するということができませんので、耐震補強中は浄水場の稼働を停止するということが条件となります。ですから、西町配水場というバックアップ施設ができないと浄水場の耐震には手がつけられないという状況でございます。

今、お尋ねの件は浄水場の今後の身の振り方というか、そういうことでございますね。

ですから、バックアップ施設であります西町配水場ができて、いつでも浄水場がとめられるような状況になったとき、はっきり言えば、そのときに考えたい。耐震補強をそのときにするのか、あるいは浄水場の水をつくる機能を残しつつ配水機能は西町配水場に依存するのか。ですから、つくった水を西町配水場に送るといいます。そうすれば配水池がいらないということにもなります。それか、

浄水場をやめるという、そういう手段もありますけれども。ですから、西町配水場稼働のときに今後、浄水場をどうしていくのかということを経費対効果も含めまして考えていきたいと思っております。

○中島委員

延命できなければ機能上しようがないということありますけれども、22、3%は配水場とセットでまだ頑張っているのが浄水場ですよね。やはり、何かのときにはこういう機能もいるんじゃないかという、井戸ということであるんじゃないかと。これは一貫して思っていることなので、これはぜひ残してもらいたいというふうに私は考えますし、その方が防災上でもやはり何か役に立つ、2点給水じゃなく、3点になるわけだから、よりいいんじゃないかということにもなるわけですから、壊すということについては私は機能が麻痺してしまうということであるならばしようがないとは思いますが、できるだけ残す方向でやっていただきたいし、市長が言われた浄水場のときにはちょっと考えたいと言った中身は何だったんでしょう、今の一般会計の補てんですね。浄水場のときには考えたいと、どのことを指すんですか。

○本多市長

浄水場の今後の対応については、今、若干課長が述べさせていただきましたが、まだ正式に、今、課長が申し上げたように決定をしたということではありません。ただ、西町の配水場ができますので、それなりの配水は確保できるということは数字的には出てくるんですけども、自己水ですので、今後、県水の依存度が今77%を超えておりますが、78%近いですね。これが若干、多分上がっていくのか、下がることはないと思います。ただ、やや上がる可能性の方が高いなど。配水場つくることによってそういうことも言えますので、そういうときに浄水場を配水機能を廃止をして水だけをつくって、さっき言ったようにね、送っていくと。送っていくにも、それはお金がかかるわけですので、そういう設備にしていかなければなりませんし、自己水をつくっている、そのものが

いつまでもずっとそれが続けて使えるものかどうかということもありますので、そういう点で申し上げたわけでありまして、結論を言いますと、料金にはね上がらない努力は一般会計でしていかなきゃならんというところに最終は行き着くところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○中島委員

料金にはね返らないよということと一般財源の投入ということもという話です。

53ページに愛知県水道用水料金会計表があります。それで、現在のところ、この基礎水量、その他水量、こういうところで料金が変わってくるわけですけども、平成14年度の数字がここに出しておりますよね、基礎水量。その他水量というのはうんと高くなってしまふ水量ということなんですけれども、現在の契約の関係でいうと、これはどういうふうになっているんでしょうか。

○水道工務課長

県水の水道料金、このうち、うちの水道料金という基本料金に相当する部分が、この基礎水量とその他水量ということで、二段構えになっております。

基礎水量というのは、人が生活する上での基本的な水量、これが1人当たり200リットルということになっております。その200リットルについては若干安い料金で、これで申しますと1万800円でございますか。年間でございます。ですから、県水の簡単に計算式を申しますと、給水人口かけるさっきの県水依存率、77%ですか。ですから、県水から給水を受けておる人数かける200リットルかける1万800円、これが基礎水量分の料金になります。

その他料金というのは、年間これだけ県水をいただきますよという承認水量から基礎水量を除いた残りでございます。ですから、逆に申しますと、使わなくても取られてしまう料金という、そういうことになります。

そういった二段構えの料金になっております。以上です。

○中島委員

だから、その水量、調整基本料金がかかってくる承認基本水量ですか、当市の契約という意味では、これは自動的に決まってくるものじゃなくて契約のときに水量を契約するんじゃないですか、調整して。

○水道工務課長

希望水量です。

○中島委員

だから、こちらがこのぐらいにしてほしいというて決めるんでしょう。それが、これ、平成14年まで載ってますけど、平成19年もこれは同じ数字ですか。これは料金ですものね、量、水量です。水量が、契約をする水量がその他水量を多くしすぎると料金が上がってしまうから、経営上損するよということを言いたいわけです。

だから、余分なその他水量を契約しないように、こういう知恵も働かさないと水道料金が上がるもどできてしまうという、そこでも企業努力をしているかということなんです。

○水道工務課長

申しわけありません。ちょっと取り違えていたかもしれません。うちの承認水量というのは、うちがこれだけ水が欲しいということで希望した水量を承認されて消費するというところでございます。これは日当たり1万9,700トンということで、例年変わらない水量でございます。

ですから、承認水量というのは1万9,700トン、それから基礎水量を引いた残りがその他水道料金ということになります。

以上です。

○中島委員

ですから、趣旨からいうと、それが多すぎないかということを知っているんです。その他水量を的確に契約しないと料金が重くなるわけでしょう。だから、その点で、そういうところでの研究と契約をしているかと。これは何年ごとでした。

○水道工務課長

だんだんこの契約というのが短くなりまして、昔は5年、3年だったかどうかちょっとわかりま

せんけど、2年で、隔年でなりました。変えることは可能でございます。ですから、今申しますと、最大配水量で今、平成19年で2万3,370トンですよ。これから日当たり2万3,370トンということは浄水場で5,000トン、4,000トンを引けば、残りが県水分でございますので、1万9,700トンというのはそんなに過大な数字ではないと思っております。

これは逆に超えると今度、罰金ということになりますので、正統かつちょっとぎりぎりな数字で、なかなか超えないように、今、浄水場でカバーしているという状態でございます。

○中島委員

長くなりますので、もう終わりますけれども、毎年というふうに、現在は契約の仕方が変わったと。大きな問題になっていたのは数年間、5年ぐらい昔やっていて、それが実際には変えられなかったということが大きな問題になっておまして、現在では県の方のそういう見直しされて毎年ということになっていると。ですから、この承認基本水量というものを過大に見ないという、足らなかったらまたいけないんですけども、過大に見ないという、こういう課題があるということですね。その点は十分に配慮してやっていただきたいと。

今、1万9,700トン、これ日ですか。日ですよ。ということで、現在のこれの県の方から来る量ですから、浄水場を除いてこのぐらいあれば何とかという、浄水場で調整すると、こういうことができるんですかね、浄水場でね。

私も浄水場の役割というのはそこにもあるのかなというふうに思いますので、私はぜひこれは残していただかないとまずいというふうに思います。

最後に消費税の関係で、消費税、会計上ちょっと今すぐには私にはわからない。わかりますか、消費税の扱い。つまり、いただいた消費税は5%でいただくんですけども、企業として、公営企業としての戻しがあったり、いろいろと。その計算上はどうなりますか。

○水道業務課長

消費税につきましては、入ってくる、買ったものについては消費税を払っていますので、仮払い消費税ということで。それから、売る方については仮受け消費税ということで、年度末に相殺をいたしまして、その差額につきまして申告して払っております。

年4回払っております、翌年の6月が精算のときということで、3回分につきましては前年度の料で仮に払っております。

以上です。

○中島委員

幾ら。

○水道業務課長

合計で900万5,600円です。9月、12月、3月と、それぞれ264万1,800円ということで中間申告いたしまして、ことしの6月末で精算ということで108万200円を払っております。合計で900万5,600円でございます。

○池田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第8号について、挙手により採決します。

認定第8号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手多数です。

したがって、認定第8号 平成19年度知立市水道事業会計決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後6時55分

再開 午後6時57分

○池田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第12号 国営土地改良事業制度の存続を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○永井委員

それでは、本陳情に対しまして、私は採択の立場で少し意見を述べさせていただきます。

意見書の中にもありますけれども、矢作川総合第2地区の国営土地改良事業地区調査が平成20年度より3年間をめどに開始されています。

受益面積は1万2,800ヘクタール、農家数が3万3,000戸。そのうち、知立市では受益面積390ヘクタール、農家数が1,150戸であります。事業費は総事業費500億円。これらの事業について、農林水産省、東海農政局、新矢作用水農業水利事務所所管し、総勢40名の職員が配置されております。

政府の地方分権改革推進委員会等において地方農政局は大半の業務を地方に移管し、廃止すべきだとの議論が進む中、この業務が地方に移管されることとなると、防災機能も含めた新しい事業のため、補助率負担割合はまだ未定であります。国の補助率が小さく、地方の負担割合が大きくなることが懸念され、農業振興にも支障が生じることが懸念されます。

これらのことから、現在の国営土地改良事業制度を確保し、国でやるべきことは国の負担で進めていただきたいと思いますので、本陳情は採択をお願いします。

地方分権ですが、やはり国のやることは国でやること、地方でやることは地方でやることすみ分けが大事じゃないかなと思います。

以上です。

○池田委員長

ほかに御意見はありませんか。

○風間委員

私も賛成の立場で意見を若干申し上げたいと思います。

地方分権の第一次勧告では国と地方の二重行政を排除する観点から廃止、民営化、地方への移譲など、国と地方の役割分担を見直す考えが示されておたと。

そういう流れを受けまして、国の出先機関の見直しに関する中間報告、こういうものがついこの8月に地方分権推進委員会で行われ、そして、今、その中間報告の取りまとめを終えて、本年度中を目途に第二次勧告に向けた国の出先機関の事務権限を整理していく、こういうものを含めた中間報告の第二次勧告に向けた今そういう状況にあるということで、その第二次勧告が行われる今から各省庁の反発、そして関係団体の反発、こういうものがすさまじいものが出てくるなどという流れの中で第一弾でこの国営事業のこの陳情が出てきたわけですね。

それで、私は地方分権を推進する立場に何ら変わりはないわけでありまして、やはり、どしどしとそういうものは地方主権という形で確立していかなければならないという立場は持っております。

ただ、その内容をただ単に机上の理論だけではない、さきさき切り捨てていいのかという部分と、そして、今、永井委員も言われたように、地方は地方であるべき姿を確立していく、そういう構図の中でやはり総体的に考えていかなければならない重要課題だと思っております。

そうした場合に、今回のこの地方農政局の廃止の観点を考えた場合、非常にここの陳情本文にもありますように、役割が重要であると。この国営土地改良事業のトータル的なやはり国の管理のもとにこういう整備を図っていくということは重要であるというふうに思っておりますが、具体的な部分は私はあまり存じておりませんし情報も収集も若干少ないわけですが、大半はそういう状況にあると。まだまだ土地改良整備、こういう部分でのトータル的な整備は必要であるというふうに思いますし、また、もう一つは、これと直接関係しているかどうかはわかりませんが、やはり今、食の安全性やら自給率の問題、そういうものが非常に問われているわけで、農地農政改革が

行われている最中であると。その中には若干問題点で稲作の大規模化や企業の進出などを促進する、このような方針も出ているわけですが、やはりこういうものが前面に出ちゃいますと地域での小規模農家の衰退にもつながるという部分で、問題あるそういう指針もあるわけですが、トータル的に見ればやはり地域がその資源を活用して、そしてしっかりとその地域地域でこの地産地消やら食の安全性、そして自給率の向上、そういうものをトータル的に進める今必要がまさに来ていると思うんですね。そういう部分では、やはりこういう地方農政局、こういうものを中心にして基盤整備をしながらそういうものを考えながら総合的にやはり地域地域でしっかりと取り組んでいくと、そういう姿勢がやはり大切だろうというふうに考えますので、本陳情はそういう見地から賛成ということで意見表明を終わります。

○池田委員長

ほかに御意見はありませんか。

○中島委員

私も賛成の立場で少し意見を述べたいというふうに思います。

ここにもありますけれども、基幹水利施設の建設、こういうものがすべての地域の農地を結び、農業をはぐくむという役割を果たしているわけで、この知立市に関していえば、今すぐ何か事業があるのかというとならないというふうに思いますけれども、公共下水と同じで、耐用年数がくれば明治用水の更新等についても出てくるわけです。これを地方で全部ばらばらにしてそれぞれやりなさいと、こんなふうになってしまったら農業そのものがおかしくなってしまうと、支えられないというような事態にもなりかねない。全国的なレベルで調整してやらなければならないところは地方分権という大きな流れがあったとしても国の責任としてやらなければならないことはあるのではないかと、こういうふうに思うんですね。

あたかも国道を地方に分けて何とかせえというような感じ、極端ですけども、そんなようにも受け取れるような地方分権をかさにしてというこ

とはやっぱりいけない。

もちろん、地方で農業のあり方について責任を持っていくというこれからの姿勢は大事だというふうに思いますけれども、やはり大本は農政というのは食料自給率を含めて国が大きく関与しなければ推進できない、そういうものであろうかというふうに思いますので、私はこの意見書をあげていくべきだということで賛成いたします。

○池田委員長

ほかに御意見ありませんか。

○田中委員

今まで話があったように、ことしの末に第二次の勧告が出ますので、その前に早急に意見書をあげて、安城ももう意見書をあげております。だから、刈谷とか、この豊田か、近辺の都市がどういう態度を取るかちょっとわかっておりませんが、基本的にはこういう陳情書の意見書をあげていくと、今の現状の私の考えでありますので、賛成をいたします。

○林委員

私も賛成ということでお願いいたします。

○池田委員長

それでは、これより採決します。

陳情第12号について、採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。

したがって、陳情第12号 国営土地改良事業制度の存続を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されましたことに伴い、意見書の案文について御協議を願います。

案分については、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろし

いでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○池田委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

○池田委員長

以上で、建設水道委員会を閉会します。

ありがとうございました。

午後7時07分閉会

ここに会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長